

市の概要



防災・防火・救急



登録・届出



税金



国民健康保険・
国民年金



福祉



選挙・議会



広報広聴・相談



出産・子育て・教育



健康・医療



環境・暮らし



教養・文化・
各種施設



コミュニティバス



公共施設マップ



岐阜市 くらしのガイド

★岐阜市公式ホームページ

岐阜市

検索



★エエトコタント岐阜市

岐阜市の魅力情報を発信する
シティプロモーションサイト



■岐阜市役所代表

☎ (058) 265-4141 FAX (058) 264-8602
市庁舎 〒500-8701 司町40-1

※市役所の開庁日時は、月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時30分
(祝休日と年末年始は除く)です。ただし、一部の課や施設は異なります。

発行／岐阜市 編集／市長公室広報広聴課
令和7年(2025年)6月1日発行

目次

岐阜市の概要	4～9
市庁舎／みんなの森 ぎふメディアコスモス	6
ウゴクテ・ツナグテ・中保健センター	
／金公園／岐阜城楽市	8
子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”	
／自動運転バス GIFU HEART BUS	9
大規模災害へ確かな備えを	10～13
1 防災・防火・救急	14
2 登録と届出	15～17
3 税金	17
4 国民健康保険	18～19
5 国民年金	19
6 介護保険	20
7 高齢者の福祉	20～21
8 障がい児・障がい者の福祉	22～23
9 後期高齢者医療制度	23
10 福祉医療費助成制度	24
11 生活保護／福祉資金貸付／ひきこもり相談／DV相談 など	24
12 市政情報	24
13 選挙	24
14 議会	25
15 広報・広聴	25
16 市民相談	25
17 消費生活	25
18 妊娠・出産	26
19 乳幼児の健康	26
20 子育て	27
21 保育所(園)・幼稚園など	28～29
22 教育(小学校・中学校・義務教育学校)／スポーツ施設	30～31
23 その他の教育機関	31
24 健康・医療	32
25 病院	33
26 ご不幸・墓地	33
27 ごみ・粗大ごみ・資源分別回収	34～35
28 環境	36
29 ペット／衛生	36
30 上下水道／井戸水／し尿／浄化槽	37
31 経営・創業／融資	37
32 計量	37
33 道路／河川	38
34 住宅／建築／駐車・駐輪	38
35 まちづくり／景観／空き家／緑化	39
36 市民協働のまちづくり	39
37 生涯学習・ボランティア／地域活動・サークル活動	40
38 文化・スポーツ・レクリエーション施設	41～44
39 コミュニティバス(ぎふっこバス)	44～45
公共施設マップ	46

こんな時は…

■地震や水害への備えを知りたい時	10～13
■転入・転出・転居される時	
●住民登録・印鑑登録など	15～17
●国民健康保険に加入している人は	18～19
●国民年金に加入している人は	19
●後期高齢者医療制度	23
●福祉医療費助成制度	24
●保育所(園)・幼稚園	28～29
●小学校・中学校・義務教育学校	30～31
●上水道・下水道	37
■結婚または離婚した時	
●戸籍の届出・住民登録	15～17
●国民健康保険の届出	18
●国民年金の届出	19
■赤ちゃんが産まれた時	
●戸籍の届出	15
●国民健康保険の届出、出産育児一時金の支給	18～19
●乳幼児健康診査・予防接種	26
●児童手当	27
■ご不幸があった時	
●おくやみコーナー	6
●戸籍の届出	15
●国民健康保険の届出、葬祭費の支給	18～19
●国民年金の届出	19
●火葬手続き・岐阜市斎苑の利用	33
■岐阜市の観光・イベントを知りたい時	4～5・7
■子育てなどに悩んだり・困ったりした時	9
■介護保険のサービスを受けたい時	20
■障がい者のサービスや支援を受けたい時	22～23
■子育てに必要な情報を知りたい時	26～31
■日曜日・休日や夜間の急病でお困りの時	33
■お子さんの夜間の急病でお困りの時	33
■ごみの分別方法を知りたい時	34～35
■粗大ごみを出したい時	34～35
■地域活動やサークル活動に参加したい時	39～41
■生涯学習の情報を知りたい時	40

●課などの問い合わせ先は、原則ダイヤルイン(直通電話番号)を表記しています。担当部署がわからない場合や閉庁時、または内線番号表記の課などへのお問い合わせは、代表番号(☎265-4141)へおかけください。

※記載している情報は、令和7年5月現在の内容です。その後の追加や変更については、市ホームページなどで随時お知らせします。

岐阜市の概要

まちを楽しむ

岐阜市は岐阜県の県庁所在地であり、市内中心部に清流・長良川が流れ、緑豊かな金華山がそびえる、自然豊かなまちです。1,300年以上の歴史を誇る「ぎふ長良川の鵜飼」や国史跡「岐阜城跡」など、歴史のまちとしても知られています。斎藤道三・織田信長が登場した戦国時代に、岐阜は天下の要所として全国に名が知られるようになりました。江戸時代には、岐阜町は尾張徳川領に、加納町は加納藩の城下町そして中山道の宿場町として、発展の道を歩んできました。明治22年7月1日に岐阜市制を施行して以後、近隣町村との合併を続ける一方、戦争や地震、台風による災害などの困難を克服しながら、産業・観光都市として成長。平成8年4月に中核市となり、平成18年1月に羽島郡柳津町と合併、令和元年7月1日には市制130周年を迎えました。

■岐阜駅北口駅前広場／岐阜シティ・タワー43／岐阜スカイウイング37／岐阜イーストライジング24

●岐阜駅北口駅前広場

平成21年9月に完成。岐阜の自然や歴史、伝統文化をモチーフにしたデザインで、県都の玄関にふさわしい景観。緑豊かな広場は「杜(もり)の駅」をテーマにしたほか、歩行者デッキ「杜の架け橋」で駅とまちをつなぎ、バスやタクシーの乗降場を整備。黄金の織田信長公像がそびえる「信長ゆめ広場」でのイベントがにぎわいを創出しています。



●岐阜シティ・タワー43

駅前広場の西側にそびえ、地上163m、住居を伴う複合タワーでは中部圏で一番の高さ。最上階43階のスカイラウンジからは岐阜市の絶景や美しい夜景が楽しめます。

●岐阜スカイウイング37

岐阜シティ・タワー43の北側に位置します。地上37階建て、高さ136mの東棟をはじめ、西棟、駐車場棟の3棟で構成され、住宅・商業施設・ホテルなどが入居。人が住み、働き、憩う駅周辺の魅力ある拠点となっています。

●岐阜イーストライジング24

JR岐阜駅の東側に、平成31年1月に完成。地上24階建て、高さ95m、福祉施設を主体とし、住宅・商業施設などが入居。多世代が集い新たなにぎわいを創出しています。

■かわらまちかいわい川原町界隈



▲アクセス＝岐阜バス岐阜公園・長良橋方面行き「長良橋南・川原町」下車

戦争や震災をくぐり抜け、江戸時代から明治時代の歴史的なまちなみ、格子造りの町家や商家、蔵などが残る「川原町界隈」。川原町とは、長良川左岸に位置する湊町、玉井町、元浜町などの総称で、戦国時代には長良川沿いに川湊が設けられ、美濃和紙や木材などを扱う商業の拠点として繁栄した地です。

■長良川温泉

長良川と金華山の周辺に広がる温泉街。赤褐色のにごり湯が特徴です。清らかな川の流れを眺めながら温泉に身をゆだね、鮎料理や薬膳料理に舌鼓を打ち、ぜいたくなひとときをご堪能ください。



■岐阜市の統計情報

- 位置 東経136°45′ 北緯35°25′ 海拔14.3m
- 面積 203.60km²
- 世帯数 189,189世帯
- 人口 男性：189,865人 女性：207,881人
- 総人口 397,746人 (令和7年5月1日現在)

■市章(明治42年8月27日制定)

岐阜市は往古「井口(いのくち)」と呼ばれ、織田信長により「岐阜」と名づけられました。この由緒に基づき、井口の「井」を市章に定めました。



■市の木・市の花(昭和47年10月22日制定)



市の木：つばらじい



市の花：サルビア

■金華山／岐阜公園



市の中心部に位置する金華山は、標高329m(国土地理院の三角点設置箇所)。山頂には岐阜城がそびえ立ち、まさに岐阜のシンボルと言えます。春は「つばらじい」が山を黄金色に染めるほか、豊かな森林が残り、700種類を超える植物やさまざまな動物が息する自然の宝庫です。山頂へはぎふ金華山ロープウエーのほか、登山道が整備され、リス村もあるなど、自然を気軽に楽しめます。



▲アクセス＝岐阜バス岐阜公園・長良橋方面行き「岐阜公園・岐阜城」下車
◎41ページも併せてご覧ください。

■岐阜城

鎌倉幕府の執事であった二階堂行政が築いたと伝えられ、道三公や信長公の居城として知られています。昭和18(1943)年の初代復興天守焼失後、昭和31(1956)年に現在の天守が再建されました。



伝統の技、日本の宝に魅せられる

■ぎふ長良川の鵜飼

岐阜の夏の風物詩「ぎふ長良川の鵜飼」は毎年5月11日から10月15日まで、鵜飼休み(中秋の名月ごろ)と増水時を除く毎夜行われます。鵜飼は1,300年以上の伝統を誇り、織田信長をはじめ、時の権力者の保護を受けてきました。また、松尾芭蕉やチャールズ・チャップリンら多くの文化人にも愛されてきました。漆黒の闇の中、6人の宮内庁式部職鵜匠が、風折烏帽子(かざおりえぼし)などの装束に身を包み、篝火(かがりび)を焚(た)いた鵜舟に乗り、「ほうほう」と声をかけながら、熟練した手縄さばきで鵜を巧みに操り、鮎を捕らえます。6隻の鵜舟が一列に並び鮎を追い囲む姿は、観覧する人を魅了し、幽玄の世界へと誘(いざな)います。

●鵜飼時間

19時45分ごろ(時季やイベントにより変動あり)
※夏休みの土曜日など繁忙期には、通常の鵜飼の後に2回目の鵜飼(納涼鵜飼)を実施する場合があります。実施日・料金などはぎふ長良川の鵜飼ホームページに掲載。

●乗合船

出船時間	料金(税込)	
	大人	小人
18時15分 18時45分 19時15分	3,500円	1,800円 ※小学生以下 (3歳未満は無料)

※出船時間が19時15分の乗合船は、平日のみ大人3,200円。食事・飲み物はお持ち込みください。鵜匠による鵜飼説明を「鵜飼観覧船のりば」で17時45分ごろから行います。

●貸切船

乗船定員数	出船時間	料金(税込)
50人乗り	17時30分～19時15分 ご希望の時間に出船します	148,800円
40人乗り		119,000円
30人乗り		89,300円
20人乗り		59,500円
15人乗り		44,700円
24人乗り(椅子席)		89,300円
16人乗り(椅子席)		59,500円

●高級鵜飼観覧船(貸切)

間に溶け込む外観で統一され内装のテーマカラー・屋形が異なる3隻の高級鵜飼観覧船では、特別な空間で鵜飼を観覧できます。

	乗船定員数	料金(税込)
花篝(はなかがり)	15人乗り	134,100円
藍山(あいやま)		
白月(しらつき)	10人乗り	89,400円

■伝統工芸品

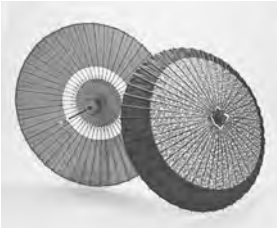
古くから美濃和紙の産地が近く、薄くて丈夫な和紙や良質な竹に恵まれたことにより、岐阜提灯、岐阜和傘、岐阜うちわ、のぼり鯉・花合羽(油紙)などの伝統工芸品が育まれてきました。いずれも脈々と受け継がれる熟練した職人の技が光ります。また、武者のぼりや大漁旗などの染色方法である美濃筒引き本染め・手刷り捺染という古来の技法も受け継がれています。岐阜提灯は平成7年、岐阜和傘は令和4年にそれぞれ国の伝統的工芸品に指定されています。

●岐阜提灯



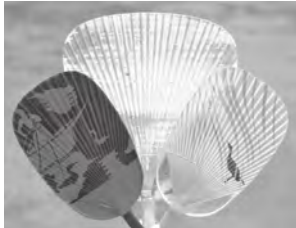
250年以上の歴史を持つ「岐阜提灯」は、細いひごを巻き、薄い和紙を張って作られており、秋の七草や花鳥、風景など細やかな絵柄が描かれています。

●岐阜和傘



主に加納地域で生産されている「岐阜和傘」は、熟練した職人の細やかな手作業によるいくつもの工程を経て作られる、人を和ませる華やかで繊細な工芸品です。

●岐阜うちわ



「岐阜うちわ」には、仕上げに漆を塗った「塗うちわ」、柿渋を用いた「渋うちわ」のほか、がんび紙を張り、専用のニスを使って仕上げる「水うちわ」があります。



●「おまかせパック」「おまかせパックデラックス」

乗船料と弁当・お茶をセットにし、お気軽に鵜飼観覧をお楽しみいただけます。リーズナブルにご利用いただける「おまかせパック」、ワンランク上のお弁当を味わいながらデラックス専用船(椅子席)で楽しむ「おまかせパックデラックス」の2つのプランがあります。

■旅行代金(税込)

プラン名	大人 (中学生以上)	小人 (3歳以上小学生以下)
おまかせパック	6,200円	4,200円
おまかせパックデラックス	9,800円	8,200円

※いずれも乗船料＋弁当＋お茶

■開催日(18時45分出船のみ)

鵜飼開催期間中の火～金曜日(祝日、特定日は除く)

■申込

・参加(乗船)希望日の11日前までに岐阜観光コンベンション協会ホームページのインターネット予約または電話で(公財)岐阜観光コンベンション協会へお申込みください。
岐阜観光コンベンション協会
ホームページはこちら▶



・旅行代金は、クレジットカードまたは協会指定の口座へ所定の期日までに振り込みにてお支払いください。

▶鵜飼観覧船の予約

ぎふ長良川の鵜飼ホームページから

ぎふ長良川の鵜飼ホームページはこちら▶



問 鵜飼観覧船事務所(湊町1-2)☎262-0104)

市庁舎

☎ 管財課(市庁舎3階／☎265-3888)

市民交流スペースや展望スペース、レストランなどを設けており、隣接するみんなの森 ゑふメディアコスモスと合わせ、にぎわい創出の場としてご利用いただいています。

■総合窓口 ☎ 市民課 (市庁舎 1 階／☎ 214 - 2857)



出生、婚姻、転入・転居など、ライフイベントに関する手続きをワンストップで取り扱います。戸籍や住所異動の届出・住民票などの交付に加え、国民健康保険や子ども・福祉の手続き、税証明の発行を行います。

●総合窓口の主な機能と手続きの手順

- ①コンシェルジュ(案内係)による用件の聞き取り・発券対応
- ②待合モニターに番号表示(スマートフォンでも確認可能)
- ③窓口での手続き

●おくやみコーナー(予約制 ※Web予約可)

身近な人が亡くなった後の手続きのなかで、多くの人が対象になるもの(葬祭費の手続き、年金や戸籍謄本などの取得方法の案内など)を取り扱い、ご遺族をサポートします。

■アクセス

○**立体駐車場** 年中無休 午前8時～午後9時30分
一般車両381台(うち、おもいやり駐車場10台、ハートフル駐車場17台)、自動二輪車5台(100円/30分)
◎利用者は2時間まで無料。身体障害者手帳などをお持ちの人は5割減額。※いずれも減免手続きが必要。

○**無料駐輪場** 約400台 庁舎西側、正面玄関ロータリー東側、立体駐車場南側(原動機付自転車(道路交通法)用駐輪場あり)

○「岐阜市役所・メディアコスモス」バス停

- ◆乗り入れ路線(午前9時～午後5時)
①市内ループ線 ②清流ライナー下岩崎線(平日のみ)

○**周辺バス停** 「市役所・鶯谷高校口」、「ぎふしんフォーラム・裁判所前」、「市役所・メディアコスモス西」

■開庁・営業時間

	場所／部署・窓口	開設日時
共用部	1 階 エントランスモール・市民交流スペース「ミンナト」、4 階 みどりの丘、15 階・17 階 展望スペース「つかさデッキ」	平日・土日祝休日 8:00 ～ 20:00
	立体駐車場	平日・土日祝休日 8:00 ～ 21:30
利便施設	1 階 十六銀行	平日 9:00 ～ 15:00
	1 階 郵便局	平日 9:00 ～ 17:00 ※貯金・保険は 16:00 まで
	1 階 ATM コーナー	平日 8:00 ～ 20:00
	1 階 売店	平日 8:00 ～ 18:00
各種窓口	2 階 レストラン	平日・土日祝休日 11:00 ～ 20:00
	一般業務	平日 8:45 ～ 17:30 ※納税課(市税と国民健康保険料の納付相談)・上下水道料金センターは休のみ 20:00 まで
	1 階 総合窓口、1 階・2 階 国保・年金課	平日 8:30 ～ 17:30
	1 階 総合窓口(戸籍届出と証明発行のみ)	土日祝休日
	2 階 上下水道料金センター	9:15 ～ 16:00
	3 階 納税課(市税と国民健康保険料の納付相談のみ)	日曜日 10:00 ～ 15:00



みんなの森 ゑふメディアコスモス 司町40-5／☎265-4101

【開館時間】

ぎふメディアコスモス 午前9時～午後9時
岐阜市立中央図書館 午前9時～午後8時
市民活動交流センター 午前9時～午後9時
多文化交流プラザ 午前9時～午後9時(平日)
午前9時～午後5時45分(土日祝休日)

駐車場(有料) 午前8時～午後9時30分

【休館日】 毎月最終火曜日(祝日の場合は翌平日)および12月31日～1月3日 ※保守点検などで臨時休館の場合あり。

【アクセス】

○**周辺バス停** 「岐阜市役所・メディアコスモス」、「市役所・メディアコスモス西」、「ぎふしんフォーラム・裁判所前」、「市役所・鶯谷高校口」

○**駐車場** 約300台(100円/30分) ◎利用者は2時間まで無料。

○**無料駐輪場**

みんなの森 ゑふメディアコスモス



知の拠点「市立中央図書館」、絆の拠点「市民活動交流センター」「多文化交流プラザ」、文化の拠点「展示ギャラリー」などからなる複合文化施設です。子どもから大人までが楽しめる「屋根の付いた公園」のような場所に足を運んでみませんか。

■有料貸出施設

ホール、ギャラリー、スタジオなどが使用できます。申込方法や使用料など、詳細は施設貸出カウンターへお問い合わせください。※ホームページもご覧ください。

2025▶2026 岐阜市のイベント

夏

- 開館40周年記念企画展「お江戸ブックワールド」
6月7日(土)～7月27日(日)／歴史博物館
- 岐阜城パノラマ夜景
7月12日(土)～8月31日(日)／岐阜城



- 長良川まつり・鮎供養 7月16日(水)／神明神社・長良川河畔
- 科学館70周年記念特別展「仮面ライダー×自然のチカラ展」
7月19日(土)～8月31日(日)／科学館(予定)
- 開館40周年記念特別展
「岐阜城と織田信長－発掘成果から考える岐阜城の姿－」
8月8日(金)～10月13日(月・祝)／歴史博物館
- ぎふ長良川花火大会
8月9日(土)／長良川河畔
- 境川ふれあい夏祭り花火大会
8月下旬／境川緑道公園
- 伝統文化のタベ 長良川薪能
9月6日(土)／長良川河川敷特設舞台



▲長良川薪能

秋

- 岐阜城パノラマ夜景
9月6日(土)～11月30日(日)の土日祝休日／岐阜城
- ぎふ市民健康まつり
10月19日(日)／文化センター
- 岐阜公園菊人形・菊花展
11月(予定)／岐阜公園
- 岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～
11月1日(土)・2日(日)／中心市街地
- さんぽde野外ライブ 11月1日(土)／中心市街地
- 科学館70周年記念ぎふサイエンスフェスティバル2025
11月22日(土)・23日(日・祝)／文化センター(予定)



全国から約60万人の選手などが参加する「ねんりんピック岐阜2025」を岐阜県内全42市町村を会場に56種目開催！

総合開会式 10月18日(土)
岐阜メモリアルセンター長良川競技場

総合閉会式 10月21日(火)
ぎふ清流文化プラザ長良川ホール

イベント 10月18日(土)～21日(火)

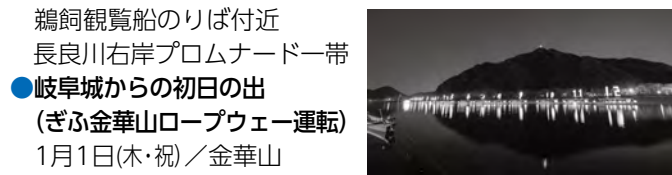
ふれあい広場やふれあいニュースポーツ、健康フェアなど誰でも参加できるさまざまなイベントが開催されます。



▲ねんりんピックはばたけ鳥取2024総合開会式

冬

- 池ノ上みそぎ祭
12月13日(土)／葛懸神社、長良川河畔
- こよみのよぶね
12月22日(月)(冬至の日)／



- 安楽庵策伝顕彰落語会
1月8日(木)／淨音寺
- ぎふ灯り物語 1月(予定)／岐阜公園ほか
- 岐阜城パノラマ夜景
ぎふ灯り物語に併せて土・日曜日に開催予定／岐阜城
- 第18回ぎふジャズフェスティバル
1月25日(日)／ぎふしんフォーラム(市民会館)
- ハートフルフェスタ2026
1月中～下旬／ハートフルスクエアG
- 第22回全日本学生落語選手権「策伝大賞」
2月20日(金)・21日(土)
／文化センター、ぎふしんフォーラム(市民会館)

春

- ぎふ梅まつり 3月上旬／梅林公園ほか
- 岐阜城パノラマ夜景
3月20日(金・祝)～29日(日)の土日祝日／岐阜城
- 岐阜まつり 4月4日(土)／伊奈波神社参道ほか
- 第54回道三まつり 4月4日(土)・5日(日)／中心市街地
- 手力の火祭 4月11日(土)／手力雄神社
- 岐阜城パノラマ夜景 4月下旬～5月上旬

※期日・内容は変更になる場合あり。最新情報は、市ホームページでご確認ください。

観光についての☎ 観光コンベンション課(市庁舎10階／☎265-3984)、(公)岐阜観光コンベンション協会(神田町1-8-5 協和興業ビル6階／☎266-5588)

岐阜市では6種目を開催！

交流大会 10月19日(日)・20日(月)

テニス・弓道・水泳の3種目を開催。



60歳以上の各都道府県・政令指定都市の代表選手が熱戦を繰り広げます。誰でも自由に観戦できます。

ふれあいレク大会 10月18日(土)・19日(日)

ボッチャ・ミニテニス・ユニカールの3種目を開催。



誰もがレクリエーションを楽しむことができる岐阜県独自の大会です。

大会・イベント情報、岐阜市の魅力などを市ホームページなどで発信中！

☎ ねんりんピック推進室☎214-4333



ウゴクテ・ツナグテ・中保健センター 徹明通2-18 柳ヶ瀬グラッスル35 3、4階

柳ヶ瀬の新たなランドマーク「柳ヶ瀬グラッスル35」の3階に健康運動施設「ウゴクテ」と中保健センター、4階に子育て支援施設「ツナグテ」があります。何でも行きたくなる、魅力ある施設ですので、ぜひご利用ください。

■柳ヶ瀬健康運動施設「ウゴクテ」／3階・☎214-3760 コンセプト「動く習慣で、伸ばそう健康寿命」

生活習慣の改善や健康づくりへの関心が薄い人などに健康づくりの「きっかけ」を提供する施設です。トレーニングルームやフィットネススタジオ、交流スペースなどがあります。



■中保健センター／3階・☎214-6630

乳幼児健康診査や健康相談、精神保健、難病などの申請受け付けを行います。子育てに関することや、健康、各種手続きなど、お気軽にご相談ください。

【開館時間・休館日】

ウゴクテ 月～土曜日の午前9時～午後9時、日曜日・祝休日の午前9時～午後5時／休館は木曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
※すこやか交流室、多目的室は開館時間・休館日が一部異なる
中保健センター 午前8時45分～午後5時30分／休館は土日・祝休日、年末年始
ツナグテ 午前10時～午後6時／休館は毎月最終木曜日、年末年始

【アクセス】

- バス 「文化センター金神社前」バス停＝徒歩3分、「金華橋通り柳ヶ瀬」／「徹明町」／「柳ヶ瀬」バス停＝徒歩4分
- 車 ウゴクテ・ツナグテ／近隣駐車場をご利用ください。
中保健センター／金公園地下駐車場、柳ヶ瀬グラッスル35駐車場をご利用ください。
◎健康診査などにかかった時間分の駐車料金は市が負担。
- 自転車 柳ヶ瀬グラッスル35無料駐輪場

■柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」／4階・☎214-3117 コンセプト「あそび場はまなび場」

遊びを通じて子どもの生きる力を育み、子育て家庭を応援する施設です。子どもの体力や想像力・感性を育成する「きっずエリア」、読み聞かせスペースがある「ふぁみりーエリア」があります。



※ウゴクテ・ツナグテの利用方法や料金など、詳細はホームページをご覧ください。(42ページにも一部掲載)

セントラルパーク『金公園』 金町5／☎214-2182(公園整備課)

～まちと人がつながる憩いとうるおいの空間～

憩い、うるおい、にぎわいの空間であるセントラルパーク『金公園』には、緑の拠点となる広大な芝生広場をはじめ、イベント空間や、公園全体を見渡すことができる「小高い空間」、訪れる人に潤いを提供する「噴水」、ほどよい広さの居心地のよい空間などを整備しており、公園を訪れる皆さんが主役になり楽しむことができます。



岐阜公園内 飲食・物販施設『岐阜城楽市』

大宮町1／☎214-4596(歴史まちづくり課)

～「岐阜」を^{たしな}嗜み、OMOTENASHI(おもてなし)を堪能する～

令和7年4月、岐阜公園に飲食・物販施設「岐阜城楽市」がオープンしました。

和食を中心としたレストランやこだわりのコーヒーが堪能できるカフェ、地産地消のメニューのある飲食店や食べ歩きが楽しめるお店、岐阜ならではの土産を取り揃えた物販店などが出店しています。

岐阜城下に誕生する現代の楽市楽座が、にぎわいとおもてなしの象徴になり、訪れる人達に岐阜を楽しんでもらえる施設となることを目指します。

【アクセス】

- バス 「岐阜公園・岐阜城」バス停＝下車すぐ
- 車 約50台
- ※店舗の営業時間など、詳細はホームページをご覧ください。



岐阜城楽市
GIFU-JO RAKUICHI

子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 明徳町11／☎0120-43-7830 (こども家庭センター)

子ども・若者に関するさまざまな悩みや不安についての相談を受け、一人一人の成長段階に応じた総合的・継続的な支援を行っています。20歳未満の子ども・若者、保護者、教職員などからの電話・来所・メール相談に応じます。まずは総合相談員がお話を伺い、相談内容に応じた専門相談員をご紹介します。どこへ相談したらよいか迷った場合も、気軽にお問い合わせください。



■子育て、発達に関する相談

「子育てに自信がない」「子どもが言うことを聞かない」などの困りごと、幼児期の発達や学齢期以降の発達に関する相談に応じます。

■不登校やいじめに関する相談

学校生活上の悩みや不登校、いじめに関する相談に応じます。一人で悩まずに早めに相談してください。

■児童虐待に関する相談・通告

子どもの泣き声をする、子どもに不自然な「けが」や「あざ」があるなど、「虐待かもしれない」と感じたら、迷わずに相談・通告してください。通告者の秘密は守ります。

■専門家による相談

総合相談の後、必要に応じて医師(小児科・児童精神科)・弁護士など専門家によるアドバイスや臨床心理士によるカウンセリングを受けることができます。保護者や教職員などからのご相談も受けます。

ギフハートバス 自動運転バスGIFU HEART BUS ☎214-2028(交通政策課)

公共交通への自動運転技術の導入に積極的に取り組んでおり、「自動運転バスがいつも走っているまち」の実現に向けて、自動運転バスを運行しています。「中心部ルート」と「岐阜公園ルート」を運行しているので、ぜひご乗車ください。

◆期間 令和10年3月31日(金)までの午前10時～午後4時
※悪天候などにより、中止の場合があります。

◆乗車定員 各便10人 ◆運賃無料

●中心部ルート(毎日)

JR岐阜→柳ヶ瀬→岐阜市役所・メディアコスモス→金華橋通り柳ヶ瀬→JR岐阜

●岐阜公園ルート(土日祝休日)

JR岐阜→柳ヶ瀬→市役所・鶯谷高校口→川原町→岐阜公園・岐阜城→御館街道→ぎふしんフォーラム・裁判所前→金華橋通り柳ヶ瀬→JR岐阜

◆乗車予約 乗車希望日の30日前から予約ができます。空席がある場合、予約なしでも乗車可。

▶自動運転バス予約受付へ電話
☎070-3390-0055(午前9時～午後5時)

▶LINE予約システム(24時間受付) LINE予約はこちらから▶

運行ダイヤなど、詳細は市ホームページをご覧ください。ゆっくり走行する自動運転バスを温かく見守っていただき、無理な追い越しや路上駐車をしないよう、ご協力をお願いします。





大規模災害へ確かな備えを

岐阜市では、今後30年以内の発生確率が80％程度と予測される南海トラフ巨大地震が懸念されているほか、台風や集中豪雨による洪水など、自然の脅威にたびたび直面しており、大規模災害による危険と常に隣合わせの状態です。災害対策は、一人一人が普段から防災意識を高め、常に「自分事」として捉えることが重要で、自分の身の安全は自分で守る「自助」と地域で助け合う「共助」が肝心です。対策を進めることで、いざという時にも慌てずに行動でき、被害を軽減できます。【[図](#)】危機管理課(市庁舎6階／☎267-4763)

■岐阜市での南海トラフ巨大地震による被害予測

●令和2年度に実施した南海トラフ巨大地震の被害想定では、市内の震度は5強～6強と予測されています。また、液状化現象が広範囲で発生する危険性が予測されています。市ホームページで想定結果をご覧ください。

地震に対する、家庭の備えを

■家族で防災対策について話し合いましょう

大規模災害が発生したとき、自分や家族の安全、財産を守るには、落ち着いて行動することが大切です。実際に災害が発生した時でも冷静に行動できるよう、災害の状況を想像しながら次のような項目を家族で話し合い、確認しましょう。

- ☐ 家族が一緒の場合：避難場所と避難経路、役割分担(火を消す、ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす、避難口の確保、貴重品の持ち出し、隣近所への声かけなど)
- ☐ 家族が別々の場合：連絡方法と合流場所・合流方法
- ☐ 子どもや高齢者・障がいのある人がいる場合：通園・通学先や施設との連絡・送迎方法
- ☐ 自宅内外の危険物や危険箇所とその対策
- ☐ 非常食の確認 ☐ 応急手当の方法
- ☐ 子どもだけで留守番をしている場合の行動(身の守り方、連絡方法、避難場所)

■地域を守る「自主防災組織」による共助の取り組み

50の地域にある自治会連合会全てで自主防災組織が結成されています。自治会に入り、地域の行事や防災訓練に積極的に参加するなど、普段から地域で協力し合える「顔の見える関係」を築いておきましょう。自分事(自助)と地域の取り組みへの参加(共助)が「地域防災力の向上」につながります。

■避難場所・避難所を決めておきましょう

災害発生時に慌てないよう、自宅や職場から近い避難場所・避難所を把握しておきましょう。実際に歩いて、避難経路や所要時間、経路上の目標物や危険箇所を確かめます。避難場所や避難経路はあらかじめ複数決めておきましょう。→市ホームページで指定緊急避難場所・指定一般避難所の一覧と位置をご覧ください。

●地域の「指定緊急避難場所」および「指定一般避難所」の看板

◆特徴1 洪水・内水・土砂災害・地震の各災害別に災害時の利用可否を示す○×△や注意事項を表記しています。

◆特徴2 多言語(英語、中国語、タガログ語)で表記しています。

◆特徴3 「指定緊急避難場所」や「指定一般避難所」を文字だけでなく、絵文字のマークから認識できるようにしています。



●指定緊急避難場所

発生直後に、一時的に避難する場所です。主に地震の時に避難する公園や学校のグラウンドなどの空き地や、風水害の時に避難する学校や公民館を指定しています。※指定緊急避難場所と指定一般避難所に重複して指定されている施設があります。

●指定一般避難所・その他避難可能施設

住宅が被災・倒壊したり、がけ崩れの危険があったりするため、自宅へ帰れなくなった人が生活する場です。学校の体育館や地域の地区公民館、民間施設を指定しています。

■災害が起きる前に避難の準備をしましょう

避難所へ避難することが全てではありません。身の安全の確保ができる場合は、避難所以外への避難も検討しましょう。

●在宅避難など避難所以外への避難の準備

自宅の災害の危険性をハザードマップで確認し、安全が確認できる場合は在宅避難を検討しましょう。避難している場所を市に知らせることができる、県の「分散避難システム」をご活用ください。また、安全な地域に住む親戚や友人宅への避難も検討し、避難の受け入れを事前をお願いするとともに、災害が想定される場合は早めの避難を心がけましょう。

●避難所への避難の準備

避難所の受付時の混雑を防ぐために「避難者カード」を事前に記入し、非常持ち出し品と一緒にしておきましょう。また、避難当日の健康状態を記入する「健康状態チェックカード」も準備しておきましょう。※「避難者カード」および「健康状態チェックカード」は市ホームページで入手できます。

■「岐阜市総合防災安心読本」を活用して、災害に備えましょう

「岐阜市総合防災安心読本」には、災害発生時にとるべき行動と、日頃から家庭でできる防災対策を掲載しています。また、皆さんが生活する地域で想定される被害や災害時に利用する避難場所・避難所を示した地震、洪水、内水、土砂災害の各種ハザードマップを掲載しています。自宅や通勤・通学先の周辺の被害想定を把握し、災害に備えましょう。



➡危機管理課で入手できるほか、

市ホームページ、スマートフォン向けアプリからご覧になれます。

アプリ版▶
(iOS・Android)



■災害・避難情報を確認できるよう、登録を！

●ぎふ防災安心メール

◆配信する主な情報 ①岐阜市に発表された注意報・気象情報など ②避難情報(避難指示など) ③災害情報(被災状況や避難所の開設状況など) ④熱中症注意喚起などの行政情報

◆登録方法 携帯電話やスマートフォンで、二次元コードを読み取り空メールを送信するか、次のメールアドレスあてに空メールを送信。登録用ページが返信されます。

必要な情報などの登録を行ってください。機種によっては登録できない場合があります。

◆登録用メールアドレス → t-gifu-city@sg-p.jp

●緊急速報メール(エリアメール)

市内にいるNTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯電話をお持ちの人に対して、一斉に災害・避難情報を配信します。使用料などは無料です。

◆利用方法 対応している携帯電話や受信設定方法などは、各社ホームページでご確認ください。

◆受信する情報 緊急地震速報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、国民保護に関する情報 など



■地震に強い住まいづくりを進めましょう

●地震発生時に起こる3つの危険

けが：家具類の転倒に伴いけがをする恐れがあります。

火災：転倒した家具類が電気コードを傷つけることにより、電気火災が発生する危険があります。

避難障害：転倒した家具類が避難経路を塞いでしまい、避難が困難になります。

【家具や家電製品の転倒・落下を防ぐために】

- 1 家具をL字金具や突っ張り棒などで柱に固定する。
- 2 家具の下に滑り止めシートを敷く。
- 3 家具を積むときは上下を平型金具で固定する。
- 4 重い物を下に、軽い物を上に収納し、重心を低くする。
- 5 家具の上に物を置かない。
- 6 冷蔵庫は転倒防止用ベルトで背面と、テレビは転倒防止用バンドやスタンドで背面やテレビ台と固定する。
- 7 1本のコードで吊られている照明器具は補強する。
- 8 家具や家電製品が倒れても安全な位置で就寝する。

【ガラスや食器類などの飛散を防ぐために】

- 9 窓ガラスや食器棚のガラスなどに飛散防止シートを貼る。
- 10 食器棚の食器が滑り出さないように防止枠を設ける。
- 11 開き扉は掛け金などを使い、扉が開かないようにする。

【火災を防ぐために】

- 15 カーテンは防災加工品を使用する。
- 16 ガスコンロなど火元付近には物を置かない。
- 17 暖房器具の対震自動消火装置が作動するか点検する。
- 18 火元付近に消火器を備える。浴槽に水を張る。
- 19 揺れを感じて電気を遮断する「感震ブレーカー」を設置する。

【避難時の通路を確保するために】

- 20 避難時の通路となる廊下やドア、玄関には家具や荷物を置かない。
- 21 寝室や高齢者・子どもの部屋にはなるべく大型家具を置かない。

■非常持ち出し品・非常備蓄品を準備しましょう

避難時に持ち出す「非常持ち出し品」と、救援物資の到達や電気・水道・ガス(ライフライン)の復旧までの生活乗り切る「非常備蓄品」に分けて準備しましょう。

●非常持ち出し品

避難時に両手が使えるよう、リュックサックやアウトドア用ベストに入れ、玄関や枕元など持ち出しやすい場所に置きます。重くて避難の妨げにならないよう、軽くて小さな最低限の物を選びます。

- ☐ 飲料水 ☐ 食料 食べやすく、保存期間が長く、調理せずに食べられるもの ☐ 保険証 ☐ 貴重品 現金(公衆電話用に10円硬貨も)、家族や親戚・知人の住所・電話番号の控えなど ☐ 救急用品・医薬品 高齢者や持病のある人は薬やお薬手帳の写しも
- ☐ 携帯用トイレ ☐ マスク ☐ 手指消毒液 ☐ セッケン
- ☐ 体温計 ☐ 避難者カード・健康状態チェックカード
- ☐ ホイッスル(笛) ☐ スリッパ ☐ ヘルメット・防災頭巾
- ☐ 厚手の手袋(軍手) ☐ 懐中電灯(予備の電池も) ☐ 携帯電話(手動充電器や予備バッテリーも) ☐ 携帯ラジオ(予備の電池も)
- ☐ 雨具・防寒具 ☐ 衣類(上着・下着・靴下) ☐ 底の丈夫な靴
- ☐ ビニール袋 ☐ タオル・ハンカチ ☐ ティッシュペーパー・ウェットティッシュ ☐ 携帯用カイロ ☐ ナイフ・缶切り
- ☐ ライター・マッチ・ろうそく ☐ 筆記用具(油性マジックペン)

【家族構成や世帯事情に応じて】

- ☐ 紙おむつ・おしりふき ☐ 授乳用品
- ☐ 眼鏡・コンタクトレンズ ☐ 補聴器・入れ歯 ☐ 生理用品

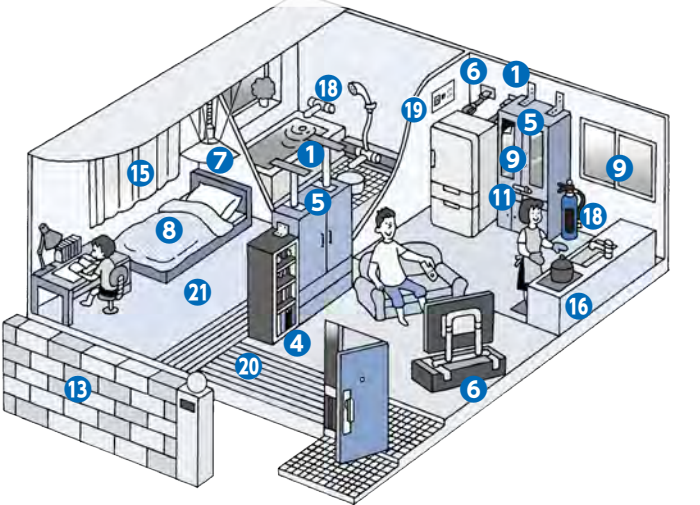


●3点セットで備えて地震から身を守りましょう！

- ①家具の転倒対策
- ②自宅の耐震診断・改修 →詳細は38ページをご覧ください。
- ③感震ブレーカーの設置 →詳細は14ページをご覧ください。

【屋外でも対策を】

- 12 プロパンガスのボンベは転倒しないように鎖で固定する。
- 13 ブロックやコンクリートの塀、石垣の崩れは補強する。
- 14 ベランダの物干し竿(さお)など落下しそうな物は固定する。植木鉢などは取り除いておく。



■家具固定器具の取り付けを無料で実施

家電製品を除く、たんす、本棚など居室に設置の家具2点まで、家具固定器具を取り付けています。器具代および取り付け費用は市が負担します。申請方法など詳細はお問い合わせください。◆対象者 ①高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する人 ②要介護認定者 ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人



▲詳細はこちら

●非常備蓄品

非常備蓄品は、最低でも3日分、できれば1週間分が必要です。無くては生活できない物を選び、家具や家屋が倒れても取り出しやすい場所(屋外の物置、車のトランク、玄関付近など)に分散して配置し、家族全員が保管場所を把握するようにします。

- ☐ 飲料水 1人1日3ℓ(リットル)を目安に。給水用ポリタンクにもためておく。
- ☐ 食料 保存期間が長く、簡単な調理で食べられるもの ●水を加えて食べられる米(アルファ化米) ●缶詰 ●乾パン・ビスケット ●インスタント食品・レトルト食品 ●あめ・チョコレートなど菓子類
- ☐ 簡易トイレ ☐ 割り箸 ☐ スプーン・フォーク ☐ 紙皿・紙コップ ☐ 毛布・寝袋 ☐ 敷物(ビニールシートなど)
- ☐ 衣類(上着・下着・靴下) ☐ タオル・ハンカチ
- ☐ ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- ☐ 水を使わないシャンプーなどの洗面・入浴用具
- ☐ カセットコンロ(ガスボンベも) ☐ 固形燃料
- ☐ ランタン ☐ 新聞紙 ☐ 鍋 ☐ ラップフィルム
- ☐ 布製ガムテープ ☐ さらし ☐ ビニール袋・ポリ袋
- ☐ パールやスコップなどの工具・ロープ(救助活動用)





地震が発生したら、落ち着いて行動を

■緊急地震速報に注意しましょう

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)、各地の揺れの到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。テレビやラジオで受信してから、強い揺れが来るまでの時間はわずか数秒から数十秒です。その短い間に自分の身を守るための行動をとる必要があります。

①丈夫なテーブルや机の下にもぐって、自分の身を守る

家具や家電製品の転倒や落下、ガラスの飛散から身を守ります。特に頭部を保護しましょう。大きな揺れの最中に火を消そうとするのは危険です。



②揺れが収まったら、すぐに火の始末を

ガスコンロや暖房器具の火を消します。ガスは元栓を閉め、家電製品はコンセントを抜くかブレーカーを落とします。万一出火したら、慌てずに消火を。



③玄関の扉や窓を開けて、避難口を確保する

特に集合住宅では、建物のゆがみでドアが開かなくなることを避けるため。避難にエレベーターは使いません。



④慌てて屋外へ飛び出さない

屋内では転倒・落下した家具や家電製品、ガラスの破片に注意。スリッパや、できれば底の丈夫な靴を履いて行動しましょう。屋外では屋根瓦や窓ガラス、看板などの落下物に注意。



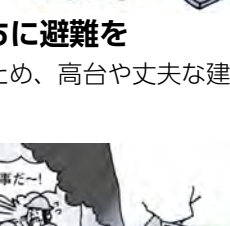
⑤避難は徒歩で、非常持ち出し品は最低限に

余震の発生に注意しましょう。玄関などの見やすい場所に避難先や安否を書いたメモを貼りましょう。



⑥狭い路地や門・塀の近く、崖や川べりに近寄らない

切れたりぶらさがったりした電線も危険なので近寄らないでください。



⑦傾斜の強い山ざわでは、ただちに避難を

海岸や河口では、津波のおそれがあるため、高台や丈夫な建物の上階へただちに避難してください。

⑧地域で声をかけ合い、助け合いを

特に高齢者や障がいのある人、子どもたちの安否確認と救助活動を。救護の必要な人には応急救置を。



⑨ラジオなどで情報を確認

震度速報は地震発生後おおむね2分、津波予報はおおむね3分で発表されます。

■外出先で地震に遭ったときの対応

【自動車運転中は】急ブレーキをかけず、ハザードランプを点灯し左に寄せ停止。避難時はキーを抜かず、ドアをロックしない。
【鉄道・バスの乗車中は】つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。乗務員の指示に従い、勝手に車外へ飛び出さない。

【エレベーターでは】揺れを感じたら、行先階のボタンを全て押し、初めに停止した階ですぐに降りる。万が一閉じ込められたら、インターホンで通報し、落ち着いて救助を待つ。

【屋外では】自動販売機から離れる。ブロック塀の倒壊、看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルのそばから離れる。

【オフィスや作業所では】机の下にもぐり、ロッカーや書棚など大型備品の転倒、机上のOA機器の落下に注意する。

【商業施設では】かばんなどで頭部を保護。ショーケースや大型で重量のある商品から離れる。係員の指示に従い、慌てて非常口や階段に殺到しない。

【劇場やホールでは】シートとシートの間に身を隠す。係員の指示に従い、慌てて非常口や階段に殺到しない。

【地下街では】壁伝いに歩き、最も近い出口から地上に出る。

■通勤・通学先から帰宅するときの対応

地震発生時または発生後は、公共交通機関の運休や道路の渋滞などで、交通手段を失い、通勤・通学先から自宅まで徒歩で帰らなければならない事態も想定されます。いざというときに帰宅困難に陥らないよう、次のような心得をしておきましょう。

【準備しておくもの】

- 通勤・通学先から自宅までの経路を示した「帰宅地図」。
- 携帯ラジオ、携行食、飲料、タオル、雨具、懐中電灯、マスク、携帯カイロ、歩きやすい靴をかばんや通勤(通学)先に。

【歩き出したら…】

- トイレや飲料は徒歩帰宅支援ステーション(コンビニエンスストアやガソリンスタンドなど)を利用する。

- 家族の安否を確認する。→詳細は13ページをご覧ください。

【日ごろから…】

- 家族で連絡方法や合流場所を決めておく。
- 危険箇所を確かめたり、災害時を想像したりしながら、実際に歩いて帰ってみる。

【家族に子どもや高齢者、障がいのある人がいる場合】

- 通学・通園先や施設と災害時の対応を事前に決めておく。

- 友人や知人と送迎の協力について話し合っておく。

- 通学・通園先や友人・知人と複数の連絡先を共有しておく。



■正しい情報を入手しましょう

市からの広報、テレビやラジオなど信頼できる情報源から正しい情報を入手しましょう。発生直後は悪質なデマや、いたずらに不安感・恐怖感をあおるような誤った情報が流れます。真偽を確認し、冷静に対応しましょう。

【岐阜市からの情報発信手段】

- ・岐阜市公式SNS(LINE、X、Facebook)、岐阜市公式ホームページ
- ・FMわっち(78.5MHz)、FM岐阜(80.0MHz)へ災害時緊急割込み放送
- ・広報車による巡回 ・防災行政無線

●地震発生時の情報入手先

- ▶岐阜市の防災情報
- ▶岐阜県総合防災ポータル
- ▶気象庁「地震情報」
- ▶内閣府「防災情報」

台風や集中豪雨、洪水への備えも

■普段からの備え

①「岐阜市洪水ハザードマップ」で、自宅周辺や避難経路上の危険箇所を認識しておきましょう。

●岐阜市洪水ハザードマップ

市内の河川が大雨で増水し、堤防が決壊した場合の「浸水想定区域図」に基づいて、浸水予想や浸水深、避難所などを示したものです。

※「岐阜市総合防災安心読本」(冊子・アプリ)に掲載

→詳細は10ページをご覧ください。

※読本アプリや市ホームページから想定浸水深を把握しやすい3D洪水ハザードマップを閲覧可。

②最新の気象情報(天気予報・洪水予報)や河川水位・雨量情報を収集しましょう。

③家族や知人と連絡をとり、対応を確認しておきましょう。

●マイタイムライン

自然災害に備えて、前もって自分のとるべき行動を整理し、時間軸にまとめた個人の避難行動計画です。



「マイタイムラインアプリ」を活用して、平常時から災害時の行動計画を検討しましょう。

■大雨が続くときや台風が接近したときの対応

①雨戸を閉める、桟(さん)を打ちつける、窓ガラスにテープを貼るなど、窓や戸を補強する。

②風で飛ばされそうな物は固定するか屋内に入れる。

③むやみに外出しない。河川や崖などに近づかない。

④テレビ・ラジオ・インターネットなどで最新の気象情報(市からの避難に関する情報)を入手する。

⑤非常持ち出し品を再確認。停電や断水に備えて準備を。

⑥気象情報や河川水位・雨量情報に注意する。

⑦地下施設(地下街・地下室・地下通路・地下駐車場など)は危険です。早めに避難しましょう。

■身の危険を感じたら、早めに避難を

洪水などの危険が予測される場合、市は該当地域に対し、テレビ・ラジオ・インターネット、防災行政無線や広報車、「ぎふ防災安心メール」「緊急速報メール」で避難情報を発表します。避難情報は危険度に応じて2つの段階があります。発表されなくても、状況に応じて自主的な避難をお願いします。自主避難する場合は、避難所が開設されているか、確認してから避難してください。風水害時には、地域の地区公民館や小学校を優先して開設します。

●高齢者等避難(警戒レベル3)

避難を伴うような洪水になると予測されるとき、または河川がはん濫注意水位に達し、さらに水位上昇のおそれがあるときに発表されます。家財道具を安全な場所に移したり、防災関係機関からの情報に注意し、避難に時間のかかる人(子ども

■大規模災害発生時に家族や知人の安否を確認する方法

●公衆電話

大規模災害時は通話が優先され、つながりやすくなります。(初めに10円硬貨が必要)

●携帯電話のメール

大規模災害時は、携帯電話の通話に比べてメールはつながりやすい傾向にあります。

●災害用伝言ダイヤル「171」

安否確認のため、伝言を録音・再生できます。

や高齢者、障がいのある人、病気の人)は避難を開始してください。コミュニティバスで避難する場合は、無料で利用できます。

●避難指示(警戒レベル4)

洪水などにより著しい危険が切迫しているとき、または河川水位が堤防高に達すると見込まれるときに発表されます。

■避難時に注意することは

①動きやすい靴を履く(長靴は水が入って動きにくくなる)。

②家族や隣近所に声をかけ、極力、単独で行動しない。

③かさや棒、枝などを利用して水深を確認しながら歩く。

④水の流れが早い場所や、冠水して安全が確認できない場所は避ける。崖や河川の近く、橋は避難経路にしない。

⑤避難指示が発表されても、避難場所への道が冠水・破損している場合は、無理をせずに自宅の2階や近くの高い建物などへ避難するなどの判断が必要。

⑥すでに災害が発生していることを把握した場合の緊急安全確保(警戒レベル5)が発令されたら、ただちに命を守るための最善の行動をとる。

■土砂災害警戒情報にご注意を

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報が発表され、土砂災害の危険度が高まったとき、岐阜地方気象台と岐阜県が共同で発表します。土砂災害は水害と異なり、局地的・突発的に発生します。逃げ遅れないためにも、雨の状況や前兆現象(下記)を確認し、危険と感じたら迷わず避難しましょう。

●土砂災害の前兆現象【土石流】①流水の異常な濁り ②流木の発生、渓流内の転石音 ③山鳴り・地鳴り、水位の急激な低下【がけ崩れ】①湧水量の増加 ②小石の落下、湧水の濁り ③亀裂の発生

●土砂災害ハザードマップ(「岐阜市総合防災安心読本」に掲載)土砂災害の恐れのある箇所や避難所を表示しています。ご自宅周辺の災害危険箇所を確認するとともに、避難所までの避難経路を確認しましょう。

●大雨や洪水の情報入手先

- ▶気象庁「キキクル」
- ▶国土交通省「川の防災情報」
- ▶岐阜県「川の防災情報」
- ▶岐阜地方気象台ホームページ

大規模災害時に発生するごみについて

問 環境政策課(市庁舎14階／☎214-2175)

大規模災害時には、通常のごみのほか、大量の災害廃棄物(災害により壊れた家具や家電、家屋から発生したがれきなど)が発生します。これらのごみを迅速・適切に処理するため、次のことにご協力ください。①災害廃棄物は分別を徹底し、市が指定する専用の場所(一次仮置場)に持ち込んでください。一次仮置場を開設する場合はお知らせします。②被災地域においては、ごみの収集を一旦停止することがあります。再開をお知らせするまで、自宅で保管してください。

【録音】「171」をダイヤル⇒「1」を選択⇒被災地の人の自宅※や携帯電話などの電話番号をダイヤルして伝言を録音

【再生】「171」をダイヤル⇒「2」を選択⇒被災地の人の自宅※や携帯電話などの電話番号をダイヤルして伝言を再生※市外局番からダイヤル

●携帯電話災害用伝言板

安否確認のため、伝言板サイトに伝言情報を文字で登録・確認できます。利用には携帯電話番号が必要です。利用方法などは各社ホームページでご確認ください。



1 防災・防火・救急

問 危機管理課(市庁舎6階／☎267-4763)

■災害時に避難する際、特に支援が必要な人へ

●避難行動要支援者名簿登録制度

災害時に、自力または家族だけでは避難が困難で特に支援が必要な人(避難行動要支援者)を地域で支援するため、支援の必要な人を把握し名簿を作成しています。この名簿を市、自主防災組織、消防団、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察が所有し、安否確認などの支援に備えます。

◆対象者 次のいずれかに該当する人 ①要介護度1～5 ②ひとり暮らし高齢者(65歳以上) ③高齢者世帯(夫婦ともに65歳以上) ④身体障害者手帳1～6級所持者 ⑤療育手帳A・A1・A2・B1・B2所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者 ※①～⑥以外でも特に支援が必要な人は登録申請可。

◆登録方法 「避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書」に記入の上、福祉部、危機管理部または各事務所の窓口へ提出してください(郵送可)。申請は市ホームページのオンライン申請も可能です。

◆登録上の注意 ①災害の予測は困難であり、万全の体制がとれるとは限らず、支援活動などができないこともあります。②全ての名簿提供先から誓約書を受領し、個人情報の適正な取り扱いおよび管理に細心の注意を払います。



▲詳細はこちら

問 消防本部予防課(美江寺町2-9／☎262-7163)

■住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅火災による死者は高齢者が多く、就寝時間帯の逃げ遅れによる被害が多い状況から、全ての住宅(アパートやマンションなど共同住宅の住居部分も含む)の寝室・階段上部(寝室が2階以上にある場合)に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。



▲住宅用火災警報器の設置場所

◆購入場所 電器店やホームセンターなど

◆警報が鳴ったとき 火災ならば、周りに大声で知らせ、119番通報。初期消火が不可能ならばただちに屋外に避難を。火災でなければ、停止ボタンを押すかひもを引き、室内の換気を。

◆交換 電池切れのときは音声などでお知らせします。警報器本体の寿命はおおむね10年です。10年経過したら電池・機器交換をしましょう。

■感震ブレーカーを設置しましょう

過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しており、過半数は電気に起因した被害でした。

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感知して電気を自動で遮断し、地震時の電気火災を防ぎます。

◆種類 分電盤タイプ(内蔵型・後付型)、コンセントタイプ、簡易タイプ

※性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 消防本部消防総務課☎262-7161、中・南・北消防署

■消防団員を募集しています

消防団は、消防本部や消防署と同じく法律に基づき市町村に設けられる消防機関です。消防団員の身分は、特別職(非常勤)の地方公務員です。自分の職業を持つ地域の皆さんが、自分の意思で入団しています。入団後は年間、一定額の報酬と災害や訓練などに出勤した場合の出動報酬、5年以上勤務し退団した場合に退職報償金が支給されます。また、公務災害補償、被服貸与、表彰などの制度があります。

岐阜市消防団広報紙「TSUNAGU(つなぐ)」では、消防団の活動や取り組みを分かりやすく紹介しています。消防本部消防総務課で入手できるほか、市ホームページからご覧になれます。

問 消防本部指令課☎262-8151

■音声による通報が困難な人が火災・救急などの緊急通報をする手段

①Net(ネット)119 スマートフォン、タブレットなどでWebサイトから通報できます。※要事前登録

②メール119 携帯電話のメールまたはSMS(ショートメッセージ)機能で通報できます。※要事前登録

③FAX119 自宅などのFAXで119番をダイヤルし、送信することで通報できます。※事前登録不要

◆①②の登録対象者 市内在住・在勤・在学で、聴覚・音声・言語機能に障がいのある人

◆①②の登録窓口 消防本部指令課または障がい福祉課

※オンライン申請ができます。詳細は市ホームページをご覧ください。

■119番通報のポイント・注意点

①～③について、あわてずに落ち着いて伝えてください。

①災害の種類(火事か救急か)

②発生場所(住所・建物名称・目印となる目標物)

③災害の状況(火事の状況、けがや病気の症状)

◎通報時には位置情報通知システムにより通報者のいる場所が通知されますが、携帯電話からの通報は電波状況により誤差が大きくなる場合があるため、可能な場合は固定電話から通報してください。

◎発信者番号非通知の場合は位置情報が通知されません。ただし緊急に必要と判断される場合には、位置情報を強制取得することがあります。

◎「サイレンを消して来てください」との通報もありますが、サイレンを鳴らさずに緊急走行することはできないため、ご理解ください。

●火事・救急・救助は「119」

▶火災情報テレフォンサービス ☎264-9494

▶岐阜市消防本部 ☎262-8151

▶岐阜中消防署 ☎262-7165

▶岐阜南消防署 ☎272-2012

▶岐阜北消防署 ☎231-5308

2 登録と届出

問 市民課(市庁舎1階／☎214-2854)、各事務所

■住民登録の届出 ◎外国籍の人も該当します。 ※必ず決められた期間内に届け出てください。

届出の種類	届出期間	持参するもの	届出人
転入届(他市区町村から)	転入・転居をした日の翌日から14日以内	転出証明書・本人確認書類(運転免許証など)・マイナンバーカード	本人・世帯主または代理人(代理人の場合は委任状が必要)
転居届(市内で異動)		国民健康保険被保険者証(資格確認書)・本人確認書類(運転免許証など)・マイナンバーカード	
転出届(他市区町村へ)	転出先が確定したら、あらかじめ(転出後14日以内を含む)	国民健康保険被保険者証(資格確認書)・印鑑登録証・本人確認書類(運転免許証など) ※マイナポータルを通じた「引越しワンストップサービス」を利用する人は来庁不要	

※外国籍の人は、在留カードもしくは特別永住者証明書とパスポート(ある人のみ)も持参してください。

問 市民課(市庁舎1階／☎214-2857)、各事務所

■特別永住者証明書に関する届出

法改正により平成24年7月9日から下記の申請に係る手続きが変わりました。詳細については、お問い合わせください。

●特別永住者証明書有効期間更新申請

●出生届出の際の特別永住許可申請

●特別永住者証明書記載事項変更申請 など



問 市民課(市庁舎1階／☎214-2859)、各事務所

■印鑑登録の届出 ※印鑑登録証の再交付、亡失届、転出時などの手続きについて、詳細はお問い合わせください。

届出人	持参するもの	本人確認に必要なもの	登録方法
本人	登録する印鑑	官公署発行の写真貼付の本人確認書類(住民基本台帳カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)	即日登録
		上記のものがない場合	文書照会後回答書を持参し登録
代理人	登録する印鑑、代理権授与通知書(委任状)	本人および代理人の本人確認書類(官公署発行の写真貼付の本人確認書類、健康保険の被保険者証、年金証書、年金手帳など)	

問 市民課(市庁舎1階／☎214-2857)、各事務所

■戸籍に関する主な届出 必ず決められた期間内に届け出てください。

届出の種類	届出期間	届出地	持参するもの	届出人
出生届	生まれた日を含め14日以内	・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	・出生証明書(出生届書についていますので、医師に証明を受けてください) ・母子健康手帳 ・印鑑(届出人のもの)*1	父または母(事情がある場合、同居者・医師・助産師・その他立会者の順)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	・死亡診断書(死亡届書についていますので、医師に証明を受けてください) ・印鑑(届出人のもの)*1	同居の親族・同居していない親族・同居者など
婚姻届	届書を出した日から法律上の効力が発生	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の所在地	・夫妻双方の印鑑(1人は旧姓の印鑑)*1 ・証人(成人2人署名・押印*1) ・届出人本人と確認できるもの(免許証など)	夫および妻
離婚届	・協議離婚の場合は、届書を出した日から法律上の効力が発生 ・裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定の日から10日以内	・夫妻の本籍地 ・夫妻の所在地	・夫妻双方の印鑑*1 ・協議離婚の時、証人(成人2人署名・押印*1) ・裁判離婚の時、調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書 ・届出人本人と確認できるもの(免許証など)	・協議離婚の場合は、夫および妻 ・裁判離婚の場合は、訴えを提起した申立人

※1 印鑑の持参、押印は任意です。

◎上記以外の届出(転籍、養子縁組、離縁、親権および後見、氏名の変更届など)についてはお問い合わせください。

◎届出地が岐阜市の場合は、届書は1通です。 ◎定められた届出期間の満了日が土日祝休日の場合、その翌平日までです。

◎「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」「認知届」の届出人について、本人確認を行います。本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。

◎「出生届」の届け出と同時にマイナンバーカードの申請ができます。約1週間で指定の住所へカードを郵送します。



2 登録と届出

問 市民課(市庁舎1階／☎214－6175)

■各種証明書などの種類と内容

●**戸籍の全部(謄本)・個人(抄本)事項証明**：戸籍に記載されている人の全部または一部を写したもの

●**戸籍の附票の写し**：住所の異動過程の証明

●**印鑑登録証明書**：登録された印鑑の証明

●**除籍謄本・抄本**：除籍された戸籍に記載された人の全部または一部を写したもの

●**住民票の写し**：住民票に記載された人の全部または一部を写したもの

●**除票の写し**：住民票から除かれた人の一部の写し(死亡・転出など)

●**住民票の記載事項証明書**：住所・氏名・生年月日など住民票の一部の証明

●**身分証明書**：禁治産・準禁治産・破産宣告・後見登記通知の有無についての証明

●**税に関する証明書**：市民税関係(所得証明書・所得課税証明書・課税証明書・扶養証明書・法人所在証明書)、納税証明関係(市県民税納税証明書・固定資産税・都市計画税納税証明書・法人市民税納税証明書・事業所税納税証明書・軽自動車税(種別割)納税証明書・完納証明書)

●**広域交付の戸籍謄本等**：他市区町村の戸籍(除籍)に記載された人の全部を写したもの(※一部の戸籍(除籍)を除く)

■届出・証明

●市役所市民課

◆**所在地・電話番号** 司町40-1市庁舎1階／☎265－4141(代)

◆**取扱日時** 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時30分 ※土日祝休日(年末年始を除く)午前9時15分～午後4時(一部交付できない証明書あり)

◆取扱業務

・戸籍・住民票・印鑑に関する届出および証明 ※印鑑登録証明書の交付は印鑑登録証(市民カードなど)が必要

・身分証明書

・税に関する証明(固定資産関係は資産税課へ)

●証明書類のコンビニ交付をご利用ください

利用にはマイナンバーカードが必要です。

※[利用者証明用電子証明書]登録済みのものに限る。手数料減免の取扱不可。

◆**利用できる証明書** ①住民票の写し(現在世帯票のみ) ②印鑑登録証明書 ③戸籍謄本・抄本(現在戸籍のみ) ④戸籍の附票の写し(現在附票のみ) ⑤所得証明書・所得課税証明書(当年度のみ) ※手数料：①②④⑤＝1通300円、③＝1通450円

◆**サービス提供コンビニエンスストア** セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、一部のイオン、平和堂、マックスバリュなど ※マルチコピー機設置店舗のみ

◆**サービス提供日時** ①②⑤＝毎日午前6時30分～午後11時、③④＝平日午前9時～午後5時30分と土日祝休日の午前10時～午後4時 ※年末年始(一部店舗は利用可)、保守作業、各店舗閉店時を除く

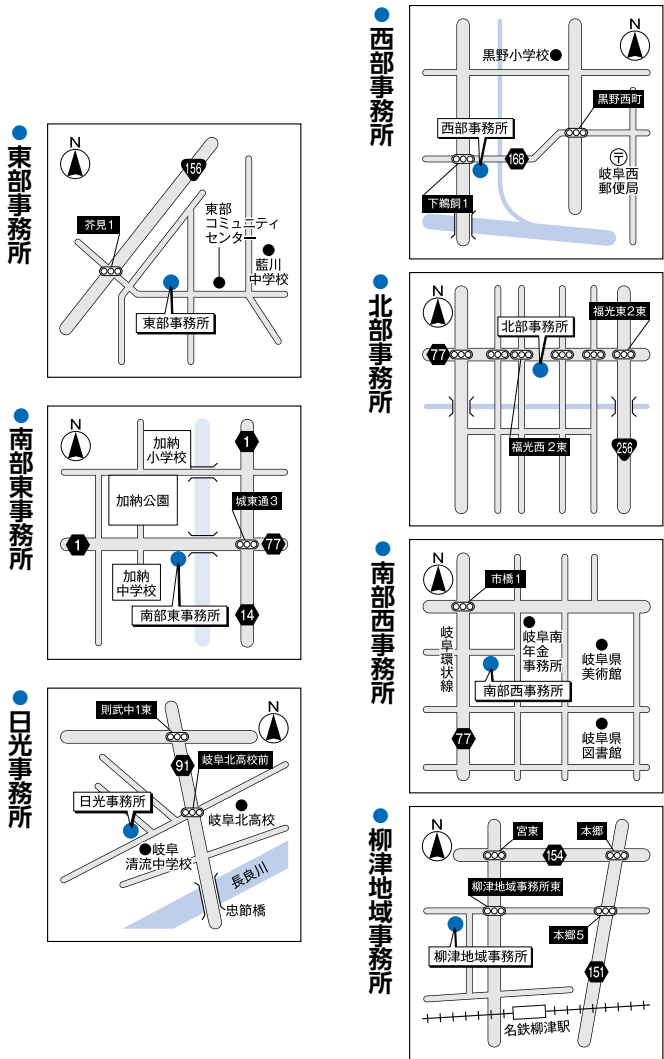
●各事務所

名称・所在地・電話番号	西部事務所	下鵜飼1－88－3	239－0004
	東部事務所	芥見4－64	243－1001
	北部事務所	福光東2－6－13	231－0641
	南部東事務所	加納城南通1－20	271－0361
	南部西事務所	市橋2－8－18	272－2021
	日光事務所	日光町9－1－3	232－1480
	柳津地域事務所	柳津町宮東1－1	387－0111

取扱日時 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)午前9時00分～午後5時00分

取扱業務

- ・戸籍・住民票・印鑑に関する届出および証明
- ※印鑑登録証明書の交付は印鑑登録証(市民カードなど)が必要
- ・身分証明書
- ・税に関する証明



問 岐阜市旅券窓口(市庁舎1階・市民課内／☎214－2861)

■旅券(パスポート)発給申請・受取

●**申請できる人** 日本国籍を有し、岐阜市に住民登録のある人、他の市町村(海外を含む)に住民登録していて岐阜市に居所のある人

●**取扱日時** 月～金曜日の午前9時～午後5時(祝休日・年末年始を除く) ※岐阜県旅券センター(OKBふれあい会館内)でも申請・受取ができます。

■JR岐阜駅ステーションプラザ、各連絡所での各種証明書の発行

○：交付可 ×：交付不可 ※1：持ち込みも交付可 ※2：電算化されたもののみ交付可 ※3：所得(課税)証明書のみ交付可

施設名	ステーションプラザ		三輪	佐波	長森	合渡	方県	日置江	網代
開所日(年末年始を除く)	月～金		火～金						
開所時間	8:30～17:30	17:30～19:00	9:00～17:15	9:00～17:00	9:00～17:15	13:10～16:00	9:00～11:45	9:10～11:45	13:10～16:00
戸籍の謄・抄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○
除籍の謄・抄本	○	※2	○	○	○	○	○	○	○
改製原戸籍の謄・抄本	○	×	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の附票の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の除附票・改製原附票の写し	○	※2	○	○	○	○	○	○	○
受理証明書(上質は除く)	○	×	○	○	○	○	○	○	○
身分証明書	○	×	○	○	○	○	○	○	○
住民票の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票記載事項証明書(端末出力帳票のみ)	※1	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税に関する証明書	○	※3	○	○	○	○	○	○	○
広域交付(他市区町村の戸籍(除籍)謄本などの交付)	○	×	×	×	×	×	×	×	×

祝休日は休み。三輪(北東部コミュニティセンター内)・佐波(もえぎの里内)・長森(長森コミュニティセンター内)は各センター休館日も休み。三輪は12:00～13:00(金曜日は12:00～13:15)、佐波・長森は12:00～13:00を除く。

- ▶上表各施設の所在地と電話番号
- ステーションプラザ(橋本町1－10－1／☎263－5301)
 - 三輪連絡所(福富迎田6－1／☎229－2111)
 - 佐波連絡所(柳津町下佐波西1－15／☎270－1080)
 - 長森連絡所(前一色1－2－1／☎247－2071)
 - 合渡連絡所(寺田3－11－1／☎251－3388)
 - 方県連絡所(安食443－2／☎238－8005)
 - 日置江連絡所(日置江1859－1／☎279－0863)
 - 網代連絡所(秋沢2－297／☎239－9262)

3 税金(市税に関する問い合わせや相談など)

問 市民税課(市庁舎3階／☎214－2063)

■市民税・県民税・森林環境税の課税

●市民税・県民税の申告

申告義務のない人でも、控除の適用や所得証明書の発行申請などのため、所得の申告が必要となる場合があります。

●市民税・県民税・森林環境税の減免(免除)

公的な扶助を受けている人、病気や失業、世帯の生計を維持していた人の死亡などでお困りの人が対象です。

問 資産税課(市庁舎3階／土地係☎214－2058、家屋係☎214－2059、償却資産係☎214－2057)

■固定資産税・都市計画税の課税

●家屋の滅失(めっしつ)・土地利用状況変更の届出

家屋を取り壊したとき(滅失登記済は除く)、家屋の使用方式を変更したとき、所有する土地の利用状況を変更したときは届出が必要です。

●固定資産税・都市計画税の減免

公的な扶助を受けている人が所有する固定資産や、災害による被害を受けた固定資産などが対象です。

■固定資産税・都市計画税に関する証明書

免許証など本人確認できるもの(代理人の場合は委任者が自署または記名押印した委任状も必要)を持参して、資産税課または各事務所へ。

問 税制課(市庁舎3階／☎265－3908)

■軽自動車税(種別割)

●**軽自動車(原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車)の各種申告**

取得、転居・転出・転入、車の主たる定置場の変更、廃車または譲渡・譲り受け、車の盗難などは、下記へ申告が必要です。

●原動機付自転車、小型特殊自動車➡**税制課**

●三輪および四輪の軽自動車➡**軽自動車検査協会(羽島市福寿町千代田3－83／☎050－3816－1775)**

●二輪車(125cc超)➡**中部運輸局岐阜運輸支局(日置江2648－1／☎050－5540－2053)**

●軽自動車税(種別割)の減免

身体あるいは精神に障がいがあり要件を満たす人が対象です。

■税務証明の郵送・オンライン申請

窓口で直接受け取れない場合、郵送またはオンラインで税務証明を申請できます。税制課☎214－2003へお問い合わせください。

問 納税課(市庁舎3階／☎214－2098)

■納税に関するお問い合わせ・相談

●**口座振替、金融機関窓口、コンビニなどによる納付**
市民税・県民税・森林環境税(普通徴収分)と固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)について、ご利用できます。

●市税の平日夜間・休日納付窓口

納税通知書、本人確認できるものをご持参ください。

◆**平日夜間** 毎週木曜日(祝日と年末年始を除く)の午後5時30分～8時 ◆**休日** 毎週日曜日(年末年始を除く)の午前10時～午後3時 ◆**場所** 納税課



4 国民健康保険

問 国保・年金課(市庁舎2階／☎214－2083)

職場の健康保険などいずれの保険にも加入していない人は、国民健康保険に加入が必要です。また、国民健康保険の加入・脱退などには届出が必要です。届出事由が発生したら14日以内に、国保・年金課または市民課、各事務所へ届け出てください。

■こんなときには届出を

こんなとき		手続きに必要なもの
国民健康保険に入る	・他の市区町村から転入してきた	転出証明書
	・職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書
	・職場の健康保険の被扶養者からはずれた	
	・子どもが生まれた	母子健康手帳
国民健康保険をやめる	・生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	・他の市区町村へ転出する	資格確認書または保険証
	・職場の健康保険へ入った	国民健康保険の資格確認書または保険証、職場の健康保険に加入した証明書または加入したことがわかるもの(職場の資格確認書など加入者全員の名前がわかるもの)
	・職場の健康保険の被扶養者になった	
その他	・国民健康保険の被保険者が死亡した	亡くなられた人の資格確認書または保険証、死亡診断書
	・生活保護を受けるようになった	資格確認書または保険証、保護開始決定通知書
	・市内で住所が変わった　・世帯主や氏名が変わった	資格確認書または保険証
	・世帯が分かれたり、一緒になった	
	・修学のため、別に住所を定める	資格確認書または保険証、在学証明書
	・資格確認書または保険証を紛失または破損したとき	来庁者の本人確認書類(運転免許証など)

※届出の際には、マイナンバーカードや運転免許証などで来庁者の本人確認をさせていただきます。世帯を別にしている人が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。マイナンバーのわかるものが必要です。

※令和6年12月2日をもって保険証の発行は終了しました。なお、お手元の保険証の有効期限は最長で令和7年7月31日です。

■高額療養費の支給

保険対象医療費の患者負担額が、月ごとに同じ医療機関など(入院・外来・歯科別)において、右表および下表の限度額を超えた時、超えた額が支払われます。ただし、70歳未満の人は、同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担金が多回数生じた場合に合算されます。該当する際は、受診月から3か月後以降に市から通知しますので申請してください。

◆申請に必要なもの 高額療養費支給申請書、印鑑、医療機関の領収書、振込先口座が確認できるもの、来庁者の本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

▼70歳～74歳の人自己負担限度額(後期高齢者を除く)

区分			1か月の自己負担限度額		
			外来 (1人あたり)	外来＋入院 (世帯単位) 3回目まで	4回目から※1
住民税課税世帯	※2 現役並み所得	Ⅲ(住民税課税所得 690万円以上)	252,600 円 ※総医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算		140,100 円
		Ⅱ(住民税課税所得 380万円以上)	167,400 円 ※総医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算		93,000 円
		Ⅰ(住民税課税所得 145万円以上)	80,100 円 ※総医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算		44,400 円
		一般	18,000 円(年間上限※4144,000 円)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯※3		Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
		Ⅰ		15,000 円	

■限度額適用認定証・標準負担額減額認定証(資格確認書または国民健康保険証で受診する場合)

●一つの医療機関に支払う医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費(保険対象分)が自己負担限度額までになります。ただし、認定証の交付は申請が必要です。

※マイナ保険証をご利用の人、70歳以上の住民税課税世帯で自己負担額が2割の人、上表の現役並み所得Ⅲの人は、「限度額適用認定証」は不要です。

●住民税非課税世帯の人が入院した場合、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、右表のとおり食事代が減額されます。認定証の交付は申請が必要です。

◆対象者 限度額適用認定証：保険料の滞納のない人、マイナ保険証をお持ちでない人 標準負担額減額認定証：特別療養費の対象でない人

◆申請に必要なもの 申請直前に保険料を納付した場合はその領収書、来庁者の本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

◎マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

▼70歳未満の人自己負担限度額

世帯の所得要件	1か月の自己負担限度額(3回目まで)	4回目から※1
基礎控除後の総所得が901万円を超える	252,600円(医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	140,100円
基礎控除後の総所得が600万円超～901万円	167,400円(医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	93,000円
基礎控除後の総所得が210万円超～600万円	80,100円(医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	44,400円
基礎控除後の総所得が210万円以下	57,600円	
住民税非課税	35,400円	24,600円

※1：同一世帯で診療を受けた月(その月を含む)以前12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合4回目から適用される限度額
※2：現役並み所得世帯は一部負担金の割合が3割
※3：所得によってⅠとⅡに分かれます。
※4：8月から翌年7月までの自己負担額の上限

◎所得の申告がない場合は上位所得世帯とみなされますのでご注意ください。

▼入院時の食事代(いずれも1食分)

住民税課税世帯 (減額されません)	住民税非課税世帯		
	69歳まで	70歳以上	
		区分Ⅱ	区分Ⅰ
510円	240円(90日以内)、190円(90日超の時・申請の翌月から)	110円	

※住民税非課税世帯の減額は申請月の初日から適用されます。
※療養病床に入院する65歳以上の人の食事代は、別に基準があるほか、別途居住費が必要です。

■出産育児一時金の支給

国民健康保険の被保険者が出産したときは、世帯主が請求してください。また、市から医療機関に対して直接一時金を支払うこともできます。

■葬祭費の支給

国民健康保険の被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人が請求してください。

◆申請に必要なもの 死亡診断書、葬祭を行った人の確認できるもの(会葬礼状など)、葬祭を行った人の印鑑、来庁者の本人確認書類、振込先口座が確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

■療養費の支給

●保険証などを持たずに治療を受けた時

緊急時ややむを得ない理由でマイナ保険証、資格確認書や保険証を持たずに治療を受けた場合、旅行先(海外渡航中を含む)などで病気になる医療機関で治療を受けた場合、治療費の一部を支給します。

◆申請に必要なもの 診療(調剤)報酬明細書、領収書、印鑑、来庁者の本人確認書類、振込先口座が確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

●コルセットなどの補装具代金

◆申請に必要なもの 補装具を必要とした医師の証明書、領収書(明細を含む)、印鑑、来庁者の本人確認書類、振込先口座が確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

5 国民年金(日本に住んでいる20歳から60歳の人は全員加入)

問 ●国民年金：国保・年金課(市庁舎1階／☎214－2086)、岐阜北年金事務所☎294－6364
●厚生年金：岐阜北年金事務所☎294－6364、岐阜南年金事務所☎273－6161、街角の年金相談センター岐阜(香蘭2－23・オーキッドパーク内／来訪相談専用)

■国民年金の加入者は3タイプ	●第1号被保険者 自営業、農林漁業などの人とその配偶者、20歳以上の学生など	●第2号被保険者 職場の年金(厚生年金保険)に加入している人	●第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者
----------------	---	-----------------------------------	--------------------------------

■こんな時には届出を 届出が遅れると年金が受けられなくなる場合もありますので、ご注意ください。

こんな時		手続き先	手続きに必要なもの
国民年金に入る・やめる	20歳になった	第1号被保険者⇒市役所、年金事務所 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	本人確認書類(運転免許証など) 配偶者の勤務先へお問い合わせください
	会社を退職した	市役所	年金手帳※、資格喪失証明書または離職証明書
	会社に就職した	勤務先	勤務先へお問い合わせください
	配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先へお問い合わせください
	配偶者の扶養からはずれた	市役所	年金手帳※、資格喪失証明書
	配偶者が会社をかわった	配偶者の新しい勤務先	配偶者の新しい勤務先へお問い合わせください
	住所・氏名が変わった	第1号被保険者⇒年金事務所 第2・3号被保険者⇒勤務先	年金事務所へお問い合わせください 勤務先へお問い合わせください
	海外に居住して任意加入する ※日本人に限ります	国内に協力者がいる⇒市役所 国内に協力者がいない⇒年金事務所	年金手帳※、本人確認書類(運転免許証など)ほか
	海外に居住して任意加入しない	市役所	年金手帳※、本人確認書類(運転免許証など)ほか
	60歳以降任意加入する・やめる	市役所	年金手帳※、預金通帳、通帳届出印
保険料の納付が困難な時	手帳(基礎年金番号通知書)をなくした	第1号被保険者⇒市役所、年金事務所 第2号被保険者⇒勤務先 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	本人確認書類(運転免許証など) 勤務先へお問い合わせください 配偶者の勤務先へお問い合わせください
	免除(納付猶予)申請をする	市役所	年金手帳※、失業の場合は雇用保険被保険者離職票ほか
	学生納付特例を申請する	市役所	年金手帳※、学生証ほか
年金を受ける手続き	老齢基礎年金の受給手続き	第1号被保険者期間のみ⇒市役所 第3号被保険者期間を含む⇒年金事務所	戸籍謄本ほか 年金事務所へお問い合わせください
	障害基礎年金の受給手続き	20歳前に障がいになった場合⇒市役所 初診日に第1号被保険者⇒市役所 初診日に第3号被保険者⇒年金事務所	指定の診断書、戸籍謄本ほか (相談・受付は事前にご予約ください) 年金事務所へお問い合わせください
	亡くなった	第1号被保険者期間のみ⇒市役所 国民年金受給中⇒年金事務所	請求者の戸籍謄本、世帯全員の住民票ほか 年金事務所へお問い合わせください

※年金手帳もしくは基礎年金番号通知書が必要です。

■高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険で1年間(毎年8月1日から7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の合計額(高額療養費や高額介護サービス費を除く)が、世帯単位の算定基準額(世帯の所得に応じて決定)を超える場合は、超えた金額を支給します。申請が必要です。※支給基準額(500円)を超えた場合に支給します。70歳未満の人の場合、21,000円未満の自己負担金は合算できません。

■非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減

解雇や倒産などの理由により離職された場合において、失業された人の給与所得を、100分の30とみなして国民健康保険料を算定できる場合があります。◆対象者 離職時に64歳以下の人 ◆届出に必要なもの 雇用保険受給資格者証、来庁者の本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

■国民健康保険料の平日夜間・休日納付窓口

本人確認書類をご持参ください。◆平日夜間 毎週木曜日(祝日・年末年始を除く)の午後5時30分～8時 ◆休日 毎週日曜日(年末年始を除く)の午前10時～午後3時 ◆場所 納税課

■特定健康診査 →詳細は32ページをご覧ください。

■一部負担金の減免制度

災害や病気など特別の事情により収入が一定額以下になり、入院などで医療機関へ支払う一部負担金の支払いが困難になったとき、減免や支払い猶予を一時的に受けられる場合があります。



6

介護保険

問 介護保険課(市庁舎2階／☎214－2089)

■介護保険は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の全ての人が入ります

●第1号被保険者：65歳以上の人 介護や支援が必要と認定された場合、サービスが利用できます。

●第2号被保険者：40歳以上65歳未満の人

老化が原因とされる特定の疾病により介護や支援が必要と認定された場合にサービスが利用できます。

■介護保険料

●第1号被保険者 高齢者福祉計画をもとに基準額が決めます。基準額：月額6,900円をもとに、所得に応じて13段階に分かれます。詳細は6月中旬にご案内します。

納付方法は、特別徴収と普通徴収に分かれます。特別徴収は、年金の定期支払いの際にあらかじめ差し引かれます。それ以外の人は普通徴収となり、納付書や口座振替で納めます。介護保険料を納めないと、介護保険サービスの給付が制限される場合があります。

●第2号被保険者 加入している医療保険の算定方法により計算され、医療保険料と一緒に納めます。

■介護保険サービスを受けるために

●認定申請 介護保険課または各事務所で要介護(要支援)認定申請をします。岐阜市地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。

●認定 調査員が申請者の心身の状況を訪問調査するとともに、主治医に意見を聞き(主治医意見書)、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の段階に判定し、認定します。有効期間は、新規・区分変更申請は原則6か月、更新申請は原則12か月です。なお「非該当」と認定された人は、介護保険サービスを利用することはできません。

■介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるために

要支援認定を省略して「はい」「いいえ」で答える「基本チェックリスト」の判定で、基準に該当することによりサービスを利用することができます。

■利用者負担金

原則、介護保険サービス費用の1割、2割または3割を負担。

■要介護1～5の人が利用できる主なサービス

●居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

●地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則、要介護3以上)、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

●居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給

●居宅介護支援

介護サービス計画(ケアプラン)の作成(利用者負担金なし)

●施設サービス 介護老人福祉施設(原則、要介護3以上)、介護老人保健施設、介護医療院

■要支援1・2の人が利用できる主なサービス

●介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

●介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス、通所型サービス

●地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の人のみ)

●介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給

●介護予防支援

介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成(利用者負担金なし)

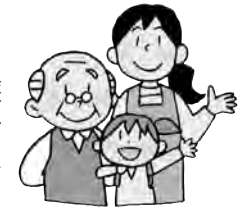
■その他のサービス

●家族介護用品支給事業 要介護3～5と判定され、本人、世帯員、同居人および扶養者が市民税非課税であるなどの要件を満たす在宅の人を対象に、紙おむつの支給券を配付します。

●高齢者住宅改善促進助成制度 要介護1～5と判定された人で、市に1年以上在住し、市民税非課税世帯に助成(介護保険対象分を含み70万円を限度)します。

●基準緩和型訪問介護サービス 比較的要介護度が軽度な人に生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除など)を行います。

●基準緩和型デイサービス 比較的要介護度が軽度な人が通所介護事業所で生活機能向上のための訓練を受けられます。



■老人福祉センターなど

60歳以上の人を対象に、趣味や教養を高めるための講座を開設しています。定期講座は3月に、一部の講座は2期制のため3月・9月に募集します。短期講座はその都度募集します。また、各施設ではサークル活動も自主的に行われています。

◆開館時間 午前9時～午後5時 ◆休館日 日曜日・祝休日、年末年始 ※ふれあいの館「白山」以外は敬老の日は開館

施設名	所在地	電話番号
みやこ老人センター	都通2－23	252－4738
和楽園	金竜町5－10－3	246－4101
西部福祉会館	西荘2－11－23	253－5121
友楽園	京町1－64	263－6767
三楽園	北野東827	229－5068
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1－34	387－1333
ふれあいの館「白山」	鶴田町3－7－4	240－1245

問 三田洞神仏温泉(三田洞222／☎237－3734)

■三田洞神仏温泉

温泉入浴のほか、心身の健康を図るための講座を開催しています。有料。◆開館時間 3月～10月は午前10時～午後5時、11月～2月は午前10時～午後4時 ◆休館日 毎週水曜日、毎月1日、年末年始

問 岐阜市シルバー人材センター(鶴田町3－7－4／☎240－1245)

■シルバー人材センター

60歳以上の働く意欲のある人が入会できます(初年度会費無料※再入会の人を除く)。会員が経験を生かして、家事援助、パソコン作業、ふすま張り、掃除、家庭菜園・小規模農家の農作業、庭の手入れ、介護保険サービスなどの各種サービスを提供します(利用は有料)。

■シニア皆援隊

会員が要支援者などのお宅を訪問し、清掃や買い物など、日常生活の支援を行います(利用は有料)。

主な在宅サービス

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2172)

■配食による安否確認事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、調理が困難であるため食の確保および定期的な安否確認が必要な人を対象に、配食を行います。

■安否確認サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者などを含む高齢者のみの世帯を対象に、センサーを設置し、日々の見守りを行います(所得要件あり)。

■緊急通報体制支援事業

65歳以上の高齢者で、突発的に生命にかかわる持病があり、ひとり暮らしなどにより緊急時に対応できる同居者がいない人を対象に、必要に応じて救急車などがかけつける緊急通報装置を設置します。

■生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などを対象に、病気ではなく体調不良などの状況に陥ったときに、短期間の宿泊により一時的に養護を行います。

主な施設サービス

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2172)

■養護老人ホーム

65歳以上で、在宅での生活が困難な人を対象。市内に2施設。

■ケアハウス

60歳以上(夫婦で入居の場合はどちらかが60歳以上)で、自炊できない程度の身体機能低下があるか、独立生活に不安のある人が対象です。個室、食事・入浴の提供があり、必要に応じて在宅福祉サービスを受けられます。市内に11施設。

■生活支援ハウス

60歳以上で、ひとり暮らしまたは家族による援助を受けることが困難な人で、自炊可能な人が対象。介護、居住および交流機能を総合的に提供し、地域の中で安心して健康で明るい生活が送れるように支援します。市内に1施設。

助成・相談

問 岐阜市成年後見センター(市庁舎1階／☎269－5501)

■岐阜市成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護支援の中核機関で、成年後見制度などの相談をお受けします。月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)の午前8時45分～午後5時30分

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2173)

■保険外はり・きゅう・マッサージ受療補助券

70歳以上の人や、70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の人を対象。所得制限あり。

■岐阜市地域包括支援センター

岐阜市が委託した公的な機関で、65歳以上の人に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な総合相談窓口としてさまざまな相談をお受けしています。◆営業日時 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)の午前9時～午後5時

▼岐阜市地域包括支援センター一覧

お住まいの地区	名称	所在地	電話番号
金華・京町・明徳・本郷	中央北	京町2－12	213－0128
徹明・木之本	中央西	昭和町2－10－3	215－7616
梅林・白山・華陽	白梅華	東金宝町1－16メゾンドクマダ101	266－8388
島・城西	島城西	西島町2－11	232－5088
早田・則武	清流	光町1－56－2	201－6204
木田・七郷・合渡	西部	寺田7－86－1	251－6541
黒野・方県・西郷・網代	岐北	黒野176－5	234－3933
長良・長良西・長良東	長良	長良2977－3－1	231－8188
鷺山・常磐	北部	南蟬2－122北川ビル1階	295－4510
岩野田・岩野田北	岩野田	栗野東5－173－1	214－4640
藍川・三輪南・三輪北	北東部	岩井4－10－1	241－7003
本荘・三里	三里本荘	本荘2938－1江崎ビル1階	215－7655
市橋・鏡島	精華	鏡島南1－1－10	252－3066
鶉・日置江・柳津町	境川	中鶉3－14	276－1163
加納東・加納西・茜部	南部	茜部菱野1－65－2河ハビル1階B号室	275－0173
厚見	厚見	東明見町17－1	214－4001
長森南	長森南	蔵前4－19－5	247－8160
日野・長森北・長森東・長森西	長森	塩町2－32	245－2855
岩・芥見・芥見東・芥見南	東部	芥見3－175－1	243－0593

7 高齢者の福祉

生きがいづくり

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2173)

■老人健康農園の利用

60歳以上の人を対象に、12カ所528区画を貸し出します。有料。

■高齢者大学

65歳以上の人を対象に、年1回開講します。有料。

8 障がい児・障がい者の福祉

問 障がい福祉課(市庁舎1階／☎214－2137／FAX265－7613)

■障害福祉サービス・障害児通所支援および地域生活支援事業

障がいのある人がサービスを選択し、事業者と直接契約をして、居宅や施設でのサービスが利用できます。利用者負担があり、介護保険対象の人は介護保険サービスが優先されます。また、障害支援区分の認定が必要なサービスがあります。

▼訪問系サービスの提供

居宅介護(ホームヘルプサービス)	居宅における入浴・排泄・食事の介護などの支援を行う
移動支援	屋外での移動に著しい制限のある人が円滑に外出できるよう、移動を支援
訪問入浴サービス	重度の障がいがあり入浴が困難な人を対象に自宅で入浴支援を行う

※障がいの程度に応じて、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護のサービスあり

▼日中活動系サービスの提供

療養介護	医療と常時介護が必要な人を対象に、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行う
生活介護	常時介護が必要な人を対象に、主に日中に施設などで、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供
自立訓練	一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上に必要な訓練などを行う
就労移行支援	一般企業などへの就労希望の人を対象に、一定期間、就労に必要な訓練などを行う
就労継続支援	一般企業などでの就労困難な人を対象に、働く場の提供と必要な訓練などを行う
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援などを行う
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う
児童発達支援	就学前のお子さんを対象に、施設で日常生活に必要な支援や治療などを行う
放課後等デイサービス	就学後のお子さんを対象に、放課後または学校休業日に施設で日常生活に必要な支援や社会との交流促進などを行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難なお子さんの居宅を訪問して発達支援を行う
保育所等訪問支援	保育所などを訪問して集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
短期入所(ショートステイ)	短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護などを行う
日中一時支援	介護を行う人が病気などのとき、一時的な日中の活動の場を提供し、見守りなどを行う

▼居住系サービスの提供

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助、入浴・排泄・食事の介護などを行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行う

※その他、福祉ホームのサービスあり

問 障がい福祉課(市庁舎1階／☎214－2135／FAX265－7613)

特別障害者手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳以上の最重度の障がいのある人を対象。※所得制限などあり。
特別児童扶養手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳未満で中度～重度の障がいのあるお子さんを養育している人を対象。※所得制限などあり。
障害児福祉手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳未満の重度の障がいのあるお子さんを対象。※所得制限などあり。
外国人身心障害者福祉金	重度の障がいのある在日外国人で、障害基礎年金などを受けていない人を対象。※所得制限などあり。
訪問給食サービス	昼食と夕食の配食を通じた安否確認を実施。有料。※要件あり。
補装具費の支給	車いす・義足・補聴器など。利用者負担あり。
日常生活用具費の支給	ストマ用装具、特殊寝台など。利用者負担あり。
障がい者の税金などの減免	自動車税・軽自動車税などの減免、市民税・県民税・所得税の控除、NHK放送受信料の減免など。
障がい者の割引制度	公共交通機関の運賃割引など。
自動車改造の助成	身体障害者手帳をお持ちの人が、自動車を運転しやすいものとなるよう改造する場合に助成。※所得制限などあり。
重度障がい者に介助用の自動車改造・購入などの助成	重度の障がいのある人と生計を同じくする人が、車いすなどの使用が容易になるように自動車を改造する経費や、改造された自動車を購入する場合に助成。※所得制限などあり。
重度障がい者の住宅改善費助成	市内に1年以上在住し、重度の障がいのある人などを対象に住宅改善に必要な費用の一部を助成。※所得制限などあり。

問 障がい福祉課(市庁舎1階／☎214－2572／FAX265－7613)

■障がい者の相談支援

障がいのある人、保護者または介護を行う人の総合・専門相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。次の場所でも必要な情報の提供や助言などを行います。訪問や来所により、専門相談員が応じます。

お住まいの地区	名称	所在地	連絡先
金華・京町・明德・徹明・本郷・木之本・本荘・長良・長良西・長良東・三里・鷺山・常磐・岩野田・岩野田北	基幹相談支援サテライトクロス	平和通3－2－1	☎213－0525 FAX294－7206
島・早田・城西・則武・木田・黒野・方県・西郷・七郷・市橋・鏡島・合渡・網代	基幹相談支援サテライトうかい	洞1026	☎293－1150 FAX293－1151
梅林・白山・華陽・日野・長森南・長森北・長森西・長森東・岩・厚見・芥見・藍川・芥見東・芥見南・三輪南・三輪北	基幹相談支援サテライトふなぶせ	日野東4－10－18	☎244－2777 FAX242－1820
加納東・加納西・西部・鶉・日置江・柳津町	基幹相談支援サテライトふなぶせ南	茜部新所1－167－2	☎201－3111 FAX201－6712

■障がい者への虐待防止(専用)☎265－5571

虐待防止の啓発や相談・介入を行うなど、障がいのある人への虐待防止と再発防止に努めます。

問 長良川以北にお住まいの人：清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ(学園町2－33岐阜県障がい者総合就労支援センター内／☎215－8248／FAX215－8029) 長良川以南にお住まいの人：岐阜障がい者就業・生活支援センター(鍵屋西町2－20多恵第2ビル1階／☎FAX253－1388)

■障がい者の就労支援と生活支援相談

障がいのある人の職業生活における自立を図るため、就職や職場適応など就業面や、生活習慣の形成、日常生活の自己管理などに関する社会面での支援をあわせて行います。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)、清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせは午前8時30分～午後5時、岐阜障がい者就業・生活支援センターは午前8時45分～午後5時15分

問 岐阜市超短時間ワーク応援センター(学園町2－33岐阜県障がい者総合就労支援センター内／☎215－8280／FAX215－8281)

■障がい者などの就労支援

週20時間未満でも働ける雇用を活用することで、障がいのある人、難病の人など長時間働くことが難しい人の社会参加を応援します。

9 後期高齢者医療制度

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214－2128)

内容	資格	医療機関受診時に提示するもの	申請に必要なもの
医療の給付	75歳以上の人 65～74歳で次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1～3級の人(一部4級を含む) ②精神障害者保健福祉手帳1～2級の人 ③療育手帳A(重度)の人 ④障害年金受給者(法で定められた人) ※国民健康保険など他の健康保険への加入も選択可	・「マイナ保険証」 ・「資格確認書」 ・「保険証」※1	申請不要 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・年金証書
一部負担金や入院時の食事代が減額になる制度	市民税非課税世帯の人	・「マイナ保険証」 ・限度区分が記載された「資格確認書」	申請不要 ・限度区分が記載されていない「資格確認書」 ・「保険証」※1
一部負担金が月額1万円までとなる制度	次のいずれかに該当する人 ①人工腎臓を実施している慢性腎不全の人 ②先天性血液凝固因子障害の一部の人 ③血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の人	・「マイナ保険証」 ・「資格確認書」(特定疾病区分が記載されていない場合「特定疾病療養受療証」が必要) ・「特定疾病療養受療証」と「保険証」※1	・医師の意見書 ・被保険者番号が分かるもの

■療養費の支給

①「マイナ保険証」など※2を持たずに治療を受けたとき

②コルセットなどの補装具代金

◆支給に必要なもの 療養費支給申請書、マイナ保険証など※2、預金通帳、①は領収書、診療報酬明細書、②は補装具を必要とした医師の証明書、領収書(明細を含む)も必要

■葬祭費の支給

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った人に50,000円が支給されます。

▼自己負担限度額(月額)

区分			1か月の自己負担限度額			
			外来 (1人あたり)	外来＋入院（世帯単位）		
				3回目まで	4回目から※3	
住民税課税世帯	※4 現役並み所得	Ⅲ（住民税課税所得690万円以上）	252,600 円 ※総医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1％を加算		140,100 円	
		Ⅱ（住民税課税所得380万円以上）	167,400 円 ※総医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1％を加算		93,000 円	
		Ⅰ（住民税課税所得145万円以上）	80,100 円 ※総医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1％を加算		44,400 円	
		一般Ⅱ※5	6,000 円＋（総医療費－ 30,000 円）× 10％ または 18,000 円のいずれか低い額（年間上限※6144,000 円）		57,600 円	44,400 円
		一般Ⅰ	18,000 円（年間上限※6144,000 円）			
住民税非課税世帯※7		Ⅱ	8,000 円		24,600 円	
		Ⅰ			15,000 円	

問 障害者生活支援センター(都通2－2／☎254－9204／FAX254－9205／✉gifusien@vega.ocn.ne.jp)

■障がい者の自立支援と生活支援相談

障がいのある人やその家族が地域で生き生きと生活が送れるよう、各種制度やサービスの申請をお手伝いしたり、障がいのあるスタッフが中心となり、相談や支援に親身になって対応します。必要に応じて訪問相談も行います。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)の午前8時45分～午後5時30分

問 岐阜市社会福祉協議会(都通2－2／☎252－6661(専用))

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神に障がいのある人などが地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの手伝いや代行など、生活支援員が援助します。相談は無料ですが、生活支援員による援助は有料(生活保護世帯の人は無料)。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)の午前9時～午後5時





福祉

選挙・議会

10 福祉医療費助成制度

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214－2127)

対象者	資格	所得制限	申請に必要なもの
重度心身障がい者	身体障がい者	あり※	身体障害者手帳
	知的障がい者		療育手帳(岐阜県交付のもの)
	精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳
	戦傷病者		戦傷病者手帳・身体障害者手帳
	6か月以上ねたきり		6か月以上ねたきり認定判定書
ひとり親家庭等	母または父、満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の児童など	なし	児童扶養手当証書または遺族年金証書
子ども	満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の児童		

※市外から転入の人は所得課税証明書(本人・扶養義務者等)が必要な場合があります。

11 生活保護／福祉資金貸付／ひきこもり相談／DV相談 など

問 福祉政策課(市庁舎10階／☎214－2345)

■民生委員・児童委員

地域の福祉に関する相談を受け、見守りや支援を行う、地域福祉の担い手です。お困りのときは、お住まいの地区の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。お住まいの地区の民生委員・児童委員がご不明な場合は、お問い合わせください。

問 生活福祉一課・二課・三課(市庁舎3階／☎214－2156～ 2164)

■生活保護

生活の維持が困難になった世帯を対象に、最低限度の生活を保障するため、生活保護法による援助(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の8扶助)が受けられます。

■福祉資金貸付

臨時的・一時的な事情で生活にお困りの人を対象に資金を貸し付けます。条件がありますので詳細はご相談ください。

■生活困窮者自立支援

生活の維持が困難になった人を対象に相談にのり、抱える課題を解決することで生活の再建を図ります。お気軽にご相談ください。☎265－3777(予約優先)・☎214－2158

12 市政情報

問 情報公開室(市庁舎2階／☎265－4141内線2283)

■行政資料の閲覧

情報公開室をご利用ください。

■行政手続制度

許認可などの手続きをより公正で分かりやすいものにし、市民の皆さんの権利・利益の保護を図るため、ルール(審査基準・処分基準など)を定め、担当窓口で公にしています。

13 選挙

問 選挙管理委員会事務局(市庁舎12階／☎265－2161)

■選挙人名簿の登録

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上岐阜市に住民登録されている人。

■選挙の際の入場整理券

選挙権があって、選挙人名簿に登録されている人には、選挙が行われる時に入場整理券を郵送します。届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

問 岐阜市社会福祉協議会(都通2－2／☎253－0294(専用))

■生活福祉資金貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、福祉資金や教育支援資金などを貸し付けます。自立相談支援事業の申し込みや民生委員の意見書が必要になる場合があります。そのほか、条件がありますので、詳細はご相談ください。

問 ひきこもり相談室(市庁舎10階／☎214－3703／✉hikikomori-soudan@city.gifu.gifu.jp)

■ひきこもり相談窓口

面談は予約制です。まずは電話やメールでご連絡ください。オンライン申請も可。◆受付日時 平日の午前8時45分～午後5時30分

問 岐阜市DV相談窓口☎0120－783－305(相談専用)

■ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談

配偶者や恋人からの暴力などに悩んでいる人の相談をお受けします。◆受付日時 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)の午前9時～午後4時45分

問 あんしんつながりステーション岐阜駅東(橋本町1－10－23ハートフルスクエア－G1階／☎268－1052)

■女の子と女性のためのあんしんつながり相談

不安や困りごとを抱える女性をNPOなどと連携しサポートします。◆受付日時 月～土曜日の午前10時～午後4時

■情報公開制度

開かれた市政を実現するため、市民の皆さんの請求に基づいて公文書の閲覧や写しの交付などをする制度です。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報を保護するための適正な手続きを定めており、市民の皆さんが自分の情報を確認したり、訂正や利用停止を求めることができます。

■期日前投票・不在者投票

投票日当日に都合が悪い場合(仕事や投票区外の用事など)、決められた期間に期日前投票または不在者投票ができます。

■郵便等投票

身体に障がいがあり、身体障害者手帳・戦傷病者手帳(いずれも定められた部位等級)、介護保険証(要介護5)をお持ちの人には、郵便による不在者投票の制度があります。また、上記の人で、身体障害者手帳における上肢もしくは視覚の障がいが1級、または戦傷病者手帳における上肢もしくは視覚の障がいが特別項症～第2項症の人は、代理記載の方法があります。

14 議会

問 議事調査課(市庁舎4階／☎214－6237)

■議会の傍聴

本会議・委員会の傍聴をご希望の人は、議会事務局受付までお越しください。

15 広報・広聴

問 広報広聴課(市庁舎5階／☎214－2387)

■広報紙「広報ぎふ」

月2回(1日・15日)発行。自治会を通じて各世帯へ配布するほか、事務所やコミュニティセンター・公民館などの公共施設、郵便局、コンビニエンスストアなどに配置しています。また、アプリを利用して読むこともできます。→裏表紙をご覧ください。

■点字版広報ぎふ、録音版広報ぎふ

月2回発行。広報ぎふの主な内容を点字または録音(カセットテープ・デジジー版CD)により、希望する人に送付しています。

■ソーシャルメディア

市の魅力を広く知ってもらうため、ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信を行っています。→裏表紙をご覧ください。

●岐阜市公式Facebookページ

●岐阜市公式Xアカウント

●岐阜市公式YouTubeチャンネル

●岐阜市公式YouTubeシティブロモーションチャンネル

●岐阜市公式Instagramアカウント(ギフスタ！)

●岐阜市LINE公式アカウント

16 市民相談

◆相談場所・問 市民相談室(市庁舎2階／☎214－6028〈予約専用〉) ◎相談は無料です

相談種類	内容	相談日	時間
市 政 相 談	市政に対する要望・意見(担当部署の案内)	月～金	午前8時45分～午後5時30分
く ら し の 相 談	くらしの中での法的な問題(離婚・親子関係など)	月～金	午前9時～正午 午後1時～4時
交 通 事 故 相 談	交通事故の示談・慰謝料・損害賠償など	火・木・金	
労働なんでも相談	労働に関する相談や社会保険などの手続きに関すること	金	午後1時～4時30分
職 業 相 談	就職に関すること	火～金	
法 律 相 談	民事・家事・刑事などの法律問題〈1人20分で要予約〉	月・水・金	午後1時～4時
行 政 相 談	国の行政機関などに対する要望・意見	火	
人 権 相 談	いじめや差別など人権に関すること	火	
不 動 産 相 談	不動産の取引・管理に関するトラブルや困りごと	第1～4火	
心 配 ご と 相 談	家庭などでの困りごとや心配ごと	第2・4水	
建 築 相 談	新築・増築の諸問題、耐震診断など	第3水	
税 務 相 談	所得税・相続税・贈与税などの税金に関すること〈1人20分で要予約〉	木	
登 記 相 談	相続、不動産などの登記、供託など〈1人20分で要予約〉	木	
土 地 境 界 相 談	土地の境界線(筆界)や土地・建物の調査・測量・表題登記に関すること	第2・4木	午前9時30分～正午 午後1時～3時
行 政 手 続 相 談	相続・遺産分割協議書・遺言、許認可手続きなどに関すること	第3金	
結 婚 相 談	結婚を希望する人の相談、紹介(第4日は要予約) ※ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク(おみサポ・ぎふ)が利用できます	月(第4日の翌日を除く)・第4日	

※くらしの相談・交通事故相談・職業相談は相談員の都合によりお休みすることがあります。

17 消費生活

問 消費生活センター(市庁舎2階／☎214－2666〈相談専用〉)

■消費生活相談

消費生活に関するトラブル、苦情や疑問などの相談をお受けし、クーリング・オフ制度の活用やアドバイスを行います。事業者との間に生じた個人情報に係る苦情、多重債務に関する相談もお受けします。無料です。

◆日時 開庁日の午前8時45分～午後5時30分

■請願・陳情

市政についての要望事項などを文書で提出する「請願」「陳情」には、記載事項などに定めがあります。詳細はお問い合わせください。

■テレビ・ラジオ広報番組

テレビ	あなたの街から 岐阜市	ぎふチャン(岐阜放送) 5月～3月 毎週(火)／18:20～18:23 月2回(土)／12:25～12:28
	ぎふっciao！	シーシーエヌ〈ケーブルテレビ〉 7月、9月、10月、12月
ラジオ	岐阜市！元気 インフォメーション	ぎふチャン(岐阜放送) [AM1431kHz/FM90.4MHz] 毎週(火)・(金) 9:40～9:45／17:40～17:45(再) ※(再)は1月まで
	とっておき 岐阜情報 「聴いてミント」	FMわっち(シティエフエムぎふ) [FM78.5MHz] 12:50～12:55 4月～12月 毎週(月)・(火) 1月～3月 毎週(月)

問 市民相談・消費生活課(市庁舎2階／☎214－6028)

■市長への手紙

市政についての提案や意見など、市民の皆さんの声をお寄せください。「手紙」の場合、用紙は市庁舎、各事務所などにあります。ファクスの場合、ふれあいファクス☎0120－433707(シミンミナオーナー)へ。また、市ホームページ「市民ご意見板」からもお寄せいただけます。



選挙・議会

広報広聴・相談

18 妊娠・出産

問 保健所保健予防課(都通2-19／☎252-7193)
中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラッスル35 3階／☎214-6630)
南保健センター(茜部菱野1-75-2／☎271-8010)
北保健センター(長良東2-140／☎232-7681)

■妊娠したら

妊娠届出書を各保健センターへ提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。

■妊婦健康診査

母子健康手帳にとじ込みの「妊婦健康診査受診票」をご利用ください。なお、助産所や県外の医療機関などで受診される場合は窓口で支払った健診料の一部を助成しています。

■妊婦歯科健康診査

母子健康手帳にとじ込みの「岐阜市妊婦歯科健康診査受診券」を、市内の委託歯科医療機関でご利用ください。

■市民税非課税世帯などの妊婦の初回産婦人科受診料を助成

市民税非課税世帯などの妊婦の人に対し、初回産婦人科受診の妊娠判定に要する費用の一部を助成します。

■パパママ学級(予約制)

妊婦さんとその家族が、妊娠・出産・育児について学べます。個別相談もお受けします。オンラインでのパパママ学級も行っています。

■胆道閉鎖症のチェック

赤ちゃんの健康状態を知る目安の一つに便の色があります。病気の早期発見のため、母子健康手帳にとじ込みの「便色カード」で、生後1か月ごろの赤ちゃんの便の色を調べましょう。

■新生児の血液検査(先天性代謝異常症などの早期発見)

早期発見・治療により、障がいなどの発生を防ぐことができる病があります。出産した医療機関で血液検査を受けましょう。

19 乳幼児の健康

問 保健所保健予防課(都通2-19／☎252-7193)
中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラッスル35 3階／☎214-6630)
南保健センター(茜部菱野1-75-2／☎271-8010)
北保健センター(長良東2-140／☎232-7681)

■子どもの健康診査など

4か月児健康診査(医療機関に委託)、10か月児健康診査、1歳6か月児歯科健診と育児教室、1歳6か月児健康診査(医療機関に委託)、3歳児健康診査、5歳児健康診査(医療機関に委託)があります。日程などは市ホームページなどでご確認ください。

■育児相談会(予約制)

育児に関する相談を保健師、管理栄養士などがお受けします。日程は市ホームページなどでご確認ください。

問 保健所保健予防課(都通2-19／☎252-7193)

■幼児歯科薬物(フッ化物)塗布(予約制)

1歳以上の未就学児を対象。日程は市ホームページなどでご確認ください。インターネットまたは電話で予約してください。

■歯科に関する相談

お子さんのお口に関する相談を電話でお受けします。

■新生児聴覚検査

生まれてすぐの赤ちゃんの耳の聞こえを確認するため検査を受けましょう。検査費用の一部を助成しています。

■出生連絡票の提出・すくすく赤ちゃん訪問

4か月までのお子さんがある全ての家庭に保健師または助産師が訪問します。出生届提出後、出生連絡票をオンラインなどで提出してください。

→出生届については15ページをご覧ください。

■産後ケア事業

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関などでの宿泊(日帰りもあり)や、訪問によりお母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートなどを行います。事前に申請が必要です。

■産婦健康診査

出産後のお母さんの心と体の健康のための産婦健康診査の費用の一部を助成しています。

■産婦歯科健康診査

母子健康手帳にとじ込みの「岐阜市産婦歯科健康診査受診券」を、市内の委託歯科医療機関でご利用ください。

■妊婦へ給付金を支給

妊婦給付認定者に妊婦支援給付金を支給します。要件や内容などは市ホームページなどでご確認ください。

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2396)

■助産制度

経済的な理由で病院に入院できない妊婦の人に対し、入院助産を受けることができるよう費用を負担します。

問 国保・年金課(市庁舎2階／☎214-2083)

■出産育児一時金の支給(国民健康保険の被保険者の出産)
→19ページをご覧ください。

問 保健所感染症・医務薬務課(都通2-19／☎252-7187)

■子どもの予防接種

生後6週までに「母子健康手帳別冊 予防接種」をお送りします。接種時期・場所を確認し、決められた期間内に接種しましょう。子どもの予防接種は種類が多く、体調を確認しながら接種スケジュールを立てます。普段から相談できるかかりつけの医療機関を決めておきましょう。市内に住民登録がある人で届かない場合はご連絡ください。

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2396)

■未熟児の医療費の一部を公費負担(養育医療)

出生時体重2,000g以下または身体の発達が未熟のまま生まれ、養育医療機関に入院した場合。退院前に申請が必要です。

■子どもの障がい治療の費用の一部を公費負担(自立支援医療(育成医療))

身体に障がいのある18歳未満のお子さんで、治療効果が期待できる場合、治療の一部を負担。治療開始前に申請が必要です。

問 子ども政策課(市庁舎18階／☎214-2397)

■ぎふし子育て応援アプリ

妊娠・出産・子育てに必要な情報をいつでもどこでも、簡単に知ることができる子育て応援アプリです。



ダウンロードはこちら▲

20 子育て

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2146)

■児童手当の支給

高校生年代(18歳の誕生日後最初の3月31日まで)の児童を監護・養育している人を対象に支給します。子ども支援課または各事務所、福祉事務所柳津分室で認定請求ができます(公務員は勤務先へ認定請求してください)。

■児童扶養手当の支給

父母が離婚などした児童、父または母が重度の障がいの状態にある児童を監護・養育している人を対象に支給します。所得や公的年金受給などにより手当額が異なるほか、支給されない場合があります。

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2396)

■ひとり親相談・女性相談

●ひとり親家庭の相談・支援 ひとり親家庭などの悩みや、子どもの修学費の貸し付けなどの相談をお受けします。

●女性相談 女性の悩みごとなどの相談をお受けします。

◆相談日時 月～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後4時45分

■母子父子寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦家庭を対象に、お子さんの進学や就職などに際して必要な資金を貸し付けます。要件があるほか、審査により貸付が受けられない場合もあります。

■交通遺児激励図書カードの支給

交通事故により父母または養育者が亡くなった場合に、0歳から高等学校等在学中までの人を対象として年1回支給します。

■母子家庭等自立支援給付金事業

●自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母などが雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講する場合、受講費用の6割(上限あり)を支給します。受給には要件があり、受講申込前にご相談ください。

●高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母などが看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの国家資格を取得するため、6か月以上のカリキュラムを修業する場合、訓練促進給付金を支給します。高等職業訓練修了支援給付金の支給もあります。支給には要件があり、課税状況などにより支給額が異なりますので、修業開始前にご相談ください。

問 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
(藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階／☎268-2569 ／✉shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp)

■ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の父や母などを対象に、講習会(准看・看護学校等受験対策個別支援、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、介護福祉士国家試験対策講座、医療事務&調剤講習、パソコン、ケアマネージャー受験対策)の実施、就業情報提供などの就業支援を行うほか、養育費に関する相談をお受けしています。

◆相談日時 月～土曜日の午前9時～午後8時

※午後5時～8時は要予約



問 ぎふファミリー・サポート・センター(正木中1-1-1 カワボウビル3階／☎295-3420)

■ぎふファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が有償の相互援助活動を行います。依頼会員は、事前登録の上、利用料金を直接提供会員に支払い、サービスを受けます。提供会員は研修を受けていただきます。また、センターのアドバイザーが活動の調整を行います。詳細は、お問い合わせください。◆通常の預かり 概ね0歳～小学生の子どもを対象 ◆病児・病後児および緊急時の預かり 生後2か月～小学生を対象 ◎利用料金は、それぞれ曜日や時間帯により異なります。◆申込受付日時 月～金曜日：午前9時～午後5時30分、土曜日：午前9時～正午(いずれも祝休日を除く)

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2398)

各児童館・児童センター

■児童館・児童センター

児童(乳幼児は保護者同伴)の遊び場です。令和6年度に全施設のリノベーションが完了し、絵本コーナーを新設しました。季節の行事などの催しも多数企画。幼児と親と一緒に遊ぶ幼児クラブや、子育ての話ができる母親クラブもあります。◆開館時間 4月～9月：午前9時30分～午後5時30分／10月～3月：午前9時～午後5時

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)・年末年始(柳津児童館は日曜日・祝休日(子どもの日を除く)・年末年始)

施設名	所在地	電話番号
梅林児童館	田端町1-11	246-9955
黒野児童館	古市場20-1	239-7876
東児童センター	大洞桜台1-33-2	241-2723
加納児童センター	加納高柳町1-1	274-4655
日光児童センター	日光町9-1-3	233-5155
西児童センター☆	鏡島南2-8-40	251-2776
本郷児童センター☆	青柳町5-24-1	254-0275
長良児童センター☆	長良389-2	231-4666
長森児童センター☆	野一色4-11-4	248-5210
岩野田児童センター☆	粟野東1-95	237-6929
サンフレンドうずら・児童センター☆	中鷄7-58	275-3520
サンフレンドみわ・児童センター☆	門屋字野崎95	229-5901
柳津児童館	柳津町丸野1-34	322-2560

☆印の施設は「おもちゃ図書館」を併設：乳幼児と障がい児(保護者同伴)を対象に、おもちゃを通して心身の成長・発達を図ります。市内の障がい児におもちゃの貸し出しも行います。

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2398)

鷺山子ども館(鷺山1401-2／☎297-5012)

■鷺山子ども館 →41ページもご覧ください。

地域の小学生が遊び、さまざまな人とふれあいながら、安心して過ごすことができる子どもの居場所です。

◆開館時間 火～金曜日：4月～9月＝午後2時30分～5時30分・10月～3月＝午後2時～5時、土日祝休日・学校休業日など：4月～9月＝午前9時30分～午後5時30分、10月～3月＝午前9時～午後5時 ◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)・年末年始

問 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”〈こども家庭センター〉(明德町11／☎0120-43-7830)

■子育てに悩んだり・困ったりした時

→9ページをご覧ください。



21 保育所(園)・幼稚園 など

関 子ども保育課(市庁舎2階／214－2143)

保育施設へ入れたいとき

■保育施設への入所(園)

◆**入所条件** ①市内在住の子どもで、保護者が就労・病気・出産・看護などのため、子どもの保育が必要な場合。

②その他、子どもの保育が必要であると認められる場合。

◆**利用者負担額(保育料)** 父母などの市町村民税課税状況により決定します(0～2歳の子どものみ)。◆**開所時間** 各保育施設により異なります。◆**乳児保育** 生後57日からの乳児保育を48か所、生後4～6か月からの乳児保育を17か所で実施しています。

■障がい児保育

療育総合判定会議の判定をもとに決定し、受け入れ可能な保育施設で実施しています。

■広域入所(保護者の勤務市町での入所)

◆**対象者** 保護者の一方の勤務地が該当の市町にあり、勤務終了後、岐阜市内の保育施設では保育時間内に迎えができない子ども。市町ごとに受け入れ基準がありますので、詳細はお問い合わせください。

■公立保育所

保育所名	所在地	電話番号	保育年齢	開所時間
京町	京町2-11	265-2943	生後57日～	20時まで
鷺山	下土居2-9-12	231-8950		
長森南	蔵前4-3-15	245-2647		
木田	木田495-1	239-1751	6か月～	18時まで
西郷	中西郷5-51-2	239-0181	1歳～	
市橋	今嶺2-10-16	271-5707	生後57日～	
網代	秋沢2-170-1	239-9021	1歳～	18時まで
三輪南	石原3-220-1	229-1253		
あいかわ	加野6-26-13	243-1155	6か月～	
三輪北	北野東345	229-3160	1歳～	
黒野	古市場20-1	239-7875	生後57日～2歳	

■私立保育園

保育園名	所在地	電話番号	保育年齢	開所時間
聖徳	大門町1	262-5058	生後57日～	19時まで
木之本	羽衣町1-17-6	251-6443		
鶉	中鶉4-111	272-2322	6か月～	
みぞはた	溝旗町4-2	262-8960	1歳～	
茜部	茜部本郷3-116-2	271-6326		
さゆり	加納南広江町49	271-8558	生後57日～	
領下	領下1464-1	248-0061		
桜	長良桜井町4-8	231-7338		
常磐	上土居814-1	232-8695		
本荘	錦町6-28	251-8655		
なかよし岐阜南	切通4-6-5	247-2446	20時まで	
日野	日野西3-3-10	245-3801		
岩	岩田東2-102	243-3790	19時まで	
則武	則武中3-13-3	232-2772		
合渡	寺田3-17	251-5301		
あかね	茜部寺屋敷3-49	271-8441		1歳～
島	北島7-6-2	231-8951		
長森北	野一色4-11-5	245-3020		

■認定こども園

認定こども園名	所在地	電話番号	保育年齢	開所時間
黒野こども園	古市場111-28	239-0134	生後57日～	19時まで
ながらこどもの森	福田町2-12	231-8945		
沖ノ橋認定こども園	沖ノ橋町2-15	251-1856		
加納西認定こども園	加納神明町4-12	213-0013		
ひきえ子ども園	日置江5-27-1	279-0319		
カトレヤこども園	門屋字野崎55-1	229-1151		20時まで 18時30分まで 19時まで
ハートンこまづめ認定こども園	東駒爪町17	213-7688		
清流認定こども園	岩滝西1-332	243-1353		
梅林こども園	中道北238-1	245-8949		

みさとこども園	六条東1-13-12	271-3578	生後57日～	19時まで
かぐや第二こども園	鷺山1768-32	231-5521	6か月～	
大洞こども園	大洞桜台1-3	243-2990	生後57日～	
認定こども園芽含幼稚園	鷹見町5	266-0185	1歳～	
かぐや第一こども園	入舟町1-1-1	247-3144	6か月～	
かがしまこども園	鏡島西1-3-82	251-9000	生後57日～	18時30分まで
ななさとこども園	西改田字米野48	239-1411		20時まで
かようこども園	五坪1-14-1	245-9769		19時まで
かぐや早田こども園	早田東町6-35	216-2260	6か月～	20時まで
認定こども園若葉保育園	村里町7-1	273-8361		
いわのだこどもの森	三田洞東1-18-8	237-3822	生後57日～	19時まで
さば子こども園	柳津町下佐波1-40	279-0126		
やないづこども園	柳津町蓮池5-35	387-3666		
認定こども園いづみ中央幼稚園	北鶉2-34	274-7851	2歳～	18時30分まで

■**事業所内保育事業** ※3歳未満児のみ入所可。

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	開所時間
岐阜大学保育園ほほえみ	柳戸1-1	293-3375	生後57日～	18時30分まで
わらべ保育所	北山1-16-15	241-2069	6か月～	
ぎふっこ保育園	藪田南2-1-1	216-5688	生後57日～	

■**小規模保育事業** ※3歳未満児のみ入所可。

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	開所時間
ひまわり共同保育所	領下21	240-5054	生後57日～	19時まで
ちびっこ島保育園	島田2-2-6	294-8556	6か月～	
太陽の子幼稚園	水海道4-25-5	246-6160	1歳～	18時30分まで
かぐや第二保育園	鷺山1768-149	231-5521		16時まで
こばとの森保育園	島田西町64	215-0815		18時30分まで
NAGOMIキッズ	長良福光1655-2	296-7010	6か月～	19時まで
保育所ちびっこえんじえるらんど	宇佐南4-2-4	275-9069	生後57日～	
保育所サニーランド長良園	則武東4-11-10	294-1333	4か月～	
保育所ベビーキッズ本荘園	吹上町2-12-2	251-8830		
駅前保育所みっけのおうち	橋本町2-52	266-7400	生後57日～	18時30分まで
保育所につこり園	柳津町蓮池3-22	337-7365	1歳～	19時まで
岐阜幼稚園小規模保育所	西野町3-1	262-0683		18時30分まで
ほんごうけやき通り保育園	本郷町2-13-3	251-1477		19時まで
いづみ中央スプリング保育園	北鶉2-34	274-7873	4か月～	18時まで
こばとの森西保育園	大菅北12-1	216-5535	1歳～	18時30分まで
みのり夢保育園	本荘西4-39	251-4786		
いづみ第2どんぐり保育園	早田町2-13	227-9789	5か月～	
みらいの森保育園	琴塚2-16-7	201-0132	6か月～	
ザ・サイドインターナショナルスクール	岩井4-10-25	216-5000		19時まで
こばとの森どんぐり保育園	大菅南7-10	201-4877	1歳～	18時30分まで
かぐや第三保育園	栗野西1-10	237-3601		
クルールン保育園	本荘中ノ町10-37	216-3227	生後57日～	19時まで
ながらちいさな森	長良真生町2-12	216-1377		18時まで
日野南すみれ保育園	日野南6-6-19	216-5557		19時まで
ステラ保育園	宇佐東町6-8	213-6682		
すずらん日光保育園	日光町8-27	215-7037		
リンゴの木	旦島3-5-1	213-2786	6か月～	18時30分まで
小規模保育園キッズあるてあ	下奈良2-10-6	201-6237	生後57日～	19時まで
にじいろ保育園	鏡島精華1-12-23	213-3065		
ブルムン保育園	柳森2-571林ノケル柳森	213-8739		
にじいろ島保育園	北島4-4-5	213-0477		

子どもを一時的に預けたいとき

■一時預かり

保護者の仕事や病気、看護・介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため、生後57日目または6か月目～就学前のお子さんを預かります(有料)。◆**日時** 月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分、土曜日の午前8時30分～正午 ※必要に応じて利用時間が延長できます。◆**場所** 京町・鷺山・市橋の各公立保育所、茜部・領下・桜・則武・合渡を除く各私立保育園、カトレヤこども園・清流認定こども園・芽含幼稚園・かぐや第一こども園・さば子ども園・認定こども園いづみ中央幼稚園を除く各認定こども園

■**サポート一時預かり** 保護者が病気、看護・介護、冠婚葬祭などで緊急一時的に家庭で育児ができない場合、1歳～就学前のお子さんを預かります(有料)。◆**日時** 一時預かりと同じ ◆**場所** 京町・鷺山・市橋を除く各公立保育所

■**休日保育** ▶**京町保育所(京町2－11／263－8811)**

保護者が休日に就労または病気や事故などで緊急一時的に家庭で育児ができない場合、1歳～就学前のお子さんを預かります。詳細は、お問い合わせください。◆**日時** 日曜日・祝休日(年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時

相談したい・遊びたい・体験したい

■各保育所(園)での子育て相談など

●**子育て相談** 入所(園)前のお子さんを持つ保護者からの子育てに関する不安や悩みの相談を電話または面接でお受けします。

●**園庭開放** 日時などはお問い合わせください。

●**図書貸出** 絵本や子育てに関する図書を貸し出します。

■地域子育て支援センター

子育てに関する知識や経験を持つ施設が子育てネットワークの中心となり、育児不安の解消や、子ども・親同士が交流できる場を提供する地域拠点施設です。

◆**日時** 月～金曜日(祝休日を除く)の午前10時～午後4時

▶**聖徳保育園(大門町1／262－5058)**

▶**黒野こども園(古市場111－28／239－0134)**

▶**京町保育所(京町2－11／265－2943)**

▶**鷺山保育所(下土居2－9－12／231－8950)**

▶**市橋保育所(今嶺2－10－16／271－5707)**

▶**岐阜聖徳学園大学“くれまちず”**(中鶉1－38／278－4170)※原則、火～木曜日の午前10時～午後3時

●**電話子育て相談** 入所(園)前のお子さんを持つ保護者からの相談をお受けします。◆**日時** 月～金曜日(祝休日を除く)の午前10時～午後4時(くれまちずは午前10時～午後3時)

▶**聖徳保育園262－2224** ▶**黒野こども園234－3755**

▶**京町保育所263－8811** ▶**鷺山保育所231－1127**

▶**市橋保育所275－5151**

▶**岐阜聖徳学園大学“くれまちず”278－4170**

■親子体験保育

同年齢の子どもたちと遊びや基本的な生活を体験できます。また、保育士や看護師が子育てに関する相談をお受けし、育児不安の解消を図ります。◆**対象者** 市内在住で0～3歳未満の乳幼児と保護者 ◆**場所** 0～3歳未満：聖徳、岩、やないづこども園、黒野こども園、京町、鷺山、長森南、木田、市橋、あいかわ、黒野、1～3歳未満：木之本、鶉、みぞはた、茜部、さゆり、領下、認定こども園若葉保育園、桜、常磐、本荘、な

幼稚園へ入れたいとき

関 幼児教育課(市庁舎18階／214－7124)

■**幼稚園への入園** 幼稚園の入園については直接、各幼稚園へお問い合わせください。

■私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号	幼稚園名	所在地	電話番号	幼稚園名	所在地	電話番号
岐阜聖徳学園大学附属	柳津町高桑西1-1	270-0313	ひかり	黒野404	239-0013	長森	琴塚2-16-7	246-0422
こばと	鹿島町4-15	251-0011	かぐや第三	栗野西1-10	237-3601	ながもり第二	岩田坂4-7-1	243-5768
こばと西	大菅北12-25	251-3871	まどか	茜部本郷3-116-2	271-6337	くるみ	曾我屋4-21	239-2842
こばと第3	下奈良3-15-5	273-2015	まどか南	茜部寺屋敷2-127-1	274-6778	岐阜	西野町3-1	262-0683
若葉第一	北一色1-23-13	245-5621	みのり	本荘西4-39	251-4786	天使	青柳町3-22	253-2759
若葉第二	村里町15	274-3400	芥見	芥見南山3-1-27	243-2266	ほんごう	本郷町3-4	251-1488
若葉第三	宇佐南1-11-17	271-8331	芥見第二	加野3-1-7	243-5761	諏訪	岩崎2-18-1	231-7427
明照	矢島町2-46	263-5118	東海第一	芥見6-270-1	243-2711	中部学院大学・中部学院大学短期大学部附属	下土居2-28-28	233-2254
こじか	旦島4-10-17	231-1735	東海第二	日野北4-2-13	246-8552			
いづみ第2	早田町3-2-3	231-4365	ながら	長良城西町1-10	232-0271			
はなぞの	則武西2-25-27	294-8844	ザ・サイドインターナショナル	岩井4-10-25	241-1000	むつみ	西改田村前107	239-4839

かよし岐阜南、日野、かぐや早田こども園、いわのだこどもの森、ながらこどもの森、沖ノ橋認定こども園、加納西認定こども園、ひきえ子ども園、ハートンこまづめ認定こども園、梅林こども園、みさとこども園、大洞こども園、かがしまこども園、ななさとこども園、かようこども園、島、長森北、あかね、西郷、網代、三輪南、三輪北 ◆**参加費** 無料。保険料は各施設にお問い合わせください。希望者には給食を実費で。◆**申込** 希望日の1週間前までに希望する保育所(園)などへ。先着順。

病気の子どもを預けたいとき

■病児・病後児保育

病気中または病気の回復期にあるため、保育所(園)などでの集団保育が難しく、かつ保護者の勤務などやむを得ない事情により家庭での育児ができない、市内在住の小学3年生までのお子さんを、病院・診療所に併設した施設で預かります。◆**利用日時** 月～土曜日の午前8時～午後6時(土曜日はうりぼう・パンダのしっぽは午後4時、ピノキオは午後4時30分、すずらん・クララ・セカモゲは午後5時まで、祝日はセカモゲのみ開所)、ミッキーは月～金曜日(祝休日を除く)開所 ※感染症によっては利用できない場合あり。◆**利用料** 1人1日2,000円。昼食希望の場合は各施設にお問い合わせください。市内在住で生活保護世帯、市民税非課税世帯または18歳未満の子どもが3人以上いる世帯は無料。◆**利用方法** 希望する保育施設へ事前登録し、利用時に申し込み、診察を受ける。

▶**福富医院「すずらん」**(安食1－87－1／238－8555)

▶**河村病院「クララ」**(芥見大般若1－84／241－3311)

▶**小牧内科クリニック「ピノキオ」**(昭和町2－11／215－0101)

▶**山田病院「ミッキー」**(寺田7－98－1／255－1221)

▶**矢嶋小児科小児循環器クリニック「うりぼう」**(日野南7－10－7／214－7077)

▶**世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック「セカモゲ」**(六条南2－8－20／216－3745)

▶**操健康クリニック「パンダのしっぽ」**(藪田南1－4－20西館6階／070－1683－3003)

■病児・病後児保育の送迎サービス

市内在住の1歳～小学3年生の児童が保育所などで体調不良になったとき、保護者が仕事などの都合で迎えに行くことができない場合、看護師が保護者の代わりにタクシーで迎えに行き、診察後一時的に預かります。※在宅児童は利用不可 ◆**利用料** 保育所などから病児・病後児保育施設までのタクシー代(子どもが乗車した区間) ◆**実施施設・受付時間** 福富医院「すずらん」、小牧内科クリニック「ピノキオ」・平日午前9時～午後3時 ◆**事前登録** 毎年度、事前登録が必要

■市立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
加納	加納東丸町2-9-1	272-1077
岐阜東	水海道1-16-13	246-7669



22 教育(小学校・中学校・義務教育学校)／スポーツ施設

問 学校安全支援課(市庁舎18階／☎214－2316)

■小・中学校または義務教育学校への入学

入学する年の1月末に、保護者あてに入学通知書を(中学校は在籍する小学校を通じて)送付します。

■市内間で転居して学区が変わる場合

学校から転校に係る書類をもらい、住所異動の際、市民課、各事務所で転校手続きを併せてしてください。

■市外へ転校する場合

学校から転校に係る書類をもらい、転出先の教育委員会などで手続きをしてください。

■私立の小・中学校へ入学が決定したとき

学校で「入学承諾書」などをもらい、市教育委員会発行の入学通知書と一緒に学校安全支援課へ提出してください。

■病気その他の理由で入学が困難なとき

できるだけ早くご相談ください。

■家庭の事情などで指定の学校に入学できないとき

「指定学校変更願」などにより、許可基準の範囲において通学区域外からも通学できますので、ご相談ください。

■就学援助制度

経済的な事情で就学が困難な場合、学用品費や給食費などの援助を行っています。

■特別支援学級の就学奨励制度

世帯の収入額に応じて、学用品費や給食費などを支給します。

■学校に行きづらい子を支援「ほほえみ相談員」

家庭訪問や教育相談での対応を通してふれあい活動を行い、子どもたちを支援します。市内中学校・義務教育学校に配置し、校区の小学校も担当しています。

問 社会・青少年教育課(市庁舎18階／☎214－2368)

■放課後児童クラブ

保護者が就労などで昼間家庭にいない市立小学校1～6年生の児童を対象に、授業終了後から午後7時まで(一部は午後6

問 市民スポーツ課(市庁舎10階／☎214－2371)

■学校の体育館・運動場を夜間に使用したいとき

運動場は小学校44校、中学校18校、義務教育学校1校、その他3校で開放。体育館は小学校45校、中学校20校、義務教育学校1校、その他4校で開放。市内在住・在勤・在学の人たちによって組織された、代表者を含む10人以上の団体が対象です。各校区の開放運営委員会に登録し、申し込んでください。

■体育館・テニスコート・野球場など有料施設の予約・申込は「公共施設予約システム」で

体育館10館(右表)、テニスコート7カ所(岐阜ファミリーパーク・早田・木ノ下・厚八・野一色・境川緑道公園・加納公園)、野球場3カ所(市民・ハツ草・岐阜ファミリーパーク)、多目的運動場6カ所(厚八運動場・島西運動場・柳津運動場・高桑運動広場・坂巻運動広場・Showaスポーツピアザ(北西部運動公園))、岐阜ファミリーパークサッカー兼ラグビー場、加納公園グラウンド(クレー)の計28施設を利用したい人は、事前に登録が必要です。登録後は24時間、携帯電話やパソコンから予約・申込ができます。境川緑道公園テニスコートについては境川緑道公園管理事務所(☎090－7037－8038)または公園整備課(☎214－2182)へ。無料施設の申込については市民総合体育館へお問い合わせください。

時まで)開設しています。

■二十歳のつどい(成人式)

各自治会連合会が主催で開催します。令和7年度の開催日は、7月中旬に市ホームページなどでお知らせします。案内はがきが届いたら出欠をご連絡ください。詳細は、市ホームページで順次お知らせしますのでご確認ください。

■青少年会館

青少年活動の拠点施設として助言・指導を行っているほか、各会館で青少年を対象に講座を開催しています。また、子ども会活動のサポートを行っています。各種青少年団体やサークルなどの活動の場でもあります。

◆開館時間 火～土曜日の午前9時～午後9時(①は午後9時30分まで)、日曜日の午前9時～午後5時(⑤は午後9時まで)

◆休館日 月曜日、祝休日、第3日曜日(⑤は月曜日のみ)、年末年始

会館名	所在地	電話番号
①中央青少年会館	明德町11	266－0566
②北青少年会館	福光東3－19－18	232－1721
③青山青少年会館	小西郷1－56－2	239－4011
④西部福祉会館青少年ルーム	西荘2－11－23	252－4150
⑤東青少年会館	前一色1－2－1	246－5244

問 学校指導課(市庁舎18階／☎214－7155)

■発達に心配がある子の就学および教育

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室など、お子さんの就学について相談をお受けします。

問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214－2396)

■育英資金(奨学貸付金・入学準備貸付金)貸付

市内に6か月以上在住の世帯で、高等学校・大学・大学院・専修学校などの学資にお困りの人に資金を貸し付けます。(所得要件あり)

●市民プール 7月19日～8月31日および7月12日・13日・9月6日～14日の土日祝日に開設。有料。

市民プール名	所在地	問い合わせ先
本荘	寿町2－13	西部体育館☎251－2757
南部	南鷄4－120	南部スポーツセンター☎274－4949
北部	正木1020－2	北部体育館☎233－2030

問 市民スポーツ課(市庁舎10階／☎214－2371)・各体育館

■体育館

⑨以外の体育館では「体育館スポーツ教室」を開催します(年2期)。教室以外の時間は一般に開放され、スポーツ大会なども行われます。◆休館日 月曜日(①・⑨は毎月最終月曜日、⑧は毎月最終火曜日のみ)、年末年始

体育館名	所在地	電話番号
①市民総合体育館	九重町4－24	245－0351
②南部スポーツセンター	南鷄5－86	274－4949
③北部体育館	正木1020－2	233－2030
④東部体育館	芥見4－68	241－7812
⑤西部体育館	鏡島南2－8－40	251－2757
⑥岐阜ファミリーパーク体育館	山県北野2078－1	229－5380
⑦北西部体育館	則松2－65－2	239－9480
⑧体育ルーム	橋本町1－10－23	268－1063
⑨岐陽体育館	上川手735－2	245－0351
⑩もえぎの里多目的体育館	柳津町下佐波西1－41	279－6400

■市立小学校

小学校名	所在地	電話番号	小学校名	所在地	電話番号	小学校名	所在地	電話番号
岐阜 阜 明 郷	大工町1 本郷町3－1 木ノ本町1－18	265-6388 251-0603 251-0629	長 森 南 長 森 北 常 磐	切通5－12－1 野一色3－1－3 上土居838	245-2677 245-5249 231-5915	長 良 西 早 田 且 格	千代田町2－1 学園町2－35 日置江1859－1	232-5222 231-1319 279-0883
白 山 梅 林 華 陽 本 荘 日 野 長 良	白山町2－1－1 金竜町6－6 華陽5－1 此花町6－29 日野北1－4－1 長良259	264-6241 245-0197 245-0178 251-0422 246-4888 232-2119	木 田 岩 野 田 黒 野 方 県 茜 部 鷄 郷	木田2－173 栗野西2－33 古市場20－1 安食3－115 茜部新所4－91－3 中鷄4－189－1	239-4203 237-3606 239-0030 238-8611 271-5063 272-2004	芥 見 合 渡 三 輪 南 三 輪 北 網 代 城 西	芥見2－213 寺田1－1 太郎丸1034 北野東356 秋沢2－156－1 則武西1－8－1	243-1025 251-7603 229-1013 229-1103 239-9110 232-4722
島 三 里 鷺 山 加 納 加 納 西 則 武	北島7－6－12 六条北2－5－1 鷺山北町9－12 加納西丸町1－73－2 加納高柳町1－1 則武209－2	231-2392 271-3605 232-3623 272-2028 271-4122 231-5663	七 郷 西 郷 市 橋 岩 鏡 島 厚 見	西改田川向94－1 中西郷4－261 市橋6－6－28 岩滝西1－612 鏡島西2－2－1 上川手198－5	239-7330 239-0985 271-5046 243-2175 251-9224 271-0416	長 良 東 長 森 西 芥 見 東 岩野田北 長 森 東 柳 津	長良真生町3－9 北一色5－5－1 大洞桜台1－2 栗野東2－33－3 水海道2－10－1 柳津町丸野1－1	233-7203 247-0004 243-2291 237-2648 245-0013 388-1155

■市立中学校

中学校名	所在地	電話番号	中学校名	所在地	電話番号
岐阜清流	早田1901－18	231-6248	三 輪	石原1－12	229-1101
岐阜中央	京町3－19	265-1621	岐 北	御望971－1－2	239-0090
本 荘	雲雀ヶ丘1	251-3450	厚 見	上川手262－1	246-0355
梅 林	九重町3－8	246-2197	青 山	下土居2－27－1	294-1555
加 納	加納舟田町9	271-3577	陽 南	六条東1－1－1	274-0055
長 森	野一色4－11－1	245-5191	藍 川 東	大洞紅葉が丘6－22－3	241-1311
長 良	長良福光2070	231-7207	岐 阜 西	川部3－30	239-1444
島	則武西1－8－2	232-4141	長 森 南	切通2－11－1	246-7140
岩 野 田	栗野西5－817	237-2533	東 長 良	長良真生町3－27－4	294-1782
精 華	鏡島精華1－11－27	251-1515	境 川	柳津町上佐波東3－70	279-0009
藍 川	芥見4－157	243-1019	草 潤	金宝町4－1	263-3801

藍川北学園

藍川小学校と藍川北中学校を統合した、岐阜市立で初となる施設一体型の9年間の一貫教育を展開する義務教育学校です。「地域とともにある学校」に加え、「異年齢による活動を日常化し、子どものしなやかな学びと成長を保障する学校」を目指します。

■特徴

- 9年間を見通した柔軟な教育課程の編成が可能で、一貫した学びと成長を保障
- 1～9年生が1つの校舎で過ごし、日常的な異学年交流を実施
- 早期からの教科担任制の実施で学びの連続性と専門性を確保
- 地域の人と日常的な交流ができる「わくわく広場」を設置

※義務教育学校在学の児童生徒は紙面上の「小学1～6年生」を「1～6年生」に、「中学1～3年生」を「7～9年生」に読み替えます。

23 その他の教育機関

■市立高等学校

学校名	所在地	電話番号
岐阜市立岐阜商業高等学校	鏡島南2－7－1	251－0165

■市立看護専門学校

学校名	修業年限	所在地	電話番号
岐阜市立看護専門学校	3年	鹿島町7－1	253－2411

■市立特別支援学校

学校名	所在地	電話番号
岐阜市立岐阜特別支援学校(小・中学部、高等部)	小西郷3－120－2	239－2821

市立草 潤 中学校(学びの多様化学校)

不登校児童生徒などの実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校です。令和3年4月に開校し、市内全域から生徒が通学しています。

■コンセプト

ありのままの君を受け入れる新たな形

■転入学

学校説明会や学校体験会、個別面談を経て、1月半ばごろまでに次年度の転入学生徒を決定

◆学校名 藍川北学園

◆所在地 加野2－23－1

◆電話番号 ☎241－6477



■市立短期大学

学校名	修業年限	所在地・学科	電話番号
岐阜市立女子短期大学	2年	一日市場北町7－1	296－3131
		国際コミュニケーション学科・健康栄養学科・デザイン環境学科	

■市公立大学法人

学校名	修業年限	所在地	電話番号
岐阜薬科大学	6年(薬学科)	【本部】大学西1－25－4	230－8100
		【三田洞キャンパス】三田洞東5－6－1	237－3931

24 健康・医療

問 国保・年金課(市庁舎2階／☎214－2651)

■特定健康診査を受けましょう

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病、高血圧などの生活習慣病をいち早く発見するとともに、重症化の予防を目的とした健診です。

◆**対象者** 受診当日に国民健康保険の資格がある40～74歳の人 ※対象者へ受診券を郵送します。

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214－2225)

■ぎふ・すこやか健診を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。

◆**期間** 6月～1月末 ◆**場所** 市内の委託医療機関

◆**受診方法** 5月下旬ごろにお送りする受診券とマイナ保険証、資格確認書または保険証※を提示 ◆**自己負担金** 500円

■ぎふ・さわやか口腔健診を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。

◆**期間** 6月～1月末 ◆**場所** 県内の委託医療機関

◆**受診方法** 5月下旬ごろにお送りする受診券とマイナ保険証、資格確認書または保険証※を提示 ◆**自己負担金** 300円
※有効期限は令和7年7月31日

問 保健所保健予防課(都通2－19／☎252－7193)

■がん検診を受けましょう

●検診車で受診するがん検診

検診名	対象者	自己負担金
肺がん・結核検診 (①胸部エックス線検査 ②かくたん細胞診検査)	①40歳以上 ②50歳以上※1	①無料 ②500円
胃がん検診 (胃部エックス線検査)	50歳以上※2	1,500円
乳がん検診	40歳以上の女性	1,500円

●医療機関で受診するがん検診

検診名	対象者	自己負担金
胃がん検診 (胃内視鏡検査)	50歳以上※2	4,000円
大腸がん検診	40歳以上	500円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部：1,500円 子宮頸部+体部：3,000円※3

※1 胸部エックス線検査受診者のうち、喫煙指数(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)が600以上かつ3日間連続してたんが出る人

※2 胃がん検診の胃部エックス線検査と胃内視鏡検査は、どちらかを選択して受診してください(重複受診はできません)。

※3 医師が必要と認めた場合のみ子宮体部細胞診検査を実施。
◎日程、会場、委託医療機関、受診間隔など、詳細は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

■節目歯科健康診査を受けましょう

◆**対象者** 平成16年・11年・6年・元年・昭和64年・59年・54年・49年・44年・39年・34年・29年生まれの人

◆**自己負担金** 600円 ※平成16年生まれの人は無料

■健康相談

出張健康相談もありますので、お近くの保健センターへお問い合わせください。中保健センター(徹明通2－18柳ヶ瀬グラッスル35 3階／☎214－6630) 南保健センター(茜部菱野1－75－2／☎271－8010) 北保健センター(長良東2－140／☎232－7681)

問 保健所健康づくり課(都通2－19／☎252－7180)

■受動喫煙対策に関する相談窓口

喫煙専用室等の基準など健康増進法における受動喫煙対策に関する相談をお受けします。

■AEDを行事などの開催時に貸し出し

自治会などの市民団体が開催するスポーツ大会などのイベント(おおむね10人以上の市民が参加するもの)を対象に、AED(自動体外式除細動器)を無料で貸し出します。

問 保健所地域保健課(都通2－19／☎252－7191)

■医師による精神保健相談

月に1回、精神科医がこころの相談をお受けします。保健所地域保健課へ事前にお申し込みください。

■小児慢性特定疾病児童に対する医療費を助成

対象となる疾病に対する医療費などを助成します。

■難病患者に対する医療費を助成

国が定める疾病(指定難病)に対する医療費を助成します。

■臓器提供の意思表示をしましょう

臓器提供の意思表示に関する質問や相談をお受けします。

■骨髄バンクにご登録ください

18～54歳の健康な人を対象。あかなべ献血ルーム(岐阜県赤十字血液センター内／☎272－6911)、岐阜献血ルーム アクティブG(橋本町1－10－1 アクティブG 2階／☎264－2122)で登録できます。

問 保健所感染症・医務薬務課(都通2－19／☎252－7187)

■エイズに関する検査・相談

検査は匿名で受けられます。予約は保健所感染症・医務薬務課へ。相談したい人は、保健所感染症・医務薬務課または各保健センターへお問い合わせください。◆**検査日** 第1・3月曜日の午後1時20分～3時、第1月曜日の午後5時～6時

■新型コロナウイルス感染症に関する相談

相談は、保健所感染症・医務薬務課(☎252－0393、FAX252－1280)へお問い合わせください。

■献血にご協力ください

献血場所	受付日時
あかなべ献血ルーム 茜部中島2－10岐阜県赤十字血液センター内・☎272－6911	【全血(400ml)】午前9時～11時45分・午後1時～4時30分 【成分】午前9時～11時15分・午後1時～4時 ※日曜日・年末年始は休み
岐阜献血ルーム アクティブG 橋本町1－10－1 アクティブG 2階・☎264－2122	【全血】午前10時30分～午後0時45分・午後2時～6時 【成分】午前10時30分～正午・午後2時～5時30分 ※3月の第3火曜日・年末年始は休み

■薬物相談窓口

薬物の依存などに関する相談を電話または直接お受けします。

■石綿(アスベスト)健康被害救済制度申請窓口

アスベストによる健康被害の救済給付申請・請求の受付や相談をお受けします。

25 病院 **問 岐阜市民病院(鹿島町7－1／☎251－1101代)**

中核病院として、高度で先進的な医療の提供に努めています。

●**診療科目** 内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器・腫瘍内科、消化器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、歯科、歯科口腔外科

◆**外来診療(初診)受付時間** 月～金曜日の午前8時～11時

◆**外来休診日** 土日祝休日・年末年始

■日曜日・休日に急病になったら…

「**岐阜市医師会 岐阜市薬剤師会 協力 休日急病センター**」・

「**岐阜市歯科医師会 岐阜県歯科衛生士会 協力 休日急病歯科センター**」へ

診療場所	診療日	診療時間	受付時間
休日急病センター(内科・小児科) 鹿島町7－1(岐阜市民病院内) ☎253－7277	日曜日・祝休日・ 年末年始(12月31日～1月3日)	午前9時～午後1時、午後2時～6時、 午後7時～11時	各診療時間帯の 開始30分前から 終了30分前まで
休日急病歯科センター(歯科) 鹿島町7－1(岐阜市民病院内) ☎253－7337		午前9時～午後1時 午後2時～6時	

※マイナ保険証、資格確認書または健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。
※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます
(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■お子さんが夜間に急病になったら…「岐阜市小児科医会等 協力 小児夜間急病センター」へ

◆**所在地** 鹿島町7－1(岐阜市民病院内) ☎251－1101代

◆**診療時間** 月～土曜日の午後7時30分～11時(受付は午後7時～10時30分)

※日曜日・祝休日・年末年始(12月31日～1月3日)は休日急病センター(小児科)で、

毎日午後11時～翌日午前8時は、市民病院小児科で受診できます。

・15歳以下のお子さんが対象です。・マイナ保険証、資格確認書または健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。・他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■救急安心センターぎふ

急な病気やケガで病院に行くか救急車を呼ぶか迷ったら、電話相談窓口として専門家からアドバイスを受けることができます。(24時間365日対応)

■ぎふ救急ネット

岐阜県救急・災害医療情報システムホームページから受診可能な県内の医療機関を検索できます。 検索はこちら▶



■子ども医療電話相談

子どもの応急処置の方法や医療機関の受診について、電話で相談できます。

◆**受付時間** 月～金曜日は午後6時～翌日午前8時 土日祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)は午前8時～翌日午前8時(24時間)

26 ご不幸・墓地

問 岐阜市斎苑(上加納山4717－4／☎245－0228)

■火葬手続き・火葬場の利用

市民課または各事務所へ死亡届(死亡診断書が必要)を提出し、受け取った死体(胎)火葬許可証を斎苑へ提出してください。

■**斎苑の式場・待合室の利用** お問い合わせください。

■自宅で飼っていた動物の火葬

動物をダンボール箱など(120cm×70cm×45cm以内)に入れて斎苑で手続きをしてください。飼い主の住所が確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。

●**ドッグ** ・半日人間ドッグ(午前8時30分～午後0時30分)
・PET-CT検診(火・水・木・金／約3時間) ・肝胆脾がんドッグ(月・水・金／約3時間) ※いずれも完全予約制

●**その他** 女性専用外来、セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来、がん相談支援センター、認知症疾患医療センターなど

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初再診の人は、選定療養費を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

●**携帯電話やプッシュホン回線の固定電話**

➡ #7119

●**プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話**

➡ ☎216－0119

●**携帯電話やプッシュホン回線の固定電話**

➡ #8000

●**プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話**

➡ ☎240－4199

問 市民協働生活政策課(市庁舎9階／☎214－2176)

■市営墓地を使用している人で届出が必要なとき

・墓地が不用になったとき ・住所・氏名を変更したとき
・使用者が死亡したとき ・使用者を生前のうちに変更したとき
・墓地使用承認証を紛失したとき

・納骨するとき(分骨の場合は不要)

・墓地内で工事(墓碑建立・名を刻むなど)を行うとき

■埋蔵されている焼骨をほかへ移すとき(改葬)

改葬許可申請書を市民協働生活政策課へ提出してください。

27 ごみ・粗大ごみ・資源分別回収

問 環境事業課(市庁舎14階／☎265－3983、214－2418、214－2831)

■岐阜市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみの分別方法検索や資源・ごみの収集日をお知らせするスマートフォンアプリです。



■ごみの分け方・出し方(祝休日も収集)

無色透明または乳白色で中が見える半透明袋に入れて、袋の口はしっかり結んでください。他都市の指定袋や黒・青など色付きの袋は使えません。カラスよけネットなどを活用し、鳥獣被害・ごみの飛散防止にご協力ください。分け方や出し方のルールが守られていないごみには「イエローカード」を貼り収集しません。詳細は35ページの表をご覧ください。

■粗大ごみ

各家庭の玄関前の道路際で収集する戸別収集(一般家庭を対象)と、自分で施設へ搬入する直接搬入があります。処理手数料が必要です。申込方法と出し方は下図をご覧ください。※使わなくなったものは捨てる前にリユースを検討しましょう。

■家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

家電リサイクル法対象機器の処理は、買い替えをした小売店または購入した小売店へ依頼してください。依頼が困難な場合は、**粗大ごみ受付センター☎243－0530**へご相談ください。

■家庭系使用済パソコン

家庭で使用され不要となったパソコンの回収は、当該製品メーカーか、**PC3R☎03－5282－7685**へお問い合わせください。宅配業者による回収は**リネットジャパンリサイクル(株)☎0570－085－800**へ電話またはインターネットで申し込んでください。詳細は、お問い合わせください。※ノートパソコンについては、「岐阜市の小型家電リサイクル」でも収集しています。

■がれきなどの戸別収集

家庭から出たレンガ、かわら、コンクリート製品(ブロック・物干し台のおもりなど)、漬物のおもし、ボウリングの球、耐火金庫などは、粗大ごみとは別に戸別収集を行います。**粗大ごみ受付センター☎243－0530**へ申し込んでください。申込者立ち会いのもと係員が計量し、処理手数料が必要です。1回最高200kgまで、1個あたり80kgまでです。

■岐阜市の小型家電リサイクル

携帯電話やノートパソコンなどの28品目の対象品を無料で収集します。収集場所に設置された専用回収ボックスに投入してください。(約45cm×10cmもしくは20cm×15cm程度まで)

●**対象品** ①携帯電話 ②PHS端末 ③ノートパソコン(タブレット端末含む) ④デジタルカメラ ⑤ビデオカメラ ⑥MDプ

レーヤ ⑦デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリが記録媒体である物) ⑧デジタルオーディオプレーヤ(HDDが記録媒体である物) ⑨CDプレーヤ ⑩カセットテープレコーダ ⑪ICレコーダ ⑫電子辞書 ⑬据置型ゲーム機 ⑭携帯型ゲーム機 ⑮ETC車載ユニット ⑯VICSユニット ⑰ラジオ ⑱DVDレコーダ ⑲DVDプレーヤ ⑳HDDレコーダ ㉑ブルーレイレコーダ ㉒ブルーレイプレーヤ ㉓ビデオテープレコーダ ㉔カーナビゲーション装置 ㉕カーステレオ ㉖電話機 ㉗ファクシミリ ㉘フィルムカメラ ※ACアダプターなどの付属品を含む

●**収集場所** ①東部粗大ごみ自己搬入施設 ②南部粗大ごみ自己搬入施設 ③北西部粗大ごみ自己搬入施設 ④市庁舎 ⑤各コミュニティセンター ⑥危険物・廃食用油等収集時

■収集・処理できないもの

タイヤ、バッテリー、自動車部品、ピアノ、農機具、オートバイ(50ccを超えるもの)、電気温水器、プロパンガスボンベ、消火器、農薬、化学薬品、塗料、エンジンオイル、石油類などは、収集・処理できません。これらは取扱店、事業所、専門の処理業者に相談して処分してください。

■引っ越しなど臨時的または多量にごみが出たとき

自分で処理施設へ搬入するか、市の許可業者へ収集を依頼してください。詳細は、環境事業課へお問い合わせください。

■道路上に飼い主の分からない動物の死体があるとき

場所を連絡してください(飼い犬・飼い猫の場合は、飼い主が手続きをしてください)。※閉庁時は市役所代表電話へ連絡。

■不法投棄110番

廃棄物の不法投棄行為や、不法投棄された物を発見したときはご連絡ください。

☎0120－530817

FAX 0120－530814

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2179)

■資源分別回収

地域の自治会、PTA、子ども会などが実施します。回収日時は、自治会を通して配布される実施カレンダーをご覧ください。集積場所は、自治会または実施団体へお問い合わせください。

■柳津資源ステーション(柳津町下佐波1－5)

家庭から出る下表の品目を回収しています。自分で持ち込んでください。◆**開館日時** 1月5日～12月30日の午前9時～午後4時 ※休館日：毎週木曜日(祝日・12月28日～30日は開館)・年末年始(12月31日～1月4日)

品目	分け方	出し方
紙類・古着	新聞／雑誌／新聞折込チラシ／紙バック／雑誌／段ボール／古着	紙バックは中を洗い切り開く。紙類は種類ごとにひもで十文字に束ねる。
乾電池・使用済み家庭用インクカートリッジ		35ページを参照

ごみの種類	ごみの出し方	収集回数
プラスチック製容器包装(識別表示(プラスチック)が付いているもの) (一般家庭対象) ※汚れが落ちないものは普通ごみへ ※バケツやおもちゃなどのプラスチック製品は粗大ごみへ	・当日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ。・無色透明または乳白色で中が見える半透明袋に入れる。・汚れのついているものは、水で軽くすすいだり、拭きとったりして、きれいにしてから出す。・はがすことが難しいラベルやシールはそのままにする。・袋は二重にしない。	週1回 (1月1日～3日を除く)
普通ごみ ※古新聞・古雑誌・段ボールなどの再利用できる紙類は資源分別回収へ ※生ごみはたい肥にするなど減量にご協力を	・当日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ。・無色透明または乳白色で中が見える半透明袋に入れる。・生ごみはよく水を切る。・紙おむつは便をトイレに捨ててから出す。・庭木を剪定した細い枝(直径3cm以下)は長さ30cm以下に(太い枝は粗大ごみへ)。	週2回 (1月1日～3日を除く)
ビン、カン、ペットボトル(ドリンクビン・一升ビン・雑ビン類などアルミカン・スチールカンなど) ※ガラス(コップ・窓ガラス)・瀬戸物・ハンガー・一斗缶は粗大ごみへ ※フライパン・なべは資源分別回収へ	・当日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ。・無色透明または乳白色で中が見える半透明の袋に入れる。・ビン・カン・ペットボトルの3袋に分けてごみステーションに出す。・ペットボトルはキャップ・ラベルを外し、中を水洗いして、なるべくつぶす(キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装へ)。・ビン・カンは中を水洗いし、ビンはキャップを外す。・スプレーカン・カセットボンベなどは中身を使い切り、穴を開けずに、できる限り「危険物・廃食用油等」へ(カン収集に出す場合は中身を使い切っていることを確認する)。	週1回 (1月1日～3日を除く)
粗大ごみ(家具類、家庭用電化製品、ふとん類、自転車・三輪車など)	・申込方法と出し方は34ページ下を参照。 ・ごみの品目によって処理手数料は異なる。	申込制
小型家電(携帯電話、ノートパソコンなどの28品目の対象品) (一般家庭対象)	・無料で収集。市内12か所に設置した専用ボックスに対象品目を各施設の開所・開庁時間内に投入。・危険物・廃食用油等の収集時にも回収。	随時
廃蛍光管・乾電池 (一般家庭対象)	・各地域の収集場所に設置してある回収箱へ。 ・蛍光管は割らずにそのまま入れる。	随時
資源分別回収 ● 紙類 ：新聞・新聞折込チラシ・雑誌(本・ノートなども可)・段ボール・紙パック・雑誌(菓子箱、コピー紙、ティッシュの箱、トイレットペーパーやラップの芯など) ● 古着 ：古着・下着・タオル・シーツ ● カン・フライパン類 ：アルミカン・スチールカン、金属製のなべ・やかん・フライパン	・当日の指定時刻に実施団体が決めた場所へ。・紙類はそれぞれひもで十文字にしる。・雑誌がみは、紙袋に入れてひもでしばってもよい。・古着は透明または半透明の袋に入れて出す。回収日が雨の日や雨の降りそうな日は出さず、次回まで保管する(じゅうたん、カーテン、ふとん、ぬいぐるみ、綿や羽毛の入った防寒着などは粗大ごみへ)。・カンは中を水洗いし、透明または半透明の袋に入れる。・ビン、ペットボトルは不可。 ※詳細は、ゼロカーボンシティ推進課へお問い合わせください。	原則月1回 (地域により異なります)
危険物・廃食用油等(ライター、マッチ、スプレーカン、カセットボンベ、小型充電式電池、水銀含有製品など) (一般家庭対象)	・当日の午前7時～11時に各地域の収集場所へ。・スプレーカン、カセットボンベなどは事故防止のため、穴を開けずに出す。・廃食用油以外は粗大ごみ自己搬入施設で手渡し可。	月1回
ダンボールコンポスト堆肥	・家庭で使いきれない場合は、危険物・廃食用油等の収集時に各地域の収集場所へ。・熟成済のものを透明または半透明の袋に入れる。・ダンボールコンポスト講座受講時に市から配布したものに限る。	
使用済みはがき	・市庁舎、各事務所、ステーションプラザ、市内各郵便局に設置のはがき回収グリーンボックスへ入れる。	
使用済み家庭用インクカートリッジ	・家庭で使用されたブラザー、キャノン、エプソン、HPの純正インクカートリッジが対象。トナーカートリッジなどは回収不可。・市庁舎、柳津資源ステーション、ぎふメディアコスモス、各事務所、ステーションプラザ、郵便局(岐阜中央・岐阜東・岐阜西・巖美・岐阜北など)に設置の回収箱へ。	

粗大ごみの申込方法と出し方

■**岐阜市粗大ごみ受付センター**へ電話☎243－0530 **聴覚障がいのある人は** FAX 267－4458 ◆**受付時間** 月～金曜日(祝休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)の午前8時30分～午後5時 ※休日の翌日や年末・年度末は電話が大変混み合います。

住所、氏名、電話番号、戸別収集(一般家庭が対象)か直接搬入か、粗大ごみの品名・大きさ・個数などをお知らせください。※団体などでの収集・搬入は不可。

戸別収集日または施設への持ち込み方法、品目別の手数料などを説明します。

■**岐阜市粗大ごみオンライン受付システム**で申し込み(一般家庭対象) 直接搬入のみ24時間申込可。搬入希望日は、入力日の翌々日～1か月以内の事前予約制

●戸別収集 一般家庭が対象／1回20点まで 月～金曜日(祝休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)に市内全域を回って収集します。

収集場所をお聞きます。
※交通の妨げにならない、ほかの人の迷惑にならない安全な玄関先などを指定してください。

粗大ごみ処理券または戸別収集用処理袋を購入してください。粗大ごみ処理券・処理袋は、岐阜市粗大ごみ処理手数料用証紙販売店(市内約400店指定)、環境事業課などで取り扱っています。

粗大ごみ処理券または処理袋に氏名を記入して、収集日当日の午前8時30分までに、指定した場所へ出してください。※収集時の立ち会いは不要。

●直接搬入 事前申し込みの上、粗大ごみ処理券を貼付したものおよび粗大ごみ処理袋を自分で施設へ搬入します。

粗大ごみ処理券または直接搬入用処理袋を購入してください。

処理券または処理袋に氏名を記入してください。

搬入施設で粗大ごみを降ろし、手数料の審査を受けてください。

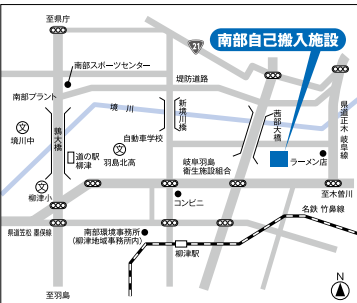
◆**搬入できる日時(祝休日・年末年始(12/29～1/3)は除く)**
月～木曜日：午前9時～正午・午後1時～4時 金曜日：午前9時～11時 ◎第4土曜日とその翌日曜日・午前9時～正午と午後1時～4時にも搬入できます(一般家庭が対象／直前の金曜日までに申し込みが必要です)。

◆搬入できる車両

1.5トン車まで。貨物車両は平ボディ型・ダンブ型に限ります。



◆**搬入先**
▶**東部自己搬入施設** 芥見6－401(左下地図参照)
▶**北西部自己搬入施設** 寺田1－3(中下地図参照)
▶**南部自己搬入施設** 境川4－266－1(右下地図参照)



28 環境

問 保健所生活衛生課(都通2－19／☎252－7195)

■あき地の維持管理

住宅地のあき地に生い茂った雑草の相談をお受けします。

問 環境保全課(市庁舎14階／☎214－2152)

■生活環境に関する公害などで困っているとき

工場・事業場からの悪臭、騒音、振動などの相談をお受けします。

■水質に関する公害などで困っているとき

工場・事業場からの汚水の排出、地下水汚染などに関する相談をお受けします。

■河川に魚が浮いているときなど

河川に油や汚水が流れたり、魚が浮いていたりするなど河川環境に関する相談をお受けします。

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2178)

■530(ごみゼロ)運動／クリーンシティぎふの日運動

「岐阜市まちを美しくする条例」により、5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定め、「530運動」と「クリーンシティぎふの日運動」として、市民一斉清掃を行っています。

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2179)

■雑がみ講座

「雑がみて何？」など、地域に出向いてごみ減量についてお話しする「出前講座」を実施しています。

■ダンボールコンポスト講座

ダンボールを使って家庭で手軽に生ごみを堆肥にできる学習会を開催しています。日程などは、市ホームページをご覧ください。

■家庭用生ごみ処理機等購入費補助金

家庭用生ごみ処理機などの購入者に対して、購入費用の一部を補助します。詳細は、市ホームページをご覧ください。



29 ペット／衛生

問 保健所生活衛生課(都通2－19／☎252－7195)

■犬の登録と予防注射

生後91日以上の子犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。飼い主や住所の変更、犬が死亡したときはご連絡ください。マイクロチップが装着されている犬は、手続きが異なる場合がありますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

■犬・猫をやむを得ず飼えなくなったとき

まずはご自身で譲渡先を探し、やむを得ない場合のみ引き取ります(有料、日時の指定があります)。

■愛犬のしつけ方教室

犬のしつけ方についての講習会とご相談をお受けします。詳細は、お問い合わせください。

■飼い主不明な猫(野良猫)の不妊手術費補助金

飼い主不明な猫の不妊手術を行う場合、費用の一部を補助します。事前に申し込みが必要ですのでお問い合わせください。



問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2149)

■地球温暖化対策に向けた環境にやさしい暮らし(エコライフ)について学びたいとき

一人一人が日常生活を見直し、環境にやさしい暮らし(エコライフ)をすることが地球温暖化対策につながります。市では地域に出向いてお話しする「出前講座」を行っています。

■省エネ生活を応援！ぎふ減CO2ポイント制度

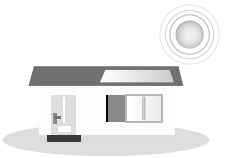


家庭で二酸化炭素(CO2)の排出量を減らす行動をすると、「減CO2(げんこつ)ポイント」が貯まり、「もっと省エネ啓発品」の抽選に応募できます。電気・ガス・水道の使用量削減、省エネ・再エネ機器の購入、環境学習の受講などが対象です。詳細は市ホームページをご覧ください。



■家庭用再生可能エネルギー設備の設置費用を補助

地球温暖化対策として、家庭からの温室効果ガスの排出を削減するため、「家庭用太陽光発電設備」、「家庭用蓄電池」を設置する費用の一部を補助します。詳細は、市ホームページなどでご案内します。



問 河川課(市庁舎16階／☎214－4846)

■長良川環境ボランティア

NPO法人長良川環境レンジャー協会などと連携して、長良川の河川敷で利用者相互の安全やごみ持ち帰りの啓発など、河川環境の保全活動を行っています。

■猫侵入防止装置の貸し出し

庭などへの猫の侵入を防ぐため、猫侵入防止装置を貸し出しています(14日間)。詳細は、お問い合わせください。



■ネズミ、衛生害虫などの相談

駆除方法についての相談をお受けします。

問 保健所食品衛生課(都通2－19／☎252－7194)

■食品衛生について学びたいとき

食中毒予防やHACCP、食品表示などに関する正しい知識を身に付けましょう。「出前講座」も行っています。

■食品についての相談

食中毒や不良食品、食品表示などに関する相談をお受けします。

問 農林課(市庁舎13階／☎214－2079)

■有害鳥獣の捕獲許可(農作物などに被害がある場合)

野生鳥獣をむやみに捕獲することは法律で禁じられています。許可が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

30 上下水道／井戸水／し尿／浄化槽

問 上下水道料金センター(市庁舎2階／☎266－8835)

■入居・転居の時

事前にご連絡ください。

■使用水量・料金

2か月ごとに検針し、請求します。

◆営業時間

平日＝午前8時45分～午後5時30分 ※木曜日のみ午後8時まで
土日祝休日＝午前9時15分～午後4時(12月29日～1月3日を除く)

問 上下水道事業部営業課(祈年町4－1)

■家庭の水道・下水道の施工

▶審査係・指導係☎259－7519

市の指定工事事業者(店)に依頼してください。

■水洗便所への切り替えに伴う助成金制度(新築・増築・改築・移転は対象外)

▶負担金・普及係☎259－7520

下水道が使用できるようになった日から、くみ取り便所は3年以内、その他の排水は1年以内に工事を行った場合に助成します。

■下水道事業受益者負担金

▶負担金・普及係☎259－7520

下水道が使用できるようになった区域内に土地をお持ちの人に、その土地の面積に応じて負担していただきます。

問 上下水道事業部維持管理課☎259－7788

市の指定工事業者(店)

■水道・下水道の修理

道路での漏水などは維持管理課(受付)へ、家庭での漏水や便器の詰まりなどは、市の指定工事業者(店)へご相談ください。

31 経営・創業／融資

問 商工課スタートアップ推進室(市庁舎13階／☎214－2771)

■ビジネスチャレンジ支援相談窓口

中小企業などの経営上のあらゆる悩みの相談をお受けします。

◆場所 んぎふメディアコスモス2階中央図書館内レファレンスカウンター(司町40－5)

◆日時 毎週木曜日の午後2時～7時、第4土曜日の午後1時～6時(祝休日・年末年始を除く)

※予約は岐阜県よろず支援拠点(☎277－1088)へ。

問 Neo work-Gifu(高砂町1－17岐阜イーストライジング24 2階／☎264－8355)

■岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)

テレワークや企業のサテライトオフィスなどにご利用ください。

◆料金(税込) 個室38,500円/月～、固定席22,000円/月～、自由席3,300円/月～、ビジター利用550円/3時間～

■スタートアップ相談窓口(要予約)

起業や経営に関する相談に無料で対応します。

◆日時 平日の午前10時～午後6時、土曜日の午前10時～午後4時30分(祝休日・年末年始を除く)

問 商工課(市庁舎13階／☎214－2360)

■中小企業者の事業資金の融資

商工業を営む人のための「創業者支援資金」「ぎふしDX促進資金」「みらい戦略資金」などの融資制度です。取扱金融機関または岐阜市信用保証協会へ。

問 保健所衛生試験所(三田洞東5－6－1 岐阜薬科大学三田洞キャンパス内／☎236－1050)

■飲料水(井戸水)の検査

あらかじめ衛生試験所で専用容器を受け取り、検査したい井戸水を入れて持参してください。受付日時：月～木曜日(祝休日とその前日を除く)の午前8時45分～午後3時

問 保健所生活衛生課(都通2－19／☎252－7195)

■井戸水の相談

一般家庭、マンションやビルなどでの、井戸水の飲用に関する相談をお受けしています。

問 環境事業課(市庁舎14階／☎214－2419)

■くみ取り便所のし尿の収集

新たにくみ取り便所のし尿の収集を希望される場合は届出が必要です。また、収集を中止したい場合、使用人員や住所の変更などがある場合はご連絡ください。

問 環境保全課(市庁舎14階／☎214－2154)

■浄化槽の設置・使用開始・休止・再開・廃止

市への届出が必要です。

■浄化槽の管理

年1回、指定検査機関で検査を受けてください。清掃は年1回(全ばっき方式は6か月に1回以上)、保守点検は年数回(処理方法により異なる)が必要です。

■浄化槽の設置補助金制度

下水道の整備が、7年以上見込まれない地域の住宅に浄化槽を設置する場合、補助金を交付します。

問 岐阜市信用保証協会(吉野町6－31岐阜スカイウイング37東棟3階／☎265－4611)

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際の公的な保証人となって、資金調達が円滑に進むよう支援します。

問 労働雇用課(市庁舎13階／☎214－2358)

■勤労者生活資金融資

勤労者(市内に引き続き1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上継続して勤務している従業員)のための、一時的必要資金の融資制度です。取扱金融機関(十六銀行の市内本・支店)へ。

■勤労者・事業者等耐震リフォーム資金融資

建築指導課が実施する耐震改修の補助事業(→38ページ)を受けた人を対象に、補助事業以外でリフォームをした部分についての融資制度です。取扱金融機関(十六銀行の市内本・支店)へ。

32 計量

問 計量検査所(市庁舎立体駐車場1階／☎214－6154)

■商品の量目不足などの相談

商品の量目不足や量り方に対する苦情・相談をお受けします。

■家庭用のはかり・体温計の無料検査

毎年11月、地域のコミュニティセンターなどに出張して無料検査を行います。

■商取引または証明用はかりの定期検査

2年に1回、定期検査が必要です。

33 道路／河川

問 道路維持課(市庁舎16階／☎214－4796)

■道路などの破損を見かけたら

市が管理する道路の穴、ガードレール・フェンス・カーブミラー・側溝ふたの破損および欠損、市章の入った街路灯の破損および点灯不良を見かけたら、ご連絡ください。

●道路損傷等通報システム「ぎふしみちレポ」

市が管理する道路の損傷などを、スマートフォンを使っていつでもかんたんに通報できます。市LINE公式アカウントの友だち追加をして、情報提供をお願いします。

友だち追加はこちら▶



34 住宅／建築／駐車・駐輪

問 岐阜県住宅供給公社岐阜事務所(市庁舎2階／☎265－3901)

■市営住宅への入居を希望されるとき

現在、住宅にお困りの人が対象。所得制限があり、家賃は収入に応じて決まります。一般向けのほかに特定単身者向け、車いす対応、老人世帯向け、母子および父子世帯向け、子育て世帯等向けなどもあります。

問 建築指導課(市庁舎17階／☎265－3903)

■建築等に関する手続き

建築物を計画する際には建築確認申請などの提出が必要です。

■耐震診断・改修の補助事業

住宅、建築物の耐震診断および耐震改修の補助事業を行っています。要件がありますので、詳細はご相談ください。

■ブロック塀等撤去費補助事業

道路に面するブロック塀などを撤去する費用の補助事業を行っています。要件がありますので、詳細はご相談ください。

■耐震シェルター等設置補助事業

耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の補助事業を行っています。要件がありますので、詳細はご相談ください。

■民間建築物の吹付けアスベスト対策の補助事業

吹付け建材にアスベスト含有のおそれがある場合のアスベストの有無を分析する調査費用および吹付けアスベストの除去などの工事費用の補助事業がありますのでご相談ください。

問 開発・盛土指導課(市庁舎17階／☎214－4509)

■開発許可が必要な場合

市街化区域内(1,000㎡以上)および市街化調整区域内での宅地開発は許可が必要です。

■盛土規制法の許可が必要な場合

一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積を行う場合、許可が必要です。

問 土木調査課(市庁舎16階／☎214－4734)
都市計画課(市庁舎15階／☎265－3906)

■地区計画の届出が必要な場合

地区整備計画区域内での、土地の区画形質の変更、建築物の建築または工作物の建設、建築物などの用途の変更、建築物などの形態または意匠の変更がある場合は、届出が必要です。

問 農林課(市庁舎13階／☎214－2079)

■林道の通行に支障がある時

倒木や路面の荒れで通行に支障があるときはご連絡ください。

問 土木管理課(市庁舎16階／☎214－4719)

■道路の自費工事

自費工事(申請者負担)で歩道の切り下げや道路の舗装、側溝の工事などを行うときは、道路管理者の承認が必要です。

■道路・河川の占有工事

占有工事(申請者負担)で排水管や足場・橋などを設置するときは、道路・河川管理者の許可が必要です。

問 基盤整備政策課(市庁舎16階／☎265－3895)

■土地取引に届出が必要な場合

都市計画施設区域内で100㎡以上、市街化区域内で5,000㎡以上の土地を取引する時は、届出が必要です。

問 まちづくり推進政策課(市庁舎17階／☎214－4494)

■一定面積以上の土地取引には届出が必要です

市街化区域内で2,000㎡以上、市街化調整区域内で5,000㎡以上の土地を取引する時は、届出が必要です。

問 都市計画課(市庁舎15階／☎265－3906)

■都市計画施設等の区域内の建築許可が必要な場合

都市計画決定された施設(道路・公園)などの区域内で、建築物の建築を行う場合、許可が必要です。

■立地適正化計画の届出が必要な場合

計画で定めた誘導区域の外で、一定規模以上の住宅、誘導施設の建築に伴う開発・建築等の行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で計画で定めた誘導施設の休止・廃止を行う場合は届出が必要です。

■風致地区の許可が必要な場合

風致地区内での建築物の建築または工作物の建設、宅地造成など土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、水面の埋立てまたは干拓、建築物などの色彩の変更、屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積がある場合、許可が必要です。

■駐車場を新設する場合

大規模な駐車場を設置するときは要件により手続きが必要です。

■附置義務駐車場・駐輪場の申請などが必要な場合

一定規模以上の建築物の建築を行うときは、駐車場・駐輪場の設置が義務づけられ、申請が必要です。

問 土木管理課(市庁舎16階／☎214－4719)

■違法放置自転車の撤去 岐阜駅、西岐阜駅周辺等の自転車等放置禁止・規制区域

JR岐阜駅、名鉄岐阜駅およびJR西岐阜駅周辺は、自転車などの放置禁止区域と放置規制区域に指定されており、放置自転車は撤去の対象となります。必ず自転車駐車場へ駐輪してください。なお、撤去した放置自転車は、**岐阜市自転車保管所(古市場高宮8／☎234－5888)**で60日間保管されます。

35 まちづくり／景観／空き家／緑化

問 まちづくり推進政策課(市庁舎17階／☎214－3767)

■景観まちづくり

建築物や工作物の新築(新設)、増築、改築、移転、外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更を行う時に届出が必要になる場合があります。

■景観アドバイザー

家を建築する時、外観などについて専門家(建築・色彩など)が相談(月1～2回)をお受けします。

問 (一財)岐阜市未来のまちづくり財団

(柳ヶ瀬通1－12 岐阜中日ビル2階／☎266－1377)

■景観まちづくり相談窓口

景観まちづくりなどに関する支援や相談を行います。

問 建築指導課(市庁舎17階／☎265－3985)

■屋外広告物(看板など)の規制

屋外広告物の掲出には、特別な場合を除き許可が必要です。

問 住宅・空家対策課(市庁舎17階／☎214－2258)

■空き家総合窓口

空き家所有者などからの相談を受け付けています。また、地域の皆さんから管理されていない空き家の情報をお受けし、関係課と連携して対応します。

問 区画整理課(市庁舎15階／☎214－4689)

■区画整理事業によるまちづくり

住環境を良くしたい、道路を広げたいなどを目的に地域の皆さんでまちづくりを進めるもので、助成制度を適用できる場合があります。計画段階でご相談ください。

36 市民協働のまちづくり

問 市民活動交流センター(ぎふメディアコスモス内／☎264－0011)

■岐阜市住民自治基本条例

「まちづくりの主権者は市民」を基本に、市民と行政の役割と責任を明確にし、それぞれが主体的にかつ互いに“協働して”まちづくりを進めていく条例です。

■自治会

自治会は、町内などを単位にした自主的な住民自治組織です。また、旧小学校区ごとに50の「自治会連合会」が組織されています。加入については町内の班長や自治会長へご相談ください。

■アダプト・プログラム 公共空間などの美化と管理

アダプト・プログラムとは、道路や公園などの公共空間を、地域住民の皆さんで清掃活動や管理を行っていただく制度です。地域の皆さんと市が覚書を結び実施するもので、傷害・賠償責任保険の適用、看板の設置を市が行います。

■協議の場

NPO団体と行政による協働事業実施に向け、NPO団体または行政からの事業提案について双方で協議する機会を設けています。また、強化月間を定め事業提案を募集し、協議の機会を提供する「一斉協議の場」も実施しています。

■“協働のまちづくり”の相談窓口(中間支援機能)

市民同士や市民の皆さんと行政をつなぐパイプ役として、情報の提供やコーディネートを行います。

問 都市計画課(市庁舎15階／☎265－3906)

■地区計画によるまちづくり

良好な市街地環境の整備・保全を図るため、住民の皆さんと行政が協力しながらまちづくりのルールを定める制度です。

問 (一財)岐阜市未来のまちづくり財団(岐阜公園内／☎262－4787)

■樹木の無料診断

樹木医による衰退樹木の診断と樹勢回復法の指導を行います。

■緑化の助成(要申請)

- 家の新築や、新築住宅を購入した人に苗木を贈呈します。
- 住宅用地に新たに、生け垣づくり、張芝、壁面緑化、屋上緑化を行う場合に助成します。
- 市が指定した保存樹・保存樹林に助成します。

■ふれあい花壇

地域の花壇などで花飾りの活動を行う団体を対象に、草花の提供などを行います。

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2178)

■路上喫煙の規制

JR岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬、市役所・ぎふメディアコスモス周辺、金華山登山道、岐阜公園の一部および川原町界隈を「路上喫煙禁止区域」に指定しています。区域内では道路や公園など屋外の公共の場所での喫煙ができません。区域内の指定喫煙場所をご利用ください。

なお、違反者には2,000円の過料が科されます。禁止区域以外でも、灰皿が設置されていない場所での路上喫煙はやめましょう。

- ボランティアに関する相談 →40ページをご覧ください。
 - ▶生涯学習センターのコーディネーターによる相談を受け付けています。※相談対応日は月ごとに異なります。

- まちづくり協議会に対する活動支援や相談
 - ▶岐阜市まちづくりサポートセンター(市民活動交流センター内)

問 人権啓発センター(市庁舎2階／☎214－6119)

■人権を尊重するまちづくり

人権問題の解決を目指し、情報の提供や学習・研修・講座などを実施しています。センター内には「あったかハートコーナー」を設けて、人権啓発に関する資料の閲覧・貸出を行っています。

問 地域安全推進課(市庁舎13階／☎214－4964)

■みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

平穏な暮らしを守るためには、地域の皆さんが身の回りの安全に気を配り、地域の安全は地域の手で守っていく必要があります。“ホッとタウン”プロジェクト事業は、地域での積極的な安全活動を市が応援し、市民の皆さんと市との協働でホッとできる安全で安心なまちづくりを進める事業です。自治会など地域の皆さんの積極的な提案をお待ちしています。

◆内容 ①街角トワイライト整備事業 ②防犯カメラ設置事業 ③地域安全運動実施事業 ④ヒヤリハット・バリアフリー対策事業 ⑤青色回転灯防犯パトロール実施事業 ⑥“ホッとタウン”カレッジ(地域防犯ボランティアリーダー研修会) ⑦暴力団排除活動実施事業

37 生涯学習・ボランティア／地域活動・サークル活動

問 男女共生・生涯学習推進課(市庁舎9階／☎214-4792)

■長良川大学

市および関係機関・施設が開設している講座・教室、大学など高等教育機関による公開・開放講座、市職員や企業が講師として出向く「出前講座」の3つを体系化したガイドブックを発行しています。また、市民に学びの機会を提供するとともに、学びの成果を市民に還元する市民講師の養成や、地域の魅力を発見する講座を開催します。市独自の単位を認定し、一定数の単位取得者に認定証をお渡しします。

問 生涯学習センター
(ハートフルスクエア-G2階／☎268-1050)

■市民自主講座

市民の皆さんから講師を募集して、生涯学習センターなどで自主的に開設する講座です。講師・受講希望者の募集は、市や生涯学習センターのホームページなどでお知らせします。

ハートフルスクエア-Gを活用しましょう

ハートフルスクエア-GはJR岐阜駅東隣にある生涯学習拠点施設です。(所在地：橋本町1-10-23)

■体育ルーム(1階／☎268-1063)

●多目的体育室 ●剣道・空手道場 ●柔道場

卓球やバドミントンなどの球技系から体操、ダンス、武道まで気軽にできるスポーツ施設で、空調設備や音響機器、シャワー、更衣室を完備しています。

また、高齢者向け体操からエアロビック、ヨガ、太極拳、クライミング、剣道、空手のスポーツ教室を開催するほか、団体利用や卓球・クライミングの個人利用ができます。詳細は、お問い合わせください。

■市立図書館分館(1階／☎268-1061)
→41ページ参照

■生涯学習センター(2階／☎268-1050)

生涯学習拠点施設として、学んだ成果を生かし、心の通い合う地域づくりを進めるための各種講座を開設しています。また、各種研修室や音楽スタジオなどの貸し出しをしています。その他に交流サロン、展示コーナー、キュービックギャラリーなどがあり、発表の場としてもご利用できます。

■コミュニティセンター

コミセンの愛称で親しまれる地域のふれあいの場。自主的な多くのクラブ・サークルがあり、生涯学習を実践しています。

◆開館時間 午前9時～午後9時

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

■柳津生涯学習センター・学習等共用施設 問 男女共生・生涯学習推進課(市庁舎9階／☎214-4792)、各センター

センター名	所在地	電話番号
柳津生涯学習センター	柳津町下佐波1-7	279-1120
もえぎの里生涯学習センター	柳津町下佐波西1-15	270-1080

◆開館時間 午前9時～午後9時30分

◆休館日 年末年始 ※もえぎの里生涯学習センター、学習等共用施設は月曜日(祝休日の場合は翌平日)も休館

■生涯学習・ボランティア活動

●生涯学習センター 生涯学習・ボランティア相談コーナー(ハートフルスクエア-G2階／☎268-1055)

生涯学習に関連する情報やボランティア活動、市民活動団体・講師、サークルなど地域活動の情報を提供・発信しています。相談者と活動者をつなぐコーディネートも行っています。

◆日時 月～金曜日(祝休日・休館日・年末年始を除く)の午前9時30分～午後4時

●岐阜市社会福祉協議会岐阜市ボランティアセンター(都通2-2市民福祉活動センター内2階／☎255-5511)

ボランティアに関する相談窓口として、情報の収集と発信、活動の支援をしています。また、ボランティアについて学びたい人のために講座などを開催しているほか、ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取り扱っています。

◆日時 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)の午前8時45分～午後5時30分

●まなバンク(講師・サークル・活動披露情報)

主に市内で活動している市民活動・ボランティア団体や生涯学習を支援する講師・団体などの情報を提供しています。

■女性センター(1階／☎268-1052)

自分らしく豊かに生きるために、家庭や社会のあらゆる場で喜びや責任を分かち合う「男女共同参画社会」を目指す拠点施設です。このような社会の実現に向けて、各種講座やイベントを開催するほか、市民の交流の場を設けています。また、女性を対象とした電話相談や専門家による個別相談を行っています。

●電話相談 ☎0120-786874

相談は無料で秘密は厳守します。月～土曜日(祝休日・休館日・年末年始を除く)の午前10時～正午・午後1時～4時

※第1・3金曜日は午後5時～8時も相談をお受けします。(祝日除く)

●専門相談 ☎268-1052 場所：女性センター／無料・秘密厳守

相談名	期日	時間	予約
法 律	第2・3火曜日	午後1時～3時	要予約
生き方	第2水曜日		
マネー	第3木曜日		
キャリア	第1土曜日		
おしごと	第4水曜日		
健 康	第2土曜日・第4木曜日		

ナヤマハナシ

38 文化・スポーツ・レクリエーション施設

■岐阜市立図書館

中央図書館、分館、5カ所の図書室からなり、資料の貸出などを行っています。絵本や紙芝居など工夫を凝らした「おはなし会」や、郷土や本に関する講演会なども開催しています。中央図書館、分館ではビジネス支援コーナーも設け、セミナーや相談会を開催。分館では、アパレルに関する国内外のファッション資料を集めた「ファッションライブラリー」も併設しています。



■金華山・岐阜公園 →4ページもご覧ください。

岐阜公園総合案内所(大宮町1／☎264-4865)

◆園内施設 岐阜公園総合案内所、岐阜城楽市、岐阜市歴史博物館、名和昆虫博物館、岐阜公園来園者休憩所(青翠庵・華松軒)、織田信長公居館跡、加藤栄三・東一記念美術館、ぎふ金華山ロープウェー、岐阜城、三重塔(登録有形文化財)

◆入園料 無料(施設によって入館料が必要)

◆休園日 なし(施設によって休館あり)

●華松軒の立礼(りゅうれい)茶席

数寄屋風の来園者休憩所では、水琴窟(すいきんくつ)から涼やかな音色が響き渡ります。

◆営業時間 午前10時～午後4時(5月11日～10月15日は午後4時30分まで)

◆定休日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

◆茶代 一服600円(お菓子付)

●岐阜公園総合案内所

岐阜公園のエントランス。戦国時代の武家屋敷を模した造りで、まちなか案内所のほか、軽食や喫茶を楽しみ、岐阜ゆかりの土産物が購入できます。

◆営業時間 午前9時～午後6時(12月～2月は午後5時まで)

■公民館 問 市民活動交流センター(ぎふメディアコスモス内／☎214-7158)、各公民館

市内50カ所に設置されている公民館は、公民館講座が開設されているほか、クラブ・サークル活動や地域の集会活動が行われる身近な施設です。問い合わせは公民館主事がいる午前中をお願いします。

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
金華	大工町1	265-7203	長森北	野一色4-11-3	247-3129	三輪南	太郎丸1034	229-3362
京町	京町3-19	266-0348	常磐	上土居838	294-3663	三輪北	北野東356	229-3212
明德	明德町11	264-3321	木田	木田479-5	239-2472	網代	秋沢2-297	239-9645
徹明	金宝町4-1	266-0351	岩野田	栗野西2-33	237-2619	城西	萱場東町1-1	294-5128
白山	白山町2-1	266-0422	黒野	下鵜飼1564-3	239-0280	藍川	加野3-3-1	241-1063
梅林	金竜町6-6	246-9079	方県	安食443-2	235-7140	長良東	長良宮路町3-5-1	294-3674
本郷	本郷町3-1	253-7975	茜部	茜部新所4-126-2	273-6935	長森西	北一色5-5-1	247-3152
華陽	華陽5-11	246-1883	鶉	中鶉7-11	274-0900	芥見東	大洞桜台1-26-2	241-1062
本荘	此花町6-29	253-5389	七郷	西改田字川向3	239-5165	岩野田北	栗野東2-33-3	237-2934
日野	日野西4-2-6	245-0530	西郷	中西郷4-236	239-2473	芥見南	芥見南山3-12-1	241-2143
長良	長良259	294-1962	市橋	市橋4-10-10	273-6849	長森東	水海道2-10-1	247-9591
島	北島7-6-12	294-3774	岩	岩滝西1-612	242-2270	柳津	柳津町宮東1-1	388-2026
三里	六条東2-14-9	273-6811	鏡島	鏡島西2-2-47	253-7982			
鷺山	鷺山1401-2	294-1665	厚見	上川手198-5	273-6429			
木之本	木ノ本町1-18	253-7351	長良西	万代町2-5-1	233-8090			
加納東	加納西丸町1-73-2	273-6848	早田	学園町2-35	232-2343			
加納西	加納高柳町1-1	273-6923	日置江	日置江1859-1	279-2410			
則武	則武209-2	231-1407	芥見	芥見2-98	242-3209			
長森南	切通5-3-14	246-9069	合渡	寺田3-11-1	253-6095			

●鷺山公民館

令和7年4月に移転(鷺山1401-2)し、鷺山子ども館との合築施設になりました。→鷺山子ども館については、27ページをご覧ください。

38 文化・スポーツ・レクリエーション施設

■みんなの森 ぎふメディアコスモス

司町40-5／265-4101→6・39・41ページもご覧ください。
市立中央図書館、市民活動交流センター、展示ギャラリーなどからなる複合文化施設です。建物の周りには、緑あふれる「せせらぎの並木 テニテオ」とにぎわいを創出する「みんなの広場 カオカオ」があり、まちなかにいながら豊かな自然を身近に感じることができます。

◆開館時間 午前9時～午後9時 ※中央図書館は午後8時まで

◆休館日 毎月最終火曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

●ぎふ古今(シビックプライドプレイス)

1階正面エントランス付近にある岐阜市の魅力的な情報を集めた拠点です。「まち歩きステーション」や「ぎふ歴史ギャラリー」など、気軽にご覧いただけるコンテンツをたくさんご用意しています。

●市民活動交流センター 264-0011

地域型コミュニティや目的型コミュニティなどの市民活動を「知る」「楽しむ」「支える」「育てる」「創造する」という5つの機能を有する『協働のまちづくりの推進拠点』施設です。

●多文化交流プラザ 263-1741

岐阜市の「国際交流」と「多文化共生」の中心的な場所です。外国人市民の生活相談に多言語で対応しているほか、外国の文化紹介など多様なイベントを開催し、日本人市民と外国人市民が交流しやすい場所づくりを行っています。

■岐阜市長良川鵜飼伝承館(長良川うかいミュージアム)

長良51-2／210-1555

“ぎふ長良川の鵜飼”の歴史や技術、醍醐味などの奥深い世界を分かりやすく紹介する日本で唯一の施設。一年を通じて、“ぎふ長良川の鵜飼”の魅力を発信します。

◆開館時間・休館日 5月1日～10月15日：午前9時～午後7時(入館は午後6時30分まで)／無休、10月16日～4月30日：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)／火曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始 ◆観覧料 大人600円、小人300円

■岐阜市歴史博物館 大宮町2-18-1／265-0010

岐阜城のある金華山麓の岐阜公園内に立地する博物館。2階の総合展示室では、岐阜市の歴史と伝統工芸を紹介しています。1階展示室では、特別展や企画展を催し、優れた美術品や文化財を紹介します。

◆開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日、10月20日は開館)、祝休日の翌日、10月23日(木)からリニューアルのため臨時休館

◆観覧料 大人310円、小人150円(特別展は別途)

●原三溪記念室(歴史博物館分室)

柳津町下佐波西1-15もえぎの里2階／270-1080

◆開室時間 午前9時～午後5時 ◆休室日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、祝休日の翌日、年末年始、令和8年2月24日(火)から工事のため臨時休室(予定) ◆観覧料 無料

■加藤栄三・東一記念美術館

大宮町1-46／264-6410

岐阜市美殿町出身の日本画家、加藤栄三・東一画伯の画業を顕彰する美術館。栄三・東一の作品展示のほか、岐阜市ゆかりの芸術家による展覧会の開催や絵画教室の開講など、地域の芸術活動拠点となっています。

◆開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日、10月20日は開館)、祝休日の翌日、年末年始、7月8日(火)、8月5日(火)・26日(火)・27日(火)、9月30日(火)、10月1日(火)、11月11日(火)、12月23日(火)、来年3月3日(火) ◆観覧料 大人310円、小人150円

■ドリームシアター岐阜 明徳町6／262-2811

「ふれあい・遊び・創造」をテーマとした施設で、セミナーやイベントを開催。手作り遊具やクラフト体験などが楽しめる「子どものフロア」や、静かにゆっくり過ごせる「ドリームホッとスペース」があります。メインホールや音楽スタジオ、クッキングルーム、研修室、和室などの貸室も利用可能。

◆開館時間 火～土曜日：午前9時～午後9時、日曜日・祝休日：午前9時～午後5時

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、祝休日の翌日、年末年始 ◆子どものフロア(4・5階)使用料 小中学生：200円、高校生以上：520円、幼児：無料(保護者と同伴) ※市内在住の小中学生は無料

■岐阜市科学館 本荘3456-41／272-1333

プラネタリウム、体験型展示を主体とした科学館で、楽しみながら科学を学べます。スーパー理科室では土日祝休日などにサイエンスショーを実演しています。プラネタリウムでは星空の解説や番組の投映を行うほか、天文台では星を見る会(第2土曜日)や昼間の星を見る会(土日祝休日)を開催しています。

◆開館時間 午前9時30分～午後5時30分(入館受付は午後5時まで) ◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、祝休日の翌日、年末年始 ◆観覧料 高校生以上310円、3歳～中学生100円(プラネタリウム観覧の場合は高校生以上620円、3歳～中学生200円) ※市内在住の中学生以下は無料。7月から定期観覧券を販売します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」

徹明通2-18柳ヶ瀬グラスル35 4階／214-3117

→8ページもご覧ください。

「あそび場はまなび場」をコンセプトとした施設で、「きっずエリア」と「ふぁみりーエリア」があります。

◆開館時間 午前10時～午後6時

◆休館日 毎月最終木曜日、年末年始

●きっずエリア

ネット遊具などがあり元気よく駆け回ることのできる「ごーフィールド」、工作ができる「そうぞうアトリエ」、小さなお子さんが安心して遊ぶことのできる「はいはいパーク」があります。

※18歳以上の引率者が必要。大人のみ、子どものみ、中学生以上18歳未満の人の入場は不可。

◆使用料 子ども(小学生以下)：無料、引率者：500円

●ふぁみりーエリア

市立図書館との連携コーナーを設け、親子で読み聞かせができるスペースや、就学前のお子さんを一時預かりする「あずかルーム」(有料)、子育てに関する講座やイベントなどができる研修室「まなべルーム」(有料)などがあります。

■柳ヶ瀬健康運動施設「ウゴクテ」

徹明通2-18柳ヶ瀬グラスル35 3階／214-3760

→8ページもご覧ください。

「動く習慣で、伸ばそう健康寿命」をコンセプトとした健康運動施設です。※室内用運動靴が必要。

◆開館時間 月～土曜日：午前9時～午後9時、日曜日・祝休日：午前9時～午後5時(多目的室、すこやか交流室は午後9時まで)

◆休館日 木曜日(祝日の場合は翌平日)(多目的室、すこやか交流室は毎月最終木曜日のみ)、年末年始



●トレーニングルーム(有料)

一人一人の体力に合わせて使用できる運動器具を用意しています。ランニングマシン、エアロバイク、筋力トレーニング機器など17種類、約30台を設置。※利用は中学生以上。

●フィットネススタジオ

有料健康づくり教室を開催。ピラティスやヨガなど、年齢や目的に合わせて選べる多彩な教室を開催しています。※貸室としても利用可。

◆トレーニングルーム・有料健康づくり教室の料金

1回250円、回数券11回2,500円

●ウゴクテスタジオ

無料健康づくり教室を開催。※空き時間にはストレッチや体操などの運動スペースとして利用可。

■岐阜市スポーツ交流センター

曾我屋1-145-1／230-1101

交流サロンや会議室、ストレッチルーム、トレーニングルームなど、スポーツを通して市民の皆さんの交流や健康増進、心身の健全な発達を図るための機能を備えた施設です。

◆使用時間 午前9時～午後9時 ◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始 ◆使用料 下表のとおり

施設名	使用料
会議室A・B・C・D	2時間あたり990円
トレーニングルーム(高校生以上)	1回(2時間)：240円 1か月(定期券)：1,120円

※交流サロン、ストレッチルームは無料開放。

※更衣室、シャワー室(専用コイン1枚100円(5分間)が必要)完備。

■岐阜市長良川防災・健康ステーション

早田字北堤外地内(長良川国際会議場西側)

普段は健康づくりの拠点、災害時は防災活動の拠点となる複合施設です。◆休館日 木曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始

●貸会議室 296-2220

◆利用時間 午前9時～午後9時

施設名	面積	定員	料金(1時間)
会議室1	78.2㎡	48人	630円
会議室2	47.2㎡	24人	380円

※会議室1・2を同時に使用する場合は1時間820円

●岐阜市長良川健康ステーション 215-0605

血管年齢測定器など各種健康測定機器で気軽に健康チェックができます。また、ロッカーやトイレ、更衣室を備え、ここを拠点にウォーキングやジョギングが楽しめます。さらに、スタッフが運動方法などについて指導する「健康づくり教室」を開催します。※室内用運動靴が必要。

◆利用時間 午前7時30分～午後9時

◆利用料 無料(シャワーは有料、100円/約5分)

■やながせR(アール)テラス

日ノ出町1-20(ロイヤル劇場ビル2階)／201-4010

柳ヶ瀬商店街にあるリノベーションまちづくり推進拠点。リノベーションまちづくりに関する情報発信やセミナー、ワークショップを行うほか、自由に利用できる休憩スペース、授乳室、おむつ替えスペース、モバイルワークスペースを完備しています。また、中心市街地活性化やまちなか居住についての相談窓口を開設しています。

◆利用時間 午前10時～午後5時 ◆休館日 木曜日、年末年始

■中山道加納宿まちづくり交流センター

加納本町1-16-1／214-2341

加納宿を中心とした中山道沿道の歴史文化の継承を図り、地域のまちづくり活動の場としてご利用いただける施設。館内

には和傘や加納城のジオラマなどを展示しており、休憩しながら加納の歴史文化に触れることができます。

◆開館時間 午前9時～午後5時

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

●貸会議室

施設名	面積	定員	料金(1時間)
会議室1・2・3	各31.56㎡	各18人程度	各240円

※参加料などが発生する場合、各480円/時間。各会議室は一体利用可能。

■岐阜市民会館(ぎふしんフォーラム)

美江寺町2-6／262-8111

舞台芸術や各種集会对応する大ホール(1,501人収容)をはじめ、展示ギャラリー、会議室、練習スタジオなどを備えた文化施設です。

■岐阜市文化センター 金町5-7-2／262-6200

各種展示会や講演会、発表会、コンサートなどの行われる催し広場、小劇場といったホールのほか、展示室や会議室、美術工芸室、和室、そして防音構造の音楽関係施設を備えた文化施設。個人やサークルなどでもご利用できます。

■岐阜市文化産業交流センター(じゅうろくプラザ)

橋本町1-10-11／262-0150

JR岐阜駅に隣接しており、会議、講演会、コンサートや学習スペースなどにご利用いただけます。1階の展示ギャラリーもご活用ください。

※ホールは令和7年8月～令和8年3月休止。大・中会議室は令和7年10月～令和8年3月休止(令和8年2月を除き夜間貸出可)。

■長良川国際会議場 長良福光2695-2／296-1200

国内外の学会から、大会、シンポジウム、研修会、フェスティバルまで開催できる国際コンベンション施設です。

※令和8年3月まで休館

■岐阜市勤労会館 曙町4-19-1／245-8901

働く人たちの福祉施設です。勤労者はもとより、市民の皆さんの福祉増進と教養文化の向上の場、交流の場としてご利用ください。◆開館時間 午前9時～午後9時 ◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

■岐阜市勤労者ふれあいセンター(サンライフ岐阜)

長良1029-3／233-9321

趣味の活動やサークル活動の拠点として活用していただける施設です。

◆開館時間 午前9時～午後9時(祝休日は午後5時まで)

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

■岐阜ファミリーパーク 北野北／229-3922

「こどもゾーン」には大型遊具、ゴーカート、ボブスレー、ボートなどがあり、親子で楽しむことができます。「スポレクゾーン」には、野球場、サッカー兼ラグビー場、テニスコートなどのほか、「ミワクル広場」には大型複合遊具があるなど、豊かな自然の中でさまざまな活動ができます。

◆開園時間 午前9時30分～午後4時30分 ※季節および施設により異なる

◆休園日 火曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

◆入園料 無料(一部有料施設あり)

■岐阜市少年自然の家 山県北野2081／229-2888

学校や青少年団体などが宿泊研修できる施設です。子どもたちや家族を対象に野外活動や自然体験の機会を提供しています。

◆休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、第3日曜日、年末年始



38 文化・スポーツ・レクリエーション施設

■**長良公園** 長良字城之内1466－10／**232－6709**
公園全体が見渡せる「花のテラス」や花の楽園を演出した「沈床花園」があり、四季の草花や樹木に親しみ、自然とふれあえる場所です。その他にも大型複合遊具、芝生広場、軽スポーツ広場などがあり、子どもから大人まで楽しめる公園です。

◆**入園料** 無料 ◆**休園日** 年中無休 ※一部施設は休館あり

■**ながら川ふれあいの森**

農林課(市庁舎13階／**214－2079**)

四季の森センター(三田洞211／**237－6677**)

市内最高峰の百々ヶ峰(どどがみね)周辺を、東海自然歩道も含めて散策できる森です。野鳥観察施設、薬木の広場、展望台などがあり、四季の森センターは多目的室を、キャンプ場はテント区画や野外炊事場を利用できます。また、各種団体がさまざまなイベントや講座などを開催しています。

▶**四季の森センター** ◆**開館時間** 午前9時～午後5時

◆**休館日** 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始
※同センターの一部施設とキャンプ場の利用は有料。

■**岐阜市畜産センター公園**

椿洞776－4／**214－6333**

バラやアジサイ、花菖蒲などの栽培、広大な芝生広場、グラウンドなどを備え、豊かな自然とふれあいながら多様な活動を楽しめる、憩いの場所です。◆**入園料** 無料 ◆**年中無休**

■**道の駅「柳津」**

柳津町仙右城7696－1／**388－8719**

情報館、物販館など交流施設のほか、境川の自然もお楽しみいただけます。

■**岐阜薬科大学薬草園**

椿洞935(畜産センター公園東)／

**237－3931**(岐阜薬科大学三田洞キャンパス)

多数の薬用植物を栽培展示し、育種研究と野外教育を行っています。4月9日～10月31日の月・水・金・日曜日(祝休日

と8月は除く)は一般公開され、ガイドボランティアが見学のお手伝いをします。ガイドの当番表は、園ホームページまたは園入口でご確認ください。

■**プラザ掛洞 奥1－104**／**239－9390**

ごみを焼却する際に出る余熱を利用した、温水プールやこどもプール、ウォータースライダーと浴場(白湯・気泡風呂・サウナ)を備えるほか、各種講座を開講しています。

◆**開館時間** 午前10時～午後9時(温水プールは平日：午後1時～9時、土曜日：午前10時～午後9時、日曜日・祝休日：午前10時～午後6時) ◆**休館日** 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始 ※7月21日～8月31日は無休

◆**利用料** 一般490円、中学生以下と70歳以上は240円

■**掛洞苑(フィールドアスレチック広場)**

奥字掛洞378／**239－9911**(掛洞プラント)

約250本の桜に囲まれたフィールドアスレチック広場もあり、親子でのんびり遊べる「岐阜の原っぱ」です。◆**利用料** 無料

■**リフレ芥見 芥見6－283－2**／**241－8831**

幅広い年齢の皆さんが気軽にスポーツを楽しめるよう、屋内には歩行浴プールやジャグジー・サウナ、屋外には多目的ドームや芝生広場などを備えます。

◆**開館時間** 午前9時～午後9時 ※施設により異なる(歩行浴プールなどは午前10時～)

◆**休館日** 月曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始

◆**入館料** 一般240円、中学生と70歳以上は120円

■**芥見リサイクルプラザ**

芥見6－368 東部クリーンセンター内／**243－2421**

ごみ処理施設見学、粗大ごみ再使用展示品の譲渡会、リサイクル工作体験などを行います。

◆**開館時間** 平日の午前9時～午後5時

◆**休館日** 土日祝休日、年末年始

39 コミュニティバス(ぎふっこバス)

 交通政策課(市庁舎15階／**214－2017**)

■**運賃・1日乗車券**

運行地区名	運賃 ※1		全地区共通1日乗車券 ※2
加納／市橋／日光／三輪／中心市街地東部／芥見東・南／黒野・西郷／藍川／長森南／境川／長良・長良東／芥見・岩／三里・本荘／常磐・鷺山・長良西／茜部・厚見／日野／北長森／七郷・木田／岩野田・岩野田北	【1乗車】 大人(中学生以上)：100円 小人(小学生)：50円	【1乗車】 幼児(小学校入学前)：大人もしくは小人1人に同伴の幼児は1人まで無料。 2人目からは小人料金。 乳児(1歳未満)：無料	大人(中学生以上)：200円 小人(小学生)：100円 全地区のコミュニティバスでご利用できます。 (他地区への乗り継ぎ可能)

※1 運賃は後払いです。

◎現金でお支払いの場合は小銭をご用意ください。

◎「ICカード乗車券(アユカ)」 「高齢者おでかけバスカード」でお支払いの場合は、乗車時および降車時にカードリーダーにタッチしてください。「高齢者おでかけバスカード」でお支払いの場合は、運賃が2割引となります。

◎障がいのある人は運賃が半額です。現金の場合は支払い時に障がい者手帳などを運転手に提示してください。「ICカード乗車券(アユカ)」の場合は、購入時に障がい者手帳などを販売場所に提示してください。介護者1人も割引の対象となります。

※2 「全地区共通1日乗車券」はコミュニティバス車内で販売しています。

●**コミュニティバス相互や岐阜バスとの乗り継ぎ割引**

現金回数券	・コミュニティバス相互：乗り継ぎ前のバスで運転手から「乗り継ぎ券」をもらい、乗り継ぎ後のバスで運転手へお渡しください。40円割引 ・コミュニティバスと岐阜バス：割引なし
ICカード乗車券(アユカ)	45分以内に乗り継ぎ：乗り継ぎ後のバスで40円割引 45分を超えて乗り継ぎ：割引なし
高齢者おでかけバスカード	割引なし

●**ICカード乗車券(アユカ)と高齢者おでかけバスカードの利用**

▶**ICカード乗車券(アユカ)** ◆**販売場所** 岐阜バスターミナル・各営業所など

▶**高齢者おでかけバスカード** →詳しくは20ページをご覧ください。

▶**両カードの入金(積み増し)場所**

コミュニティバス・岐阜バス車内、岐阜バスターミナル・各営業所など、自動入金機(市庁舎1階売店内など)

■**運行地区** ※下線のある経由地ではコミュニティバス相互の乗り継ぎが可能。また、太字の経由地では鉄道に乗り継ぎができます。

運行地区名	愛称	主な経由地
加納(加納・加納西)	加納めぐりバス	JR岐阜駅南口、南部コミセン、MEGAドンキUNY、朝日大学病院 など
市橋	西ぎふ・くるくるバス	JR西岐阜駅、市民病院、県図書館・県美術館、県庁、OKBふれあい会館 など
日光(島・早田・城西・則武)	にっこりバス	忠節、岐阜赤十字病院、マーサ21、ぎふ清流文化プラザ など
三輪(三輪北・三輪南)	みわっこバス	岐北厚生病院、バロー栗野店、三田洞神仏温泉、北東部コミセン、ファミリーパーク など
中心市街地東部(白山・梅林・華陽)	e(いい)バス	JR岐阜駅南口、名鉄岐阜駅、柳ヶ瀬、斎苑、ハローワーク、西友岐阜華陽店 など
芥見東・南	みどりっこバス	バロー芥見店、みどり病院、生協芥見店、東部コミセン など
黒野・西郷	ほっとバス	岐阜大学病院、マーサ21、中西郷、黒野会館、黒野城跡、西部事務所、平野総合病院 など
藍川	あいあいバス	加野団地、北東部コミセン、石原台団地、バロー芥見店 など
長森南	373(みなみ)バス	県総合医療センター、長森コミセン、JR長森駅、イオンモール各務原 など
境川(鷄・日置江・柳津町)	境川らくちゃんバス	名鉄柳津駅、柳津地域事務所、カラフルタウン、もえぎの里、イオン柳津店、松波総合病院、笠松病院、高齢者福祉センター など
長良・長良東	ながらうかいバス	バロー長良店、長良北町、ピアゴ長良店、サンマート長良店、長良医療センター、雄総など
芥見・岩	芥見岩っこバス	バロー芥見店、東部コミセン、諏訪山、バロー岩田店、岩田坂 など
三里・本荘	すまいるバス	市民病院、県図書館・県美術館、MEGAドンキUNY、オーキッドパーク など
常磐・鷺山・長良西	さんさんバス	マーサ21、鷺山保育所、常磐保育園、椿洞、サンマート長良店、ピアゴ長良店、長良西小学校、岐阜赤十字病院、ぎふ清流福祉エリア など
茜部・厚見	厚見・茜部ぐるりふれあいバス	バロー茜部本郷店、茜部公民館、MEGAドンキUNY、領下郵便局、厚見公民館、JR岐阜駅南口 など
日野	ひのっこバス	平和堂、日野小学校、バロー長良店、岐阜病院 など
北長森(長森北・長森西・長森東)	長森ふれあいバス	バロー北一色店、県総合医療センター、長森コミセン、JR長森駅、平和堂、澤田病院 など
七郷・木田	七郷・木田バス	マーサ21、岐阜清流病院、岐阜西改田簡易郵便局、オークワ西改田店、西友改田店 など
岩野田・岩野田北	ぐるっとバス	バロー栗野店、岐北厚生病院、三田洞神仏温泉、サンマート長良店 など

■**デマンド型乗合タクシー(要事前予約)**

運行地区名	主なのりば	運賃 ※1	1日乗車券料金※2
方県・網代	岐阜大学病院、平野総合病院、則松公民館、福富医院、網代診療所、プラザ掛洞、石谷など	【1乗車】 大人(中学生以上)：300円 ※70歳以上は240円 小人(小学生)：150円 ※大人もしくは小人1人に同伴された幼児は1人まで無料	大人(中学生以上)：600円 小人(小学生)：300円

※1 運賃は後払いです。

◎ICカード乗車券(アユカ)、高齢者おでかけバスカードはご利用できません。現金または回数券でのお支払いとなります。現金でお支払いの場合は小銭をご用意ください。

◎障がいのある人は運賃が半額です。障がい者手帳などを運転手に提示してください。介護者1人も割引の対象となります。

※2 「1日乗車券」は車内で販売しています。購入当日、購入者本人に限りご利用できます。

●**コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー相互の乗り継ぎ割引**

運転手から「乗り継ぎ券」をもらい、乗り継ぎ後の運転手にお渡しください。40円割引

●**回数券**(デマンド型乗合タクシー車内で販売)

◆**金額** 大人(中学生以上)：1,000円(100円×11枚)、小人(小学生)：500円(50円×11枚)

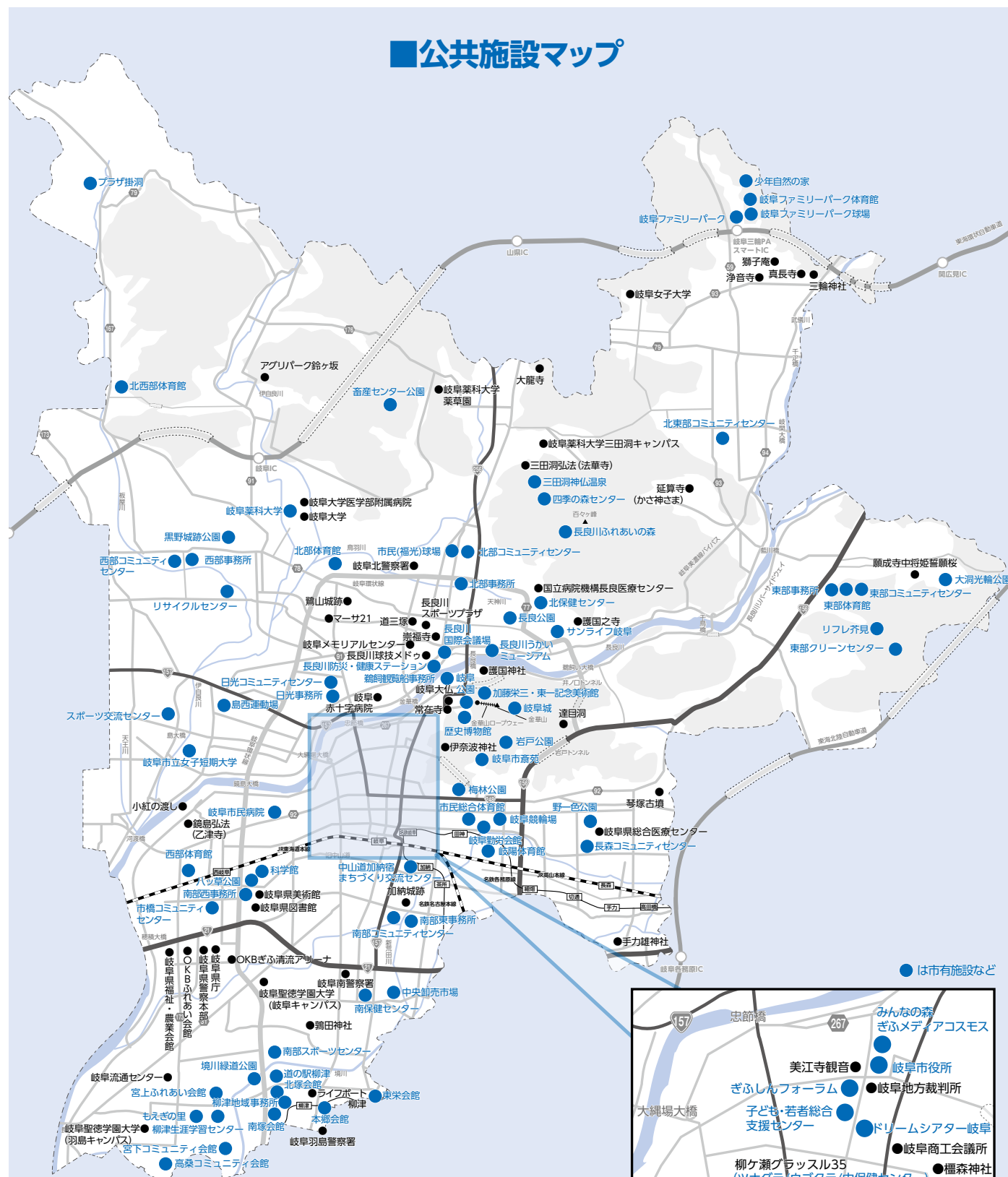
※障がいのある人は半額。購入時に障がい者手帳などを提示。学割回数券:1,800円(300円×10枚)、高齢者回数券:2,400円(300円×10枚)

■**コミュニティバスサポート便(要事前予約)**

運行地区名	運行エリア	運賃	コミュニティバスとの乗り継ぎ ※降車時に運転手から乗継券を受け取る
芥見・岩	上芥見、高天ヶ原・和光団地、岩滝	200円/回 現金のみ	サポート便 コミュニティバス 200円/回 乗り継ぎ 1日中無料
岩野田・岩野田北	岩崎山手	100円/回 現金のみ	サポート便 コミュニティバス 100円/回 乗り継ぎ 1回無料 1回無料 乗り継ぎ 100円/回

※大人もしくは小人(小学生)1人に同伴された幼児は1人まで無料

■公共施設マップ



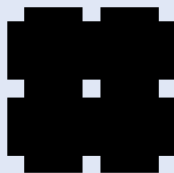
●は市有施設など

問 ecobike株式会社(運営事業者) ☎0120-225-313
(午前7時～午後9時)

■岐阜市シェアサイクル「Gifu-ride」

市内に設置するサイクルポートで、24時間(一部を除く)自由に貸し出し・返却ができる自転車貸し出しサービスです。目的に合わせて、短時間から利用できます。スマートフォンに専用アプリをダウンロードして乗車します。サイクルポートの場所や利用方法など、詳細は専用ホームページをご覧ください。





岐阜市の情報をもっと身近に！もっと便利に！

★岐阜市公式SNS

LINE



X



Facebook



ギフスタ！



YouTube



COLORS.Gifu City



★「広報ぎふ」
スマートフォンアプリ



Android版



iOS版



カタログポケット

